

平成30年度
AY2018

学 生 便 覧
Student Handbook

広島大学大学院
医歯薬保健学研究科

Hiroshima University
Graduate School of Biomedical and Sciences

「学生便覧」について

1. この『学生便覧』は、平成30年度広島大学大学院医歯薬保健学研究科入学生を対象とする大学院の諸規則、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. 前半部に学生生活における注意事項等と、広島大学及び大学院、医歯薬保健学研究科の規則等を記載してあります。
3. 「Ⅱ-2. 各専攻の履修基準等、研究指導体制及び学位請求手続き学生生活について」では、修了するための必要履修単位や学位請求に関するスケジュール等が記載してあります。
4. 卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければならないので、紛失しないよう大切に扱ってください。
5. この『学生便覧』と『広島大学学生情報の森 もみじ』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要（シラバス）』を活用して、遺漏なく各自の履修計画を立ててください。

注意事項

本学では、「もみじ」学生向け情報ポータルサイトが運営されており、学生生活に必要な情報が集約されています。

また、このサイトの「もみじ Top」から個人ポータルサイト「My もみじ」にログインできます。

Hiroshima University runs the Student Information System “MOMIJI” for students. This is a web-based portal site which offers information related with student life. Through MOMIJI Top of this site, you can log in to your personal portal site MY MOMIJI.

大学から学生のみなさんへの伝達事項は主として「Myもみじ」電子掲示板により行いますので、1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてしてください。

(URL : <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>)

「My もみじ」及び掲示を確認しなかったために、思いもかけない不利益を被る場合があるので、注意してください。

また、緊急を要する場合は携帯電話、電子メールで伝達することもありますので、必ず普段使用している番号、アドレスを学生支援グループに届け出てください。

Since the important messages or notices from university to you will be mainly posted on the electric bulletin board of MY MOMIJI, please check the MOMIJI system at least once a day.

(URL: <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>)

Urgent information can be provided to your cell phone or e-mail address. Please make sure to register your cell phone number and your e-mail address at the Student Support Group.

広島大学の理念

Guiding Principles of Hiroshima University

○平和を希求する精神

The Pursuit of Peace

○新たなる知の創造

The Creation of New Forms of Knowledge

○豊かな人間性を培う教育

The Nurturing of Well-Rounded Human Beings

○地域社会・国際社会との共存

Collaboration with the Local, Regional, and International Community

○絶えざる自己変革

Continuous Self-Development

医歯薬保健学研究科の理念

Guiding Principles of Graduate School of Biomedical & Health Sciences

広島大学の理念に立脚し、医学・歯学・薬学・保健学の基盤的研究を推進し、その深奥を究めるとともに、諸学問の総合研究あるいは学際的研究及び先進的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて豊かで幅広い学識と高度な研究能力を有する教育者・研究者及び高度専門医療人を養成することにより、世界の医学・歯学・薬学・保健学の発展と人類の健康と福祉の向上に寄与する。

Putting on a great value on the guiding principles of Hiroshima University, our basic principles are as follows;

- ・To promote fundamental research in medicine · dentistry · pharmaceutical sciences · health sciences
- ・To explore new areas of knowledge through exercising synthetic, scientific and advanced research
- ・To foster educators · scientists · highly specialized personnel who possess extensive knowledge and advanced skills
- ・To contribute to the development of human health · welfare and medicine · dentistry · pharmaceutical sciences · health sciences at a global level

目 次 Table of Contents

広島大学学期区分・医歯薬保健学研究科授業時限表	4
Hiroshima University Semester Distinction and Class Period of Graduate School of Biomedical & Health Sciences	

I 教務・学生生活 Educational Affairs / Student Life

1 諸手続について Various Procedures	7
2 奨学金・授業料について Scholarships / Tuition Fee	14
3 保健管理センターについて Health Service Center	16

II 教育の方法及び内容等 Education System and Content

1 教育に関する規則 Regulations on Education	
(1) 広島大学通則	19
Hiroshima University General Provisions	
(2) 広島大学大学院規則	31
Hiroshima University Graduate School Regulations	
(3) 広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則	43
Hiroshima University By-laws for Graduate School of Biomedical and Health Sciences	
(4) 広島大学学位規則	48
Hiroshima University Degree Regulations	
(5) 広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規	53
(6) 広島大学大学院共通授業科目に関する細則	58
Hiroshima University Graduate School By-Laws Regarding Classes for Common Subjects	
(7) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	63
Hiroshima University By-Laws Regarding Approval of Previously Acquired Credits	
(8) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	64
Hiroshima University By-Laws on the Treatment of Long-term Completion of Curricula	
(9) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	65
Hiroshima University Regulations on Assisting Disabled Students with School Attendance, etc.	
(10) 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	66
Hiroshima University Excellent Student Scholarship Regulations	
2 各専攻の履修基準等，研究指導体制及び学位請求手続き Course Registration Criteria, Research Guidance System, and Degree Application Procedures	
(1) 医歯科学専攻（修士課程）	67
Medical and Dental Sciences Major (Master's Course)	
(2) 口腔健康科学専攻（博士課程前期）	79
Oral Health Sciences Major (Master's Course)	
(3) 薬科学専攻（博士課程前期）	85
Medicinal Sciences Major (Master's Course)	
(4) 保健学専攻（博士課程前期）	91
Health Sciences Major (Master's Course)	
(5) 医歯薬学専攻（博士課程）	101
Biomedical Sciences Major (Doctoral Course)	
(6) 口腔健康科学専攻（博士課程後期）	113
Oral Health Sciences Major (Doctoral Course)	
(7) 薬科学専攻（博士課程後期）	119
Medicinal Sciences Major (Doctoral Course)	
(8) 保健学専攻（博士課程後期）	125
Health Sciences Major (Doctoral Course)	
(9) 博士課程リーダー育成プログラム「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー 育成プログラム」関連科目	133
Courses Related to the Phoenix Leader Education Program for Renaissance from Radiation Disaster	

III 諸規則 Regulations

1	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則 Hiroshima University Regulations Regarding Harassment Prevention	135
2	広島大学学生交流規則 Hiroshima University Student Exchange Regulations	137
3	広島大学研究生規則 Hiroshima University Regulations Regarding Research Students	141
4	広島大学外国人研究生規則 Hiroshima University Regulations Regarding Foreign Research Students	144
5	広島大学科目等履修生規則 Hiroshima University Regulations Regarding Credited Auditors	147
6	広島大学学生生活に関する規則 Hiroshima University Regulations Regarding Student Life	149
7	広島大学授業料等免除及び猶予規則 Hiroshima University Regulations on Tuition Exemption and Postponement	151
8	広島大学学生表彰規則 Hiroshima University Regulations Regarding Student Commendation	155
9	広島大学学生表彰基準	156
10	広島大学学生懲戒規則 Hiroshima University Student Disciplinary Regulations	158
11	広島大学霞地区体育館使用細則	162

IV その他 Other

	組織及び職員 Organization and faculty staff	165
--	--	-----

広島大学学期区分 Semester Distinction

	期 Period	間	授 業 日 数 Number of weeks	区 Distinction
前期 Spring Semester	4. 1	～	4. 7	春季休業 Spring Vacation
	4. 8	～	8.10	19週 19 weeks 授業 Class Period
	8.11	～	9.30	夏季休業 Summer Vacation
後期 Fall Semester	10. 1	～	12.25	13週 13 weeks 授業 Class Period
		11. 5		創立記念日 Foudnation day
	12.26	～	1. 5	冬季休業 Winter Vacation
	1. 6	～	2.15	7週 7 weeks 授業 Class Period
	2.16	～	3.31	学年末休業 End of Year Holidays

注) 上記の学期区分は、広島大学通則に基づく期間であり、学年暦(授業スケジュール)とは異なる場合があります。
 学年暦(授業スケジュール)については、広島大学学生ポータルサイト「学生情報の森 もみじ」をご覧ください。
 「学生情報の森 もみじ」
 (もみじTop)→「学びのサポート」→「学年暦 (授業スケジュール) / 授業時間割」

Note) See "Momiji" for class schedule.

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/class-schedule.html>

医歯薬保健学研究科授業時限表 Class Period of Graduate School of Biomedical & Health Sciences

時限 Period		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
時間 Time	開始 Start	8:45		10:30		12:50		14:35		16:20		18:15 (18:00) 《18:20》		19:40 (19:40) 《19:50》	
	終了 Finish	10:15		12:00		14:20		16:05		17:50		19:30 (19:30) 《19:40》		20:55 (21:10) 《21:10》	

※11・12時限, 13・14時限の時間は博士課程の時間帯を示す。

* 11th, 12th, 13th and 14th periods show class times for Doctoral Courses.

() 書きは薬科学専攻, 保健学専攻(博士課程前期)の時間帯を示す。

The time noted in () shows class time for Medicinal Sciences Major and Master's Course of Health Sciences Major.

《 》書きは医歯科学専攻(修士課程), 口腔健康科学(博士課程前期)の時間帯を示す。

The time noted in 《 》 shows class time for Medical and Dental Sciences Major (Master's Course) and Master's Course of Oral Health Sciences Major.

月別主要日程表 Monthly major schedule

月 Month	教務全般 Educational Affairs		授業料免除・奨学金等 Tuition Fee Waivers/Scholarships
	修士課程・博士課程前期 Master's course	博士課程・博士課程後期 Doctoral course	
4	<ul style="list-style-type: none"> 前期講義科目履修登録 Registration period for the spring semester 履修計画表提出(新入生) Course Registration Plan Submission Due Date 研究指導グループ届提出(新入生) Registration Form Submission Due Date 		<ul style="list-style-type: none"> 前期授業料免除申請(新入生) Application for tuition fee waivers for the spring semester(new enrolled students) 奨学金(在学採用)申請 Application for scholarships (current enrolled students) 日本学生支援機構在学届提出 Submission of Certificate of Enrollement to Japan Student Services Organization
		<ul style="list-style-type: none"> 学位申請提出期限 Dissertation Submission Due Date 	
5			<ul style="list-style-type: none"> 入学料免除結果通知 Notification of selection result of admission fee waivers
6			<ul style="list-style-type: none"> 前期授業料免除結果通知 Notification of selection result of tuition fee waivers for the spring semester
7		<ul style="list-style-type: none"> 学位申請提出期限 Dissertation Submission Due Date 	<ul style="list-style-type: none"> 後期授業料免除申請用紙交付 Delivery of application form for tuition fee waivers for the fall semester 奨学生採用決定通知 Notification of scholarship appointed students
8	夏季休業 Summer vacation		
9	<ul style="list-style-type: none"> 夏季休業 Summer vacation 前期成績発表 Opening grade for the spring semester 後期時間割確定 Announcment of class schedule and syllabus for the fall semester 後期講義科目履修登録 Registration period for the fall semester 9月修了学位記授与式 Degree Conferment Ceremony on September 		<ul style="list-style-type: none"> 後期授業料免除申請 Application for the tuition fee waivers for the fall semester 奨学金(予約採用)申請 Application for scholarship (new enrolled students for the next academic year)

月別主要日程表 Monthly major schedule

月 Month	教務全般 Educational Affairs		授業料免除・奨学金等 Tuition Fee Waivers/Scholarships
	修士課程・博士課程前期 Master	博士課程・博士課程後期 Doctoral	
10	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文説明会（～11月上旬） Orientation meeting for Master's thesis 希望進路「Myもみじ」入力（最終学年） Entry of Future plans in My MOMIJI (Final-year students) 	<ul style="list-style-type: none"> 学位申請提出期限 Dissertation Submission Due Date 	
11			<ul style="list-style-type: none"> 後期授業料免除結果通知 Notification of selection result of tuition fee waivers for the fall semester 奨学金満了者返還説明会 Guidance of scholarship repayment for the students whose scholarship is expiring
12	<ul style="list-style-type: none"> 冬季休業 Winter vacation 	<ul style="list-style-type: none"> 学位申請提出期限 Dissertation Submission Due Date 	
1	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文題目等提出 Master's Thesis Title Submission Due Date 	<ul style="list-style-type: none"> 学位申請提出期限 Dissertation Submission Due Date 	<ul style="list-style-type: none"> 前期授業料免除申請用紙交付 Delivery of application form for tuition fee waivers for the fall semester 奨学金借用証書提出 Submission of certificate of scholarship status 奨学金返還免除申請 Application for scholarship repayment exemptions
2	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文発表会 Public presentation meeting 修士論文提出 Master's Thesis Submission Due Date 学年末休業 End of year Holidays 		
3	<ul style="list-style-type: none"> 学年末休業 End of year Holidays 後期成績発表 Opening grade for the fall semester 次年度時間割・シラバス発表 Announcement of class schedule and syllabus for the next academic year 前期講義科目履修登録 Registration period for the spring semester 学位記授与式 Degree Conferment Ceremony on March 		<ul style="list-style-type: none"> 次年度前期授業料免除申請 Application for tuition fee waivers for the next academic year

I 教務・学生生活

Educational Affairs / Student Life

1	諸手続について	7
	Related procedures	
2	奨学金・授業料について	14
	Scholarships / Tuition Fee	
3	保健管理センターについて	16
	Health Service Center	

1 諸 手 続 に つ い て

1 Various Procedures

I 共 通 Common Notification

(1) 諸書類の提出期限 Deadline for Document Submission

在学中、提出を要する願・届出等の書類は多数あります。掲示等により提出期限を周知するので、注意してください。

There are many documents that students should submit while at university. Please note that the deadline for document submission will be posted on MY MOMIJI (Hiroshima University's Student Information System).

(2) 各種証明書の交付 Issuing Certificates

① 在学証明書 Certificate of Enrollment

② 修了見込証明書 (修士課程及び博士課程前期のみ)

Certificate of Expected Graduation (only for students enrolled in the Master's Course)

③ 学割証 (学校学生生徒旅客運賃割引証) Student Discount Certificate (Student Passenger Fare Discount Certificate)

④ 健康診断証明書 Health Checkup Certificate

⑤ 学業成績証明書 Certificate of Academic Records

⑥ 通学証明書 Certificate of Attendance

⑦ 社会貢献活動証明書 Certificate of Involvement in Social Contribution Activities

⑧ その他 Other

上記①～⑤の証明書は、『証明書自動発行機』で発行します。⑥～⑧の証明書は、学生支援グループ (学生生活担当) 窓口備え付けの交付願簿により請求してください。

The certificates listed in ① to ⑤ above will be issued by automatic certificate issuing machines at Hiroshima University. For the certificates listed in ⑥, ⑦ and ⑧ above, please apply for them using the application forms available from the Student Support Group (Student Life).

自動発行機設置場所 Location of Automatic Certificate Issuance Machine	利用時間 Operating Hours
基礎・社会医学棟 1 階 1F, Basic and Sociomedical Research Building	月～金 8:30～21:30 Monday – Friday: 8:30 – 21:30
歯学部 C 棟 2 階 2F, Building C in the School of Dentistry	土 8:30～17:00 Saturday: 8:30 – 17:00

※ 日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は利用できません。

* The machines are not available for use on Sundays, national holidays, and from December 29 through January 3.

注意事項 Notes:

ア 学割発行枚数は、1人当たり年間20枚までです。

Up to 20 Student Discount Certificates may be issued per person per year.

イ 発行には学生証が必要です。 It is necessary to show your student ID card to issue these certificates.

ウ 発行機の使用については、画面の指示に従って操作してください。

Follow the on-screen instructions to operate the automatic certificate issuance machine.

エ 学生証を再発行した場合は、旧学生証は使用できません。

If your student ID card has been reissued, you cannot use the old one.

オ 発行された証明書等の内容についての問い合わせは、学生窓口に申し出てください。

Please contact the Student Support Group (Student Life) for inquiries about issued certificates.

(3) 国立大学図書館の相互利用 Inter-library Use of National University Libraries

中国・四国地区に存置する 13 国立大学においては、学生・大学院生等の教育・研究環境のさらなる充実への支援の一環として、各大学附属図書館を相互に利活用することが可能になりました。

夏季休業等で帰省、旅行、長期遠征、合宿等の際には、本学学生証を持参のうえ、ふるって利用してください。

In 13 national universities located in the Chugoku and Shikoku regions, it has been made possible to use each other's libraries as part of measures to improve the educational and research environment for undergraduate and graduate students.

Please take your student ID card with you when you use one of these libraries, for instance when you return to your home town or are going on a trip, a long expedition, or a training camp during the summer holidays or on other occasions.

II 教務関係 Educational Affairs

願い出用紙は学生支援グループ（大学院担当）窓口にて配布。指導教員の承認を経て、休学または退学等を希望する日の前月までに提出すること。

Various application forms are available from the Student Support Group (Graduate Students). Students who want to be absent or withdraw from university should obtain approval from their academic supervisor, and submit the relevant application form at least **one month before the starting date of their absence or withdrawal**.

(1) 休学 Leave of Absence

疾病及びその他やむを得ない事由により 3 ヶ月以上就学できない場合は、休学することができます。この場合、所定の用紙に必要事項を記入し、主指導教員に了承（了承印）を得て、休学願を提出してください。

願い出に際しては、休学開始月の前月末日までに提出してください。その日付をさかのぼり処理することはできません。遅れると授業料を余分に納めなければならないことがあります。

また、1 回の手続きで休学できる期間は 1 年以内ですが、特別の事情により、引き続き休学を延長する場合は、休学期間が終了する前に手続きの更新が必要です。（最長連続 2 年）

※ 休学期間中も年次は進行する。

例) 2 年次の 4 月に 1 年間休学した場合、翌年 4 月に 2 年次生の授業を履修するが、扱いは 3 年次生になる。

※ 「疾病」による場合は、医師の診断書の提出が必要です。

※ 「やむを得ない事由」とは、次の事例等のみ該当します。

・授業料支払義務者が失業、死亡等又は風水害等に被災し、入学当初と状況が違い授業料等の支払が困難になった場合。

・出産・育児、家族の介護など。

If you cannot attend university for three or more months due to illness or other unavoidable circumstances, you are allowed to take leave of absence. In such a case, fill out the Application Form for Leave of Absence and submit it to the Student Support Group after obtaining approval with an approval seal from your chief academic supervisor.

Please submit the application form by the end of the month before the month from which you want to take leave of absence. If you miss the deadline, you may be required to pay the tuition fees for your period of absence because the application cannot be processed retroactively.

The period of absence is up to one year per application. If you want to extend your period of absence because of exceptional circumstances, you should follow the renewal procedure before the period of absence expires (up to two consecutive years).

* You will be moved up to the next year although you are absent from university.

e.g.) If you are absent from university for one year from April in your second year at university, although you will be considered a third-year student, you will be required to take courses offered to second-year students from the next April.

* If you are absent from university because of illness, a medical certificate is required.

* Unavoidable circumstances refer only to the cases described below.

- If you have difficulty paying your tuition fees because your situation has changed from when you enrolled, in that the person responsible for paying your tuition fees has become unemployed, has died, or has suffered damage from wind, flood, or other disaster.
- Childbirth, child rearing, or long-term nursing care for family members

(2) 復学 Return to University

休学期間中であっても就学が可能な状況になれば、所定の手続きを行い、許可を得て復学することができます。この際には、休学理由が解消されたことを示す証明書（病気の場合は医師の診断書）を添付の上、復学希望月の前月末日までに復学願を提出してください。

なお、月の途中で復学した場合は、その月の授業料は納めなければなりません。

許可を受けた休学期間満了後、復学する場合の復学手続きは不要です。

If your situation allows you to attend university during your leave of absence, you can return to university after obtaining permission through the prescribed procedure. In such a case, you are required to submit the Application Form for Return to University and a certificate showing that there is no longer a reason for you to be absent from university (a medical certificate in the case of illness) by the end of the month before the month in which you want to return to university. If you return in the middle of the month, you will need to pay the tuition fees for the relevant month. You do not need to follow the procedure to return to university after the approved period of leave of absence expires.

(3) 留学 Studying Abroad

外国の大学又は短期大学に留学する場合は、留学願を提出しなければなりません。休学と異なり留学期間は、本学の在学期間に算入され、留学先で修得した単位は10単位を限度として認定されます。

If you plan to study at an overseas university or junior college, you are required to submit an Application Form for Study Abroad.

Unlike in the case of leave of absence, the period of overseas study will be included in the period of attendance at Hiroshima

University, and up to ten credits that you have earned at the overseas university or junior college will be recognized by Hiroshima University.

(4) 退学 Withdrawing from University

諸般の理由により退学を願ひ出る場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、主指導教員に了承（了承印）を得て、退学願を提出しなければなりません。休学と同じく日付をさかのぼって許可することはできないので、早めに願ひ出てください。

なお、授業料等納入すべき金額が完納されていなければ退学は許可されません。

If you withdraw from university due to circumstances, fill out the Application Form for Withdrawal and submit it to the Student Support Group after obtaining approval with an approval seal) from your chief academic supervisor. Like the case of leave of absence, you are advised to submit the application form as early as possible because the application cannot be processed retroactively. However, withdrawal will not be approved if tuition fees and other charges that you should pay are not paid in full.

(5) 身上異動（改姓等） Changes in Personal Information (Change in your family name, etc.)

改姓等は、学籍関係事項のうちもっとも基本的なものであると同時に、学生生活上日常的に必要な事項でありますので、これらに変更が生じた場合は、戸籍抄本等を添えてすみやかに届け出てください。

Your personal information, including your family name, forms the most basic element of the university register, and is used for various procedures related to your student life. If there is any change in your personal information, please notify us of this as soon as possible, and submit the necessary documents, including a partial copy of the family register.

(6) 履修手続等 Course Registration

電子掲示板により通知された期間に、受講する全ての科目を、学内外のパソコンを利用して「もみじ」から履修登録してください。(授業時間割は、毎年授業開始時に発表します。)

また、他研究科及び他学部専門科目等を履修する場合は、それぞれの研究科、学部の指示に従ってください。

毎期、履修登録期間が設定されていますので、必ずその期間中に履修登録を行ってください。

履修登録期間外の履修登録を原則として認めていませんので、必ず期間内に自己責任で確認してください。

You are required to register for all courses that you will take via MY MOMIJI during the registration period notified on the electronic bulletin board using a personal computer from inside or outside the university. (The course schedule will be announced on MY MOMIJI at the beginning of each semester.) If you take specialized subjects offered by other Graduate Schools or Schools, please follow their instructions.

The course registration period is set in each semester. Please register during the set period. Since course registration is, in principle, accepted only during the notified period, please make sure that your registration has been properly completed during the registration period.

(7) 学業成績表の発表について Announcement of Academic Records

掲示により成績を発表したことを通知しますので、「もみじ」から成績を確認してください。

ただし、個人情報保護のため、学内からの「もみじ」へのアクセスの場合のみ確認が可能です。

We will notify you when your academic records have been announced on MY MOMIJI. Please check your academic records after the announcement. Please note that you can access the records on MY MOMIJI only through the campus network so that no personal information is leaked.

(8) 長期履修制度について Long-term Completion of Curricula

① 長期履修学生制度とは Long-term Completion of Curricula

職業を有している等の事情により、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することができる制度です。

この制度による授業料は、通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることができます。

This system allows students to graduate from university or complete the graduate course by studying the curricula in a planned manner over a certain period of time that exceeds the standard term of study under certain circumstances such as having a job.

In this system, students are allowed to pay tuition fees in yearly installments, dividing the total fees for the whole period of study by the number of approved years.

② 対象となる学生 Students Eligible for the System

長期履修を願い出できる者は、次のいずれかに該当する者で、修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者です。

Students who fall under any of the following items and who want to study the curricula in a planned manner over a certain period that exceeds the standard term of study are eligible to apply for the long-term completion of curricula system.

- 職業を有し、かつ、就業している者（アルバイトとして就業する者を含む。）で、学修時間の確保が著しく困難である者。

Students who are employed/engaged in a job (including those working part-time) and who have difficulty securing time for studying

- 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難である者。

Students who are involved in housework, child rearing, and long-term nursing care at home and who have difficulty securing

time for studying

- 本学フェニックス入学制度により入学した者。

Students who were admitted to university through the Hiroshima University Special Selection for Senior Citizens.

③ 長期履修の期間 Period of Long-term Completion of Curricula

長期履修の期間は、在学年限の範囲内で本研究科が定める年数を限度とします。

(博士課程) 通常4年 → 最長8年

(博士課程後期) 通常3年 → 最長6年 (保健学専攻は5年)

(修士課程・博士課程前期) 通常2年 → 最長4年 (保健学専攻は3年)

The maximum period of long-term completion of curricula is designated by this graduate school within the maximum period of attendance at university.

〈Doctoral Course〉 Biomedical Sciences Major: (standard) 4 years → (maximum) 8 years

Oral Health Sciences Major, Medicinal Sciences Major: (standard) 3 years → (maximum) 6 years

Health Sciences Major: (standard) 3 years → (maximum) 5 years

〈Master's Course〉 Medical and Dental Sciences Major, Oral Health Sciences Major, Medicinal Sciences Major:

(standard) 2 years → (maximum) 4 years

Health Sciences Major: (standard) 2 years → (maximum) 3 years

④ 申請手続き等 Application Procedures

長期履修を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、指導教員と相談のうえ履修計画を立てる必要があります。

If you want to apply for the long-term completion of curricula system, you need to formulate a course registration plan through consultation with your academic supervisor after receiving guidance on course registration after admission.

※最終年次は申請不可。 No application will be accepted in your final year of university.

※履修期間の変更は一度のみ。(短縮のみ。延長は不可)

変更申請期間は年2回(4月1日～4月15日, 10月1日～10月15日)

You are allowed to change your approved period of study only once (shortening of the period only; extension of the period not allowed).

Applications for changing your approved period of study are accepted twice a year: April 1 to 15 and October 1 to 15.

もし申請した期間より早く修了できる見込みになっても、履修期間の変更の手続きを経なければ、申請した期間満了まで修了することができません。

Even if you expect to complete your course of study in a shorter time than the approved period, you cannot complete the course until the approved period expires unless you follow the procedure to change it.

III 学生関係 Student Affairs

(1) 学生証 Student ID card

学生証は常に携帯し、大学職員からの要求があればこれを提示してください。

また、証明書自動発行機や図書館の利用及び学割、通学定期の利用等の際にも必要です。

Please carry your student ID card with you at all times and present it whenever requested by the university staff. Your student ID card is also needed when you use automatic certificate issuing machines, libraries, and student discount services and to purchase a student commuter pass.

- ① 学生証を紛失したときは、速やかに学生支援グループに申し出てください。

If you lose your student ID card, please report it to the Student Support Group (Graduate Students) immediately.

- ② 修了等で学籍を離れるとき、または有効期間を経過したときは、すみやかに返却してください。

Please return your student ID card when you leave university after completing your course of study or when its period of validity expires.

- ③ 留年した場合、学生証再発行願を提出する必要がありますので、窓口申し出てください。

If you repeat a school year, you will need to submit the Student ID Card Reissuance Application Form to the Student Support Group.

(2) 住所変更等の届出 Notification of Change of Address

本人現住所、帰省先、電話番号等が変わった場合は、必ず「学生情報登録シート」を提出してください。変更手続きをされないと、大学からの重要又は緊急の連絡がつかず、不利益となる場合もあります。

If there is any change in your current address, address of your family residence, or contact information, such as telephone number, you must submit the Student Information Registration Sheet.

If you do not update your information, you may not receive important or emergency information from the university and may be disadvantaged. Please keep it updated.

(3) 駐車場・駐輪場 Car/Bicycle Parking

自動車・自動二輪車・原動機付自転車及び自転車は、必ず所定の駐車場及び駐輪場に止めてください。

なお、駐車場及び駐輪場以外の場所に駐車（輪）した場合は、車の固定又は構内への入構を禁止することがあります。

Park your car, motorcycle, motorized bicycle, or bicycle in the designated car or bicycle parking lots. If you park them in areas other than the designated parking lots, they may be clamped or prevented from entering the campus.

(4) 行事・集会届 Notification for Events and Assemblies

課外活動等で集会や大きな行事をする場合は、行事・集会届を提出してください。

If you plan to hold large-scale assemblies or events as part of your extracurricular activities, submit the Event/Assembly Notification Form.

(5) 事件・事故報告書 Incident/Accident Report

学生生活において何らかの事件や事故に巻き込まれた場合は、必ず学生窓口（大学院担当）に届け出てください。事件・事故発生時に慌てないために、事前に指導教員の氏名・連絡先等を確認しておいてください。

If you are involved in criminal incidents or accidents in your student life, notify the Student Support Group (Graduate Students) of this. In case of emergency, you are advised to confirm the name and contact information of your academic supervisor in advance.

(6) 学生生活上の相談窓口について Consultation Services for Student Life

学生生活の間に生じた、修学面・生活面・健康面等、様々な悩みについては、次頁のように本学は相談窓口を設けていますので、気軽に相談してください。

Hiroshima University provides consultation services for various concerns with your studies, life, and health as described in the next page. Please feel free to consult us on anything.

相談窓口一覧 List of Consultation Services

相談内容 Type of Consultation	窓口 Office	相談申込み受付先等 Appointment and Inquiry	備考 Remarks
健康相談 Health Consultation	保健管理センター 霞分室 Kasumi Branch, Health Service Center	詳細はこの学生便覧「3 保健管理センター について（業務案内）」をご参照ください。 For more information, please refer to “3. Health Service Center” in this Student Handbook.	一部以外は、 原則予約制 Appointment required, in principle, except in an emergency
カウンセリング・学生相談 Counseling/Consultation for Students			
心の健康相談 Counseling for Mental Health			
ハラスメント相談 Harassment Problems	ハラスメント相談室 Harassment Consultation Office	Tel: 082-257-1519	事前申込み制 Appointment required in advance
その他 Other	何でも相談窓口 All-Purpose Counseling Center	Tel: 082-424-6145 E-mail: gakusei-senmon@office.hiroshima-u.ac.jp	—

(7) その他 Other

講義室の使用や物品の借用もできますので、学生窓口でおたずねください。

You are allowed to use lecture rooms and borrow university equipment. Please contact the Student Support Group.

2 奨学金・授業料について

Scholarships / Tuition Fees

I 奨学金について Scholarships

学業成績が優れ、かつ、健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる者については、選考のうえ、奨学金を貸与又は給付する制度があります。

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金と民間及び地方公共団体の奨学金、そして本学独自に設けた奨学制度があります。

これらの奨学金に関する取り扱いは、教育室学生生活支援グループで行っています。

なお、奨学金の案内は「もみじ」により行っています。

また、申請者・受給者に対しての通知は原則「My もみじ」の電子掲示板にて行いますので定期的に確認するようにしてください。

Hiroshima University offers scholarships and student loans after screening for students who have achieved outstanding academic records and are in good health but have difficulty studying at university for financial reasons. We offer various scholarships, including Japan Student Services Organization scholarships, private and municipal scholarships, and Hiroshima University's own scholarships through the Student Services Group of the Education Office.

Information on scholarships available at Hiroshima University will be provided on MY MOMIJI. Since notifications concerning scholarships will also be posted on MY MOMIJI, scholarship applicants and recipients are advised to check regularly.

「もみじ」の URL : <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

→ 「学生生活のサポート」 → 「経済支援」 → 「奨学金」

<参考> 日本学生支援機構のホームページ : <http://www.jasso.go.jp/>

MOMIJI URL: <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/en/index.shtml>

→ “Campus Life Information” → “Economical Support” → “Scholarship”

Reference: Website of the Japan Student Services Organization (JASSO): <http://www.jasso.go.jp/>

II 授業料, 授業料免除 Tuition Fees / Tuition Exemption

(1) 授業料の納付 Payment of Tuition Fees

授業料は、前期（4月末まで）、後期（10月末まで）に分けて、本学から学生情報登録シートにある学資負担者宛に送付する振込用紙により銀行振込をすることとなっています。

Students are required to pay tuition fees for the spring and fall semesters through bank transfer by the end of April and the end of October respectively using a payment slip sent to the person responsible for tuition payment indicated on the Student Information Registration Sheet.

(2) 授業料の免除等 Tuition Exemption, etc.

- ① 授業料の減免は、通則第48条及び授業料等免除及び猶予規則第5条により学業優秀であり、かつ経済的理由により納付が困難と認められる者を対象に選考のうえ、全額又は半額が免除されます。

As stipulated in Article 48 of the Hiroshima University General Provisions and Article 5 of the Hiroshima University Regulations on Tuition Exemption and Postponement, complete or partial exemption from tuition fees is granted after screening to students who have achieved outstanding academic records but have difficulty paying tuition fees for financial reasons.

- ② 授業料の月割分納は、通則第48条及び授業料等免除及び猶予規則第8条により、特別の事情で一括納入が困難と認められる者に対し審査のうえ、許可されます。

Payment in monthly installments may be approved for students recognized as having difficulty paying tuition fees as a lump sum due to exceptional circumstances after screening as stipulated in Article 48 of the Hiroshima University General Provisions and Article 8 of the Hiroshima University Regulations on Tuition Exemption and Postponement.

- ③ 授業料の免除又は月割分納の許可を受けようとする者は、所定の期限までに願書（所定の用紙）を教育・国際室学生生活支援グループへ提出してください。提出期限等については掲示で通知します。

Students who want to be exempted from tuition fees or want to pay them in monthly installments are required to submit the prescribed application form to the Student Services Group of the Education and International Offices by the designated deadline, which will be posted on the bulletin board.

- ④ 授業料の減免又は月割分納を願い出た者は、許可決定まで授業料の納付を猶予されます。（いったん納入された授業料は、返還されないので注意してください。）

Payment of tuition fees for students who have applied for a reduction in or exemption from tuition fees or for payment in monthly installments will be postponed until their application is approved. (Please note that tuition fees that have already been paid cannot be returned.)

「もみじ」の URL : <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

→ 「学生生活のサポート」 → 「経済支援」 → 「入学料免除・入学料徴収猶予」

MOMIJI URL: <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/en/index.shtml>

→ “Campus Life Information” → “Economical Support”

→ “Enrollment Fee Waivers / Extension of Payment Deadline”

<問い合わせ先>

広島大学 教育室 学生生活支援グループ

〒739-8514 東広島市鏡山 1-7-1

電話 (082) 424-6167・6169 (奨学金担当)

(082) 424-6163・6138 (入学料・授業料免除担当)

<Inquiry>

Student Services Group, Education Office, Hiroshima University

1-7-1 Kagamiyama, Higashihiroshima-shi, Hiroshima 739-8514, JAPAN

Tel: +81-82-424-6167/6169 (Scholarship)

+81-82-424-6163/6138 (Enrollment Fee Waivers / Tuition Exemption)

3 保健管理センターについて (業務案内) Health Service Center

保健管理センターは、本学の学生と教職員の体と心の健康をサポートし、疾病予防や健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。また、学生の諸々の悩みについても相談に応じています。

The Health Service Center (HSC) is a university-wide facility that provides physical and mental health management services for students and faculty members to prevent disease and promote good health. HSC also offers consultation on any personal concerns as well as health concerns.

・定期健康診断 Regular Health Check

毎年、4月に全学生を対象に定期健康診断を行います。健康管理の一貫として、毎年必ず受診して下さい。日時や場所は、掲示、保健管理センターのホームページ等でお知らせします。随時の健康診断は行わないので注意して下さい。

A regular health check is held for all students in April every year. You are required to undergo the health check every year to monitor your health. Information on the date, time and venue will be posted on the bulletin board and the HSC webpage. Please note that additional health checks will not be conducted.

・健康診断証明書の発行 Issuing a Health Check Certificate

健康診断の結果は、定期健康診断を受診された方に発行します。健康診断で特に問題のない方は、学内に設置されている証明書自動発行機でも発行できます。発行が可能になりましたら、学生情報システム「もみじ」の電子掲示板でお知らせしますので、各自、健康診断結果を確認して下さい。

再検査の必要な方等、証明書自動発行機では発行できない場合や、厳封及び特定の用紙での発行が必要な時は、保健管理センターで発行を受けてください。

Results of the regular health check will be issued to students who have undergone the health check. The certificate can be issued from an automatic certificate issuing machine at the university if no health problems are detected in the health check. When the health check certificate is ready to be issued, you will be informed via MY MOMIJI (Hiroshima University's Student Information System). Please be sure to read the results of your health check.

If your health check certificate cannot be issued from an automatic certificate issuing machine because you need another physical examination, or if you need to have the certificate sealed or have it printed on a specific form, please contact HSC:

・応急処置 First Aid

学内、登下校中に生じたけがなどに対して応急処置を行います。場合により、専門医への紹介を行います。体調不良の場合は、休養室で休むこともできます。

First aid is provided for minor injuries incurred on campus or on the way to and from university. Referral to a medical specialist may also be provided according to the situation. You may rest in the medical care room if you feel sick.

・健康相談 Health Consultations

医師または看護師が健康管理全般にわたって相談に応じます。

Health consultations on general health problems are provided by a physician or a nurse.

・内科診察 Medical Care and Consultation (Internal Medicine)

内科医が診察します。内科以外でも体に異常や不安を感じる事があれば、情報提供や助言、必要に応じて外部医療機関を紹介します。

If you feel something is wrong or have any concerns about your body, there is a physician who can offer medical care and consultation on internal problems and any other health issues. You may be referred to another medical institute, depending on your health status.

・**栄養相談 Nutrition Consultation**

管理栄養士が食生活全般についての相談に応じます。また、初めての一人暮らしで自炊に困った時の簡単メニューを紹介しています。

A registered dietitian nutritionist offers consultation on diet, and introduces easy recipes helpful to students who live alone and cook for themselves.

・**婦人科健康相談（予約制） Gynecologic Consultation (appointment required)**

女性婦人科医が相談に応じます。

A female gynecologist offers consultation on an appointment basis.

・**泌尿器科健康相談（予約制） Urologic Consultation (appointment required)**

泌尿器科医が相談に応じます。

A urologist offers consultation on an appointment basis.

・**歯科健康相談（予約制） Dental Consultation (appointment required)**

歯科医が相談に応じます。

A dentist offers consultation on an appointment basis.

・**カウンセリング・学生相談 Counseling and Consultation for Students (appointment required)**

カウンセラー（臨床心理士）が相談に応じます。心身の不調や人間関係、自分の性格、進路の問題などで悩んでいる方は利用して下さい。予約制です。

A counselor (clinical psychotherapist) offers consultation on an appointment basis. Students who have concerns about their physical or mental state, human relationships, personality, or career options are advised to seek counseling.

・**メンタルヘルス（精神科相談・診療） Mental Health Counseling (psychiatric consultation / care) (appointment required)**

精神科医が精神面での健康相談に応じます。「やる気がでない」、「体がだるい」、「眠れない」、「不安でしょうがない」、「緊張する」などの症状で悩んでいる方は利用して下さい。予約制です。

A psychiatrist offers consultation on mental health on an appointment basis. Students who have concerns about lack of motivation, fatigue, insomnia, anxiety, or nervousness are advised to seek counseling.

※診療時間・曜日など、詳しくは保健管理センターホームページをご覧ください。

* For more information on consulting hours and days, see the page on the HSC website shown below.

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/>

II 教育の方法及び内容等

Educational System & Contents

1 教育に関する規則 Regulations related to Education

(1) 広島大学通則	19
Hiroshima University General Provisions	
(2) 広島大学大学院規則	30
Hiroshima University Graduate School Regulations	
(3) 広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則	43
Hiroshima University By-laws for Graduate School of Biomedical and Health Sciences	
(4) 広島大学学位規則	48
Hiroshima University Degree Regulations	
(5) 広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規	53
(6) 広島大学大学院共通授業科目に関する細則	58
Hiroshima University Graduate School By-Laws Regarding Classes for Common Subjects	
(7) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	63
Hiroshima University By-Laws Regarding Approval of Previously Acquired Credits	
(8) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	64
Hiroshima University By-Laws on the Treatment of Long-term Completion of Curricula	
(9) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	65
Hiroshima University Regulations on Assisting Disabled Students with School Attendance, etc.	
(10) 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	66
Hiroshima University Excellent Student Scholarship Regulations	

※上記規則（英語版）は、広島大学 HP にて確認してください。

Please see the regulations (English version) mentioned above in Hiroshima University HP.

2 各専攻の履修基準等，研究指導体制及び学位請求手続き

Research guidance system and Application procedures for master's / doctoral degrees

○医歯科学専攻（修士課程）	Medical and Dental Sciences Major (Master's Course)	67
○口腔健康科学専攻（博士課程前期）	Oral Health Sciences Major (Master's Course)	79
○薬科学専攻（博士課程前期）	Medicinal Sciences Major (Master's Course)	85
○保健学専攻（博士課程前期）	Health Sciences Major (Master's Course)	91
○医歯薬学専攻（博士課程）	Biomedical Sciences Major (Doctoral Course)	101
○口腔健康科学専攻（博士課程後期）	Oral Health Sciences Major (Doctoral Course)	113
○薬科学専攻（博士課程後期）	Medicinal Sciences Major (Doctoral Course)	119
○保健学専攻（博士課程後期）	Health Sciences Major (Doctoral Course)	125
○博士課程リーダー育成プログラム		
「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」関連科目		133
Phoenix Leader Education Program for Renaissance from Radiation Disaster		

広島大学通則

目次

第1章 総則(第1条-第9条)
第2章 入学(第10条-第18条)
第3章 教育課程(第19条-第27条)
第4章 他の大学等における授業科目の履修(第28条-第31条)
第5章 休学及び退学(第32条-第35条)
第6章 転学部, 転学科及び転学(第36条-第38条)
第7章 賞罰及び除籍(第39条-第43条)
第8章 卒業及び学位の授与(第44条-第46条)
第9章 授業料(第47条-第51条)
第10章 研究生, 科目等履修生及び外国人特別学生等(第52条-第54条)
第11章 厚生施設等(第55条・第56条)
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この通則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第18条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科, 類及びコース)

第2条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科 国際共創学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械・輸送・材料・エネルギー系)

第二類(電気電子・システム情報系)

第三類(応用化学・生物工学・化学工学系)

第四類(建設・環境系)

生物生産学部 生物生産学科

情報科学部 情報科学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。
- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあつては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 第13条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあつては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあつては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあつては18,000円)とする。

(検定料の免除)

第12条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願ひ出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願ひ出た者

(3) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願い出た者については、選考の上、再入學として入學を許可することができる。

3 前 2 項による入學者の既修得単位、修業年限及び在學年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第 15 条 入學を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入學手続)

第 16 条 入學の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入學手続書類」という。)を提出するとともに、入學料 282,000 円(夜間主コースにあつては 141,000 円)を納付しなければならない。

(入學料の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入學料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨學制度による奨學生(以下「フェニックス奨學生」という。)には、入學料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入學料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入學許可)

第 16 条の 3 学長は、第 16 条の入學手続を完了した者(入學料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨學生申請中の者を含む。)に入學を許可する。

(検定料及び入學料の返還)

第 17 条 既納の検定料及び入學料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第 13 条の入學試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入學料を納付した者が入學手続書類を提出しなかったとき その入學料相当額

(編入學)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入學を志願する者については、試験の上、編入學を許可することができる。

2 編入學の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則

の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあつては教養教育に関する規則、専門教育科目にあつては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、国際センターにおいて開設するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の

単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修すること

ができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の特攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2

号)第17条第10号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

- 2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

- 2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの

(2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては128単位、薬学部薬学科にあつては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位数を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、

前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
 - (1) 特別の事情により期中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

- (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
- (2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
- (3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生，科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で，本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で，本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条，第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は，外国人特別学生として選考の上，入学を許可することができる。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし，社会人等への学習の機会を積極的に提供するため，本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

(公開講座)

第54条 本学の教育研究を広く社会に開放し，地域住民への学習の機会を積極的に提供するため，本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第11章 厚生施設等

(厚生施設)

第55条 本学に，学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は，別に定める。

(雑則)

第56条 学部長は，学部細則を改正したときは，学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか，学部の学生の修学に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この通則は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則

1 この規則は，平成30年4月1日から施行する。

(略)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 13 条)
- 第 2 章 入学(第 14 条—第 24 条)
- 第 3 章 教育課程(第 25 条—第 36 条)
- 第 4 章 休学, 退学及び転学(第 37 条—第 39 条)
- 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条—第 42 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条—第 48 条)
- 第 7 章 授業料(第 49 条)
- 第 8 章 特別研究学生(第 50 条—第 52 条)
- 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条—第 54 条の 3)
- 第 10 章 教員組織(第 55 条)
- 第 11 章 雑則(第 56 条・第 57 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

4 専門職学位課程は、教育学研究科教職開発専攻を教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科を法科大学院の課程として取り扱うものとする。

5 第 2 項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第 4 条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

教職開発専攻(専門職学位課程)

学習開発学専攻(博士課程前期)

教科教育学専攻(博士課程前期)

日本語教育学専攻(博士課程前期)

教育学専攻(博士課程前期)

心理学専攻(博士課程前期)

高等教育学専攻(博士課程前期)

教育学習科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

法政システム専攻

社会経済システム専攻

マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

数学専攻

物理科学専攻

化学専攻

生物科学専攻

地球惑星システム学専攻

数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

量子物質科学専攻

分子生命機能科学専攻

半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻

口腔健康科学専攻

薬科学専攻

保健学専攻

医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)

機械システム工学専攻

機械物理工学専攻

システムサイバネティクス専攻

情報工学専攻

化学工学専攻

応用化学専攻

社会基盤環境工学専攻

輸送・環境システム専攻

建築学専攻

生物圏科学研究科(博士課程)

生物資源科学専攻

生物機能開発学専攻

環境循環系制御学専攻

国際協力研究科(博士課程)

開発科学専攻

教育文化専攻

法務研究科(専門職学位課程)

法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとするができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(専門職学位課程の標準修業年限)

第9条 教育学研究科教職開発専攻の標準修業年限は2年、法務研究科の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程若しくは博士課程前期又は教育学研究科教職開発専攻は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び法務研究科は6年、医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあつては日曜日及び月曜日)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程若しくは博士課程前期又は専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第16条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの

第17条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達したもの
- (10) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第18条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料30,000円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

- 2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 3 第1項の規定は、第39条第1項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(検定料の免除)

第 18 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学試験)

第 19 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)

を提出するとともに、入学料 282,000 円を納付しなければならない。

(入学料の免除、徴収猶予及び不徴収)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額若しくは半額を免除し、若しくはその徴収を猶予し、又は入学料を徴収しないこととすることができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

3 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学光り輝く奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、入学料の免除、徴収猶予及び不徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 23 条 学長は、第 21 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 24 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 法務研究科における第 19 条に規定する入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 23,000 円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

第 3 章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第 25 条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、各研究科細則において定める。

2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第 25 条の 2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第26条 本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を、単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

(研究指導)

第27条 本学大学院の学生(専門職学位課程の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第43条第1項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生(教育学研究科教職開発専攻の学生を除く。)が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第28条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第29条 単位の授与については、通則第19条の4の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第31条 専門職学位課程の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、教育学研究科又は法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第33条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第24条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第35条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10単位(教育学研究科教職開発専攻にあつては修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科にあつては30単位とする。ただし、93単位を超える単位の修得を法務研究科の修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数

に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 10 単位(教育学研究科教職開発専攻にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科にあつては、次条第1項及び第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とする。)を超えないものとする。
- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10 単位(教育学研究科教職開発専攻にあつては、前条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲とする。法務研究科にあつては、前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))とする。)を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休学、退学及び転学

(休学)

第37条 休学については、通則第32条から第34条までの規定を準用する。

(退学)

第38条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(転学)

第39条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第5章 賞罰及び除籍

(表彰)

第40条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

(懲戒)

第41条 懲戒については、通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第42条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第43条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻

又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該研究科の教授会の議を経て研究科長がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
 - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第44条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては4年)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第44条の2 教育学研究科教職開発専攻の修了の要件は、2年以上在学し、かつ、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等(専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)第26条第1項に規定する小学校等をいう。以下同じ。)その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

- 2 教育学研究科が教育上有益と認めるときは、当該専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず第36条第2項の規定により当該専攻に入学する前に修得した単位(第15条に規定する入学資格を有した後に修得したものに限る。)を当該専攻において修得したものとみなす場合であつて、当該単位

の修得により教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で教育学研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専攻に1年以上在学するものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条 学長は、本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会の審査を経て、研究科長が決定する。

2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第7章 授業料

(授業料)

第49条 授業料の年額は、535,800円(法務研究科にあつては804,000円)とする。ただし、第32条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

4 第2項に定めるもののほか、別に定める広島大学入学前奨学制度による奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第47条第2項から第51条までの規定を準用する。

第8章 特別研究学生

(特別研究学生)

第50条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を

受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第51条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第8条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
 - (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
 - 3 既納の授業料は、返還しない。
 - 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第52条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第53条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第54条の2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

- 2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第54条の3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 教員組織

(教員組織)

第55条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

- 2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。
- 3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 研究科長は、研究科細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第57条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規則は、平成30年3月14日から施行する。

別表(第5条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期 又は専門職学位課程		博士課程又は博士 課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	教職開発専攻	20	40	—	—
	学習開発学専攻	20	40	—	—
	教科教育学専攻	80	160	—	—
	日本語教育学専攻	14	28	—	—
	教育学専攻	14	28	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育学専攻	5	10	—	—
	教育学習科学専攻	—	—	49	147
計	172	344	49	147	
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33

	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	20	60	—	—
	計	20	60	—	—
総計		1,052	2,124	490	1,567

(3) 広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則

(平成24年4月1日研究科長決裁)

改正平成 24 年 9 月 27 日 一部改正 平成 25 年 3 月 28 日 一部改正
平成 25 年 5 月 23 日 一部改正 平成 25 年 10 月 24 日 一部改正
平成 25 年 11 月 28 日 一部改正平成 26 年 7 月 24 日 一部改正
平成 27 年 3 月 26 日 一部改正 平成 27 年 4 月 23 日 一部改正
平成 27 年 9 月 3 日 一部改正 平成 28 年 3 月 24 日 一部改正
平成 29 年 3 月 22 日 一部改正 平成 29 年 9 月 21 日 一部改正
平成 30 年 3 月 22 日 一部改正

広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか、広島大学大学院医歯薬保健学研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科は、医学・歯学・薬学・保健学の基盤的研究を推進し、その深奥を究めるとともに、諸学問の総合的研究あるいは学際的研究及び先進的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて豊かで幅広い学識と高度な研究能力を有する教育者・研究者及び高度専門医療人を養成することを目的とする。

- 2 医歯薬学専攻(博士課程)は、研究能力に裏打ちされ、かつ医療系の幅広い知識と学識を有した高度専門医療人としての指導的臨床能力を有した医師、歯科医師、薬剤師又はこれらの枠を超えた先端的生命科学研究に精通した人材を養成することを目的とする。
- 3 口腔健康科学専攻(博士課程前期)は、口腔保健の高度専門医療人並びに口腔健康科学、口腔工学の確立及び普及を担う教育者・研究者となる人材を養成することを目的とする。
- 4 口腔健康科学専攻(博士課程後期)は、口腔健康科学分野の教育研究をリード、展開し、国際的に貢献できる人材を養成するとともに、国民の健康の維持増進を目的とし、口腔から全身の健康を維持増進するための口腔健康科学の学術分野を構築できる教育者及び大学・企業における研究者となる人材を養成することを目的とする。
- 5 薬科学専攻(博士課程前期)は、創薬研究者及び生命科学研究者として幅広い分野で活躍できる人材、薬科学の発展と普及を担う教育者・研究者並びに薬科学分野で国際的に活躍できる人材を養成することを目的とする。
- 6 薬科学専攻(博士課程後期)は、薬科学に関する深い学識及び高い見識を有し、薬科学の研究・教育を通じて、我が国の創薬科学及び生命科学の発展に貢献できる人材、国際的視点に立って創薬科学及び生命科学を基礎とした応用研究を展開できる人材を養成することを目的とする。
- 7 保健学専攻(博士課程前期)は、保健学に関する豊かで幅広い学識と高度な研究能力及び問題解決能力を涵養し、独創性、未来志向性を引き出すことができる教育者・研究者並びに先進的な保健・医療・福祉に関する情報発信と共有化の担い手となり、国際的にも活躍できる人材を養成することを目的とする。
- 8 保健学専攻(博士課程後期)は、看護学の新しい理論と実践方法を自立して研究・開発できる看護学教育・研究者を養成するとともに、理学療法学及び作業療法学において高度な専門知識を持ち、優れた研究能力を持った教育者及び学問体系確立のための研究開発者を養成することを目的とする。
- 9 医歯科学専攻(修士課程)は、教育研究機関において医学・歯学の学際領域における基礎的・応用的研究の推進に貢献しうる人材及びバイオテクノロジー、医療、製薬等に関係する企業等において研究開発又は医療関係業務に関わる人材を養成するとともに、医学物理学分野で国際的に活躍できる人材、高度専門職業人として活躍できる人材及び医学物理学の確立と普及を担う教育者・研究者を養成すること、また、疫学、生物統計学、社会科学・行動科学、保健行政・医療管理学などを修め、科学的根拠に基づく医療を実践する医療従事者等を養成することを目的とする。

する。

(専門プログラム)

第3条 医歯薬学専攻(博士課程)に医学専門プログラム、歯学専門プログラム、薬学専門プログラム及び放射線医学専門プログラムを置く。

(コース)

第4条 口腔健康科学専攻(博士課程前期)にクリニカルコース及びリサーチコースを置く。

2 保健学専攻(博士課程前期)に専門看護師コース及びキャリア支援コースを置く。

3 医歯科学専攻(修士課程)に医歯科学コース、医学物理士コース及び公衆衛生学コースを置く。

第5条 口腔健康科学専攻(博士課程前期)の学生は、前条第1項に掲げるコースのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

2 医歯科学専攻(修士課程)の学生は、前条第3項に掲げるコースのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

3 前2項のコースの決定時期は、入学時とする。

4 第1項のコースを変更しようとするときは、研究科長に願い出てその許可を得なければならない。

(特別コース)

第6条 医歯薬学専攻(博士課程)に、東南アジア歯科医療高度化推進ツィニングプログラム特別コースを置く。

2 医歯薬学専攻(博士課程)に、広島大学医学部医学科・大学院医歯薬保健学研究科連携MD-PhDコース(以下「MD-PhDコース」という。)を置く。

3 前2項のコースに関する事項は別に定める。

(教育課程)

第7条 研究科の教育課程は、別表第1から別表第11までのとおりとする。

(授業科目等)

第8条 研究科において開設する授業科目及びその単位数は、別表第1から別表第12までのとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位数の計算は、次の基準による。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修方法)

第10条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限って、主指導教員及び当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

3 学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、当該研究科又は学部の定めるところにより履修するものとする。

4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(指導教員)

第11条 研究科長は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、第4項に規定する願い出に基づき学生ごとに指導教員を定める。

- 2 修士課程及び博士課程前期の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員1人とする。
- 3 博士課程後期及び博士課程の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人とする。この場合において、副指導教員のうち1人は主指導教員と同一専攻の教員が担当し、他の1人は同一専攻の他分野又は他専攻の教員が担当するものとする。
- 4 学生は、入学後4週間以内に、指導教員予定者の承認を得て所定の指導教員願を研究科長に提出しなければならない。
- 5 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て所定の指導教員変更願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

(教育方法の特例)

第12条 職業を有する学生については、研究科教授会の議を経て研究科長が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、修士課程及び博士課程前期にあつては4年(保健学専攻にあつては3年)、博士課程後期にあつては6年(保健学専攻にあつては5年)、博士課程にあつては8年とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 研究科は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究科において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

(教員免許)

第15条 養護教諭の教育職員の普通免許状(一種)を有する学生は、保健学専攻において教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、養護教諭の教育職員の専修免許状の授与を受ける所要資格を得ることができる。

2 前項の授業科目及びその履修方法等については、別に定める。

(修士課程の修了要件)

第16条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第1から第3までの定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程前期の修了要件)

第17条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第4から別表第6まで及び別表第12の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた

業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科教授会の議を経て研究科長が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、大学院規則第25条の2第1項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

(博士課程後期の修了要件)

第18条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第7から別表第9まで及び別表第12の定めるところに従って12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第19条 博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、別表第10から別表第12までの定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第20条 修士及び博士の学位の授与については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規(平成24年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。

(最終試験)

第21条 修士課程、博士課程前期、博士課程後期及び博士課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(休学)

第22条 学生が休学しようとするときは、所定の手続を行い、研究科長の許可を得なければならない。

(退学)

第22条の2 学生が退学しようとするときは、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第22条の3 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を行い、学長に願い出なければならない。

2 他の大学院及び国際連合大学の課程から研究科に転学を志願する者は、所定の手続を行い、研究科教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。(再入学)

第23条 研究科を退学した者で再入学を志願するものは、学期の始めに限り研究科教授会の議を経て学長に願い出ることができる。

2 再入学者は、退学前に所属した専攻に入学するものとする。

3 再入学者の修業年限及び在学年限は、研究科教授会の議を経て定めるものとする。

4 再入学志願者に対しては、必要に応じ学力検査を行うことがある。

(転専攻)

第24条 専攻の変更は、原則として認めない。ただし、研究科教授会の議を経て研究科長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

第25条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成30年3月22日 一部改正)

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生の授業科目及びその単位数は、この細則による改正後の広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(以下「新細則」という。)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第 2 条第 3 項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから 1 年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。

ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
 - (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後に於いて取扱うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	
情報科学部	情報科学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
	公衆衛生学	保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

(様式略)

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
教育学研究科	教職修士(専門職)
法務研究科	法務博士(専門職)

(5) 広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規

(平成24年4月1日研究科長決裁)

改正

平成 27 年 3 月 26 日 一部改正

平成 28 年 3 月 24 日 一部改正

平成 28 年 9 月 29 日 一部改正

広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、広島大学大学院医歯薬保健学研究科(以下「本研究科」という。)の学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第2条 規則第3条第2項に規定する学位に付記する専攻分野の名称のうち、本研究科に関するものは、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	専攻分野の名称	
	修士	博士
医歯薬学専攻		医学 歯学 薬学 学術
口腔健康科学専攻	口腔健康科学	口腔健康科学
薬科学専攻	薬科学	薬科学
保健学専攻	看護学 保健学	看護学 保健学
医歯科学専攻	医科学 歯科学 学術 公衆衛生学	

第2章 大学院医歯薬保健学研究科の修士課程及び博士課程前期の修了認定のために行う学位審査等

(学位申請の資格要件)

第3条 規則第2条第2項の規定により修士の学位の授与を申請することができる者は、広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(平成24年4月1日研究科長決裁。以下「研究科細則」という。)第17条第2項若しくは第18条に規定する単位を修得した者又は修了予定日までに修得することが確実な者で、かつ、修士論文の作成等に対する指導を受けたものとする。

(修士論文題目届及び論文要旨の提出)

第4条 前条の規定に該当する者が学位の授与を申請しようとするときは、修士論文題目届(別記様式第1号)及び論文要旨を所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(修士論文の提出)

第5条 前条の規定による届け出を行った者の修士論文は、所定の期日までに、正本1通及び副本2通、計3通を研究科長に提出するものとする。

(審査委員会)

第6条 前条の規定により修士論文の提出があったときは、研究科長は、直ちに審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、主指導教員を含む3人の委員で組織し、主指導教員が委員長となるものとする。

3 審査委員会委員は、広島大学大学院医歯薬保健学研究科教育委員会(以下「研究科教育委員会」という。)の推薦に基づき、広島大学大学院医歯薬保健学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)で決定する。

(修士論文の審査)

第7条 審査委員会は、提出された修士論文について審査を行い、委員の過半数をもって可否の判定を行う。

2 修士論文の審査は、2月末日(前期末修了の場合は、8月末日)までに終了するものとする。

(修士論文の発表)

第8条 修士論文を提出した者は、当該論文の内容を本研究科の修士論文発表会で発表するものとする。

(最終試験)

第9条 審査委員会は、修士論文提出者について最終試験を行い、委員の過半数をもって可否の判定を行う。

2 最終試験は、修士論文を中心とした口述試験によることを原則とする。

3 最終試験は、2月末日(前期末修了の場合は、8月末日)までに終了するものとする。

(修了判定)

第10条 審査委員会委員長は、修士論文要約及び論文概評(別記様式第2号)を記載した報告書を作成し、研究科教授会に提出するものとする。

2 研究科教授会は、前項の報告書及び最終試験の結果に基づいて審議し、修了の判定を行う。

第3章 大学院医歯薬保健学研究科の博士課程後期及び博士課程の修了認定のために行う学位審査等

(学位申請の資格要件及び時期)

第11条 規則第2条第2項の規定により博士の学位の授与を申請することができる者は、研究科細則第18条若しくは第19条に規定する単位を修得した者又は修了予定日までに修得することが確実な者で、かつ、論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けたものとする。

2 前項の規定に該当する者が学位の授与を申請することができる時期は、修了予定年度の1月末日(前期末修了の場合は、7月末日)までとする。ただし、標準修業年限を超えて在学する者は、随時申請することができるものとする。

(学位論文の発表)

第12条 学位の授与を申請しようとする者は、学位論文(以下「論文」という。)の内容を本研究科の発表会で発表しなければならない。

(学位申請の手続)

第13条 第11条第1項の規定に該当する者が学位の授与を申請するときは、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 学位論文審査願(別記様式第3号) 1通

(2) 論文目録(別記様式第4号) 2通

(3) 論文 2通

(4) 参考論文のあるときは参考論文 2通

(5) 論文内容要旨(2,000字以内) 2通

(6) 履歴書(別記様式第5号) 2通

2 前項第3号の論文は、学術誌に掲載(予定を含む。)された筆頭著者の論文又は未発表の単著の論文とする。ただ

し、未発表の論文については、その内容あるいは内容の一部を1年以内に学術誌に公表しなければならない。

(論文の受理)

第14条 前条の規定により論文の提出があったときは、研究科長は、研究科教育委員会にその論文を付託する。

2 研究科教育委員会は、付託された論文について前3条に定める資格要件及び手続き等を確認する。

(審査委員会)

第15条 研究科長は、前条第2項の確認に基づいて、論文を直近の研究科教授会に付議する。研究科教授会は、その受理決定に基づき、直ちに審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、3人以上の委員をもって組織し、そのうち2人以上は本研究科の教授とする。ただし、主指導教員及び副指導教員は委員になることができない。

3 研究科教授会において必要と認めるときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

4 審査委員会委員は、研究科教育委員会の推薦に基づき、研究科教授会で決定し、委員長は、委員の互選によるものとする。

(審査及び最終試験)

第16条 審査委員会は、論文を受理した日から1年以内に審査及び最終試験を終了し、その結果を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口答又は筆答により行う。

3 第1項の報告の際の文書は、論文審査の結果の要旨(別記様式第6号)及び最終試験の結果の要旨(別記様式第7号)とする。

第17条 研究科長は、前条第1項に規定する期間中に、研究科教授会の全構成員に論文を閲覧させるとともに論文内容要旨を配付し、研究科教授会の審査に供するものとする。

第18条 研究科教授会は、第16条第1項の報告に基づいて審議し、投票により可否を決定する。

2 前項の研究科教授会には、必要に応じて、論文提出者を招致することができる。

(学位授与の期日)

第19条 論文審査及び最終試験に合格した者の学位授与の期日は、次のとおりとする。

(1) 標準修業年限内に合格した者 学期末

(2) その他の者 合格した日

第4章 論文提出による学位審査等

(学位申請の資格要件)

第20条 規則第2条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請する者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 本研究科の教授から申請の推薦を受けた者

(2) 論文が共著の論文である場合は、共著者に前号の教授が含まれている者

(3) 論文が単著の論文である場合は、第1号の教授の研究指導を受けている者

(4) 広島大学における6月以上の研究歴を有する者

2 論文提出による博士(医学)、博士(歯学)、博士(薬学)又は博士(学術)の学位の授与を申請する者は、前項に該当する者のうち、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 本研究科の博士課程に4年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者

(2) 大学において医学、歯学又は6年制の薬学若しくは獣医学の課程を修了した者で、6年以上の専攻分野に關す

る研究歴を有するもの

(3) 大学院博士課程前期又は修士課程を修了した者で、6年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの

(4) 大学(医学、歯学又は6年制の薬学若しくは獣医学の課程を除く。)を卒業した者で、8年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの

(5) 研究科教授会が前各号に掲げる者と同等以上の研究歴を有すると認めた者

3 論文提出による博士(口腔健康科学)、博士(薬科学)、博士(看護学)又は博士(保健学)の学位の授与を申請する者は、第1項に該当する者のうち、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 本研究科の博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者

(2) 大学院博士課程前期又は修士課程を修了した者で、5年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの

(3) 大学を卒業した者で、8年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの

(4) 研究科教授会が前3号に掲げる者と同等以上の研究歴を有すると認めた者

4 前3項に規定する各研究歴は、次に該当するものでなければならない。

(1) 大学の専任の教員又はこれに準ずる者として研究に従事した期間

(2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間

(3) 研究科教授会が前2号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(学位論文の発表)

第21条 学位の授与を申請しようとする者の学位論文の発表については、第12条の規定を準用する。

(学位申請の手続)

第22条 第20条の規定に該当する者が学位の授与を申請するときは、次の書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

(1) 学位申請書(別記様式第8号) 1通

(2) 学位申請者調書(別記様式第9号) 1通

(3) 論文目録(別記様式第4号) 2通

(4) 論文 2通

(5) 参考論文のあるときは参考論文 2通

(6) 論文内容要旨(2,000字以内) 2通

(7) 履歴書(別記様式第5号) 2通

(8) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業証書(学位記)の写し 1通

(9) 研究期間を証する指導教員又はこれに準ずる者の証明書(別記様式第10号) 1通

(10) 規則第4条第3項に定める審査手数料

2 前項の規定にかかわらず、最終学校が広島大学(以下「本学」という。)である場合の同項第8号に規定する書類及び本学における専攻分野に関する研究歴を有する者の当該研究歴に係る同項第9号に規定する書類は必要としない。

3 第1項第4号の論文については、第13条第2項の規定を準用する。

(論文の受理)

第23条 前条の規定により論文の提出があったときの論文の受理については、第14条の規定を準用する。

(審査委員会及び試問委員会)

第24条 研究科長は、前条の確認に基づいて、論文を直近の研究科教授会に付議する。研究科教授会は、その受理決定に基づき、直ちに審査委員会及び試問委員会を設けるものとする。

2 審査委員会及び試問委員会は、それぞれ3人以上の委員をもって組織し、そのうち2人以上は本研究科の教授とする。ただし、指導教員は審査委員会委員及び試問委員会委員になることができない。

- 3 研究科教授会において必要と認めるときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員及び試問委員会委員に加えることができる。
- 4 審査委員会委員及び試問委員会委員は、研究科教育委員会の推薦に基づき、研究科教授会で決定し、委員長は、委員の互選による。この場合において、審査委員会委員が試問委員会委員を兼ねることができるものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第20条第1項第1号に該当する者が退学の日から4年以内に、又は同条第2項第1号に該当する者が退学の日から3年以内に論文を提出した場合には、試問委員会は設けないものとする。

(審査及び試問)

第25条 審査委員会及び試問委員会は、論文を受理した日から1年以内にそれぞれ審査及び試問を終了し、その結果を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

2 前項の試問は、専攻学術に関し、博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の広い学識を有することを確認するため、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。この場合において、外国語については、1種類を課すものとする。

3 第1項の報告の際の文書は、「論文審査の結果の要旨(別記様式第6号)」及び「学力確認の結果の要旨(別記様式第11号)」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、第20条第1項第1号に該当する者が退学の日から4年以内に、又は同条第2項第1号に該当する者が退学の日から3年以内に論文を提出した場合には、試問を試験に代える。この場合においては、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

第26条 研究科長は、前条第1項に規定する期間中に、研究科教授会の全構成員に論文を閲覧させるとともに論文内容要旨を配付し、研究科教授会の審査に供するものとする。

第27条 研究科教授会は、第25条第1項の報告に基づいて審議し、投票により可否を決定する。

2 前項の場合においては、第18条第2項の規定を準用する。

(学位授与の期日)

第28条 論文審査及び試問に合格した者の学位授与の期日は、合格した日とする。

第5章 雑則

(その他)

第29条 この内規で定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成28年9月29日 一部改正)

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

(様式略)

(6) 広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育・東千田担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育・東千田担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育・東千田担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 30 年 3 月 5 日 一部改正)

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条第1項関係)

区分	科目名	単位数	開設研究科等	
基礎	アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター	
	プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2		
	人文社会系キャリアデザインⅠ(キャリア理論)	1	グローバルキャリアデザインセンター	
	人文社会系キャリアデザインⅡ(キャリア開発)	1		
	理工系キャリアデザイン1 (コミュニケーション, プレゼンテーション)	1		
	理工系キャリアデザイン2(ファシリテーション)	1		
	ストレスマネジメント	2		
	リーダーシップ手法ーキャリア開発の視点からー	1		
	高度イノベーション人材のためのキャリアデザインⅠ	1		
	イノベーション・マネジメント	1		
	高度イノベーション人材のためのキャリアデザインⅡ	1		
	イノベーション演習	2		
	長期インターンシップ	2		
	英語論文執筆のためのアカデミック・ライティング	1		ライティングセンター
	論文英語修辞学Ⅰ	1		
	論文英語修辞学Ⅱ	1		
	学問と社会	2	教育本部	
	文明共存論	2	総合科学研究科	
	英米社会論(国際関係)	2		
	コア科目A(現代リスク論)	2		
	コア科目B(現代リスク論)	2		
	コア科目A(総合情報論)	2		
	コア科目B(総合情報論)	2		
	コア科目A(文明と環境)	2		
	コア科目B(文明と環境)	2		
	コア科目A(創造と想像)	2		
	コア科目B(創造と想像)	2		
	総合人間学	2	文学研究科	
	学術文章の書き方とその指導法ー大学教員を目指してー	2	教育学研究科	
	大学教員養成講座	2		
	大学院生のための学術情報検索	2		
	グローバル法政特講(地球市民と平和)	2	社会科学研究科	
	理学融合基礎概論A	2	理学研究科	
社会実践理学融合特論	2			
科学コミュニケーション概論	1			
研究倫理(Research Ethics)	1			
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科		

基礎	MOT とベンチャービジネス論	2	工学研究科
	技術戦略論	2	
	知的財産及び財務・会計論	2	
	技術移転論	2	
	MOT and Venture Business	2	
	Technology Transfer	2	
	学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
	生命倫理ディベート演習	1	
	General Biosphere Science(1)	2	
	General Biosphere Science(2)	2	
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
	健康生活科学	2	
	平和共生特論	2	国際協力研究科
	環境管理特論	2	
	経済開発政策特論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	平和と安全	2	
恒久的平和と文化	2		
東アジア法	1	法務研究科	
専門	サステナブル物質科学	2	自然科学研究支援開発センター
	生命科学概論	2	先端物質科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation(1)	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation(2)	2	
	科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
	能力開発特論	2	

大学院共通授業科目等について

○大学院共通授業科目（受講対象者：全研究科の学生）

広島大学大学院において、社会でリーダーとして活躍できる人間力、物事を俯瞰的、総合的に捉え発信できる力、時間管理能力、高い倫理観、問題解決できる人材を養成するため、全ての研究科の学生が共通に履修できる授業科目として、次の授業科目を提供しています。

なお、修得した単位は、所属する研究科の履修基準により、修了要件単位に算入することができます。また、シラバスの確認、履修手続きは原則「My もみじ」で行ってください。

<平成 30 年度開講科目（基礎）>

社会人汎用力育成分野（社会人として必要とされる能力を育成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局	
アドバンスト・イングリッシュ I	2	外国語教育研究センター	
プレ・アカデミック・イングリッシュ II	2		
人文社会系キャリアデザイン I（キャリア理論）	1	グローバルキャリアデザインセンター	
人文社会系キャリアデザイン II（キャリア開発）	1		
理工系キャリアデザイン 1 （コミュニケーション、プレゼンテーション）	1		
理工系キャリアデザイン 2（ファシリテーション）	1		
ストレスマネジメント	2		
リーダーシップ手法－キャリア開発の視点から－	1		
高度イノベーション人材のためのキャリアデザイン I	1		
イノベーション・マネジメント	1		
高度イノベーション人材のためのキャリアデザイン II	1		
イノベーション演習	2		
長期インターンシップ	2		
英語論文執筆のためのアカデミック・ライティング	1		ライティングセンター
論文英語修辞学 I	1		教育本部
論文英語修辞学 II	1		
学問と社会	2		
コア科目 A（現代リスク論）	2	総合科学研究科	
コア科目 A（創造と想像）	2		
コア科目 A（総合情報論）	2		
コア科目 A（文明と環境）	2		
コア科目 B（現代リスク論）	2		
コア科目 B（創造と想像）	2		
コア科目 B（総合情報論）	2		
コア科目 B（文明と環境）	2		
学術文章の書き方とその指導法－大学教員を目指して－	2	教育学研究科	
大学教員養成講座	2		
大学院生のための学術情報検索	2		
理学融合基礎概論 A	2	理学研究科	
社会実践理学融合特論	2		
科学コミュニケーション概論	1		
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科	
健康生活科学	2	医歯薬保健学研究科	
MOT とベンチャービジネス論（MOT-1）	2	工学研究科	
技術戦略論（MOT-2）	2		
知的財産及び財務・会計論（MOT-3）	2		
技術移転論（MOT-4）	2		

MOT and Venture Business (MOT-E1) (E)	2	
Technology Transfer (MOT-E2) (E)	2	工学研究科
学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究所

(E)：英語で行われる授業科目

研究倫理涵養分野（社会との関係で必要とされる倫理を涵養する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
研究倫理 (Research Ethics) (E)	1	理学研究科
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究所
生命倫理ディベート演習	1	生物圏科学研究所

(E)：英語で行われる授業科目

国際理解育成分野（グローバル社会の中で必要とされる態度を育成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
文明共存論 (※)	2	総合科学研究所
英米社会論 (国際関係) (※)	2	
総合人間学	2	文学研究科
グローバル法政特講 (地球市民と平和) (E) (※)	2	社会科学研究所
General Biosphere Science (1) (E)	2	生物圏科学研究所
General Biosphere Science (2) (E)	2	
平和共生特論 (E) (※)	2	国際協力研究科
環境管理特論 (E) (※)	2	
経済開発政策特論 (E) (※)	2	
教育開発特論 (E) (※)	2	
アジア文化特論 (E) (※)	2	
平和と安全 (E) (※)	2	
恒久的平和と文化 (E) (※)	2	
東アジア法	1	

(E)：英語で行われる授業科目

※：平和に関する授業科目

被爆地「ヒロシマ」に開学し、「自由で平和な一つの大学」を建学の精神として掲げる広島大学では、寛容と共生の心を養い、平和に対する意識を高められるよう、平和に関する授業科目を提供しています。なお、社会科学研究所及び国際協力研究科が開設する授業科目は、英語で行われます。

<平成 30 年度開講科目（専門）>

高度専門職業人養成分野（高度な専門知識を養成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
サステナブル物質科学	2	自然科学研究支援開発センター
生命科学概論	2	先端物質科学研究所
Practical work on writing reports and presentation (1) (E)	2	生物圏科学研究所
Practical work on writing reports and presentation (2) (E)	2	
科学教育開発基礎論 (E)	4	国際協力研究科
能力開発特論 (E)	2	

(E)：英語で行われる授業科目

(7) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第 6 条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 3 月 5 日 一部改正)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(様式略)

(8) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあつては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定による願い出があつたときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。
- 4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 28 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(9) 広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、修学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 7 条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 28 年 6 月 21 日規則第 160 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 21 日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(10) 広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップとする。

(方法)

第 3 条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第 4 条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第 5 条 学長は、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

- 2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。
- 3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第 7 条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第 8 条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 18 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(略)

附 則(平成 30 年 3 月 19 日規則第 23 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

医歯科学専攻 修士課程

Medical and Dental Sciences Major Master's Course

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 67
List of Classes and Professors
- 2 医歯科学専攻（修士課程）の研究指導体制及び学位請求手続き 75
Research guidance system in the master's course of Medical and Dental Sciences Major and Application procedures for master's degrees

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、30単位以上修得すること。 Students should acquire 30 or more credits as follows.

<医歯科学コース Medical and Dental Sciences Course>

①必修科目 Compulsory Subject

8科目 13単位を修得すること。 Acquire 13 credits for eight subjects.

②共通科目 Common Subject

「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから、2単位以上を修得すること。

Acquire two or more credits for subjects such as "Special Course of Biomedical & Health Sciences."

③選択科目 Elective Subject

3単位以上修得すること。 Acquire three or more credits.

④専門科目 I Specialized Subject I

主指導教員の指定する科目を含む、4単位以上を修得すること。

Acquire four or more credits for subjects designated by your chief academic supervisor and other courses.

⑤専門科目 II Specialized Subject II

主指導教員の指定する科目を含む、8単位以上を修得すること。

Acquire eight or more credits for subjects designated by your chief academic supervisor and other courses.

⑥推奨科目 Recommended Subject

医療機器開発の分野において、ニーズに基づき研究成果を社会実装するために必要な方法論について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

Students are encouraged to take necessary methodology (subjects) that meets the needs of utilizing research findings to the real world in the developing field of medical devices.

<医学物理士コース Medical Physics Course>

①必修科目 Compulsory Subject

12科目 23単位を修得すること。 Acquire 23 credits for 12 subjects.

②共通科目 Common Subject

幅広い知識と学識を深めることを目的として、「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから、2単位以上を修得することを推奨する。Students are encouraged to earn two or more credits for subjects such as "Special Course of Biomedical & Health Sciences" to acquire a broad and in-depth knowledge.

③選択科目 Elective Subject

主指導教員の指定する科目を含む、7単位以上を修得すること。

Acquire seven or more credits for subjects designated by your chief academic supervisor and other courses.

④推奨科目 Recommended Subject

医療機器開発の分野において、ニーズに基づき研究成果を社会実装するために必要な方法論について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

Students are encouraged to take necessary methodology (subjects) that meets the needs of utilizing research findings to the real world in the developing field of medical devices.

<公衆衛生学コース Public Health Course>

①必修科目 Compulsory Subject

12科目 20単位を修得すること。 Acquire 20 credits for 12 subjects.

②選択必修科目 Elective Compulsory Subject

1科目 6単位を修得すること。 Acquire six credits for one course.

③共通科目 Common Subject

幅広い知識と学識を深めることを目的として、「研究方法概論」等の科目のうちから、2単位以上を修得することを推奨する。Students are encouraged to earn two or more credits for subjects such as "Advanced Lecture on Methods in Biomedical Sciences" to acquire a broad and in-depth knowledge.

④選択科目 Elective Subject

4単位以上修得すること。 Acquire four or more credits.

⑤推奨科目 Recommended Subject

医療機器開発の分野において、ニーズに基づき研究成果を社会実装するために必要な方法論について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

Students are encouraged to take necessary methodology (subjects) that meets the needs of utilizing research findings to the real world in the developing field of medical devices.

※非医療系学部出身者は「臨床医歯学総論」または「医歯薬保健学特論」を含む4単位以上を履修すること。
Students who have not studied in the medical field must earn four or more credits for "General Clinical Medicine and Dentistry" or "Special Course of Biomedical & Health Sciences" and other subjects.

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

医歯科学専攻（修士課程） Medical and Dental Sciences Major
 医歯科学コース Medical and Dental Sciences Course

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
必修科目 Compulsory Subject										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹 KUDO Yoshiki	
人体の構造 Human anatomy	2	2		1前	2		2		相澤 秀紀 AIZAWA Hidenori	
人体の機能 Physiology and biological chemistry	2	2		1前	2		2		吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
病因病態学 Pathology	2	2		1後		2		2	武島 幸男 TAKESHIMA Yukio	
生体防御学 Seminar on host defense	1	1		1後		1		1	坂口 剛正 SAKAGUCHI Takemasa	
総合薬理学 General pharmacology	1	1		1後		1		1	酒井 規雄 SAKAI Norio	
医療政策・国際保健概論 Seminar on health policy & global health	1	1		1前	1		1		烏帽子田 彰 EBOSHIDA Akira	
臨床医歯学総論 General clinical medicine and dentistry	2	2		1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
共通科目 Common Subject										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前(後)	2	(2)	2	(2)	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	後期に履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
情報医工学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
医工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1後	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
選択科目 Elective Subject										
分子生物学と放射線防護 Molecular Biology and Radiological Science	2		2	1前	2		2		保田 浩志 YASUDA Hiroshi	
人体解剖学実習 Practice in human gross anatomy	2		2	1後		2		2	池上 浩司 IKEGAMI Koji	
組織学実習 Practice of histology	1		1	1前	1		1		吉子 裕二 YOSHIKO Yuji	
病院実習 Clinical practice course in university hospital	1		1	1後		1		1	(未定) TBD	
医歯学情報学 Health informatics	1		1	1後		1		1	(未定) TBD	
基礎放射線医学 Fundamentals of radiation medicine	1		1	1後		1		1	(未定) TBD	
再生医学・医工学 Regenerative medicine / Tissue-engineering	1		1	1後		1		1	(未定) TBD	
予防医学・健康指導特論 I Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidance I	2		2	1前	2		2		田中 純子 TANAKA Junko	
予防医学・健康指導特論 II Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidance II	2		2	1後		2		2	田中 純子 TANAKA Junko	
専門科目 I Specialized Subject I										
医歯科学演習（解剖学及び発生生物学） Seminar on Anatomy and Developmental Biology	4		4	1	2	2	2	2	池上 浩司 IKEGAMI Koji	
医歯科学演習（神経生物学） Seminar on Neurobiology	4		4	1	2	2	2	2	相澤 秀紀 AIZAWA Hidenori	
医歯科学演習（統合バイオ） Seminar on Integrative Bioscience	4		4	1	2	2	2	2	内匠 透 TAKUMI Toru	
医歯科学演習（心臓血管生理医学） Seminar on Cardiovascular Physiology and Medicine	4		4	1	2	2	2	2	吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
医歯科学演習（神経生理学） Seminar on Neurophysiology	4		4	1	2	2	2	2	橋本 浩一 HASHIMOTO Kouichi	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
医歯科学演習 (分子細胞情報学) Seminar on Biochemistry	4		4	1	2	2	2	2	今泉 和則 IMAIZUMI Kazunori	
医歯科学演習 (医化学) Seminar on Biomedical Chemistry	4		4	1	2	2	2	2	浅野 知一郎 ASANO Tomoichiro	
医歯科学演習 (神経薬理学) Seminar on Molecular and pharmacological neuroscience	4		4	1	2	2	2	2	酒井 規雄 SAKAI Norio	
医歯科学演習 (分子病理学) Seminar on Molecular Pathology	4		4	1	2	2	2	2	安井 弥 YASUI Wataru	
医歯科学演習 (病理学) Seminar on Pathology	4		4	1	2	2	2	2	武島 幸男 TAKESHIMA Yukio	
医歯科学演習 (ウイルス学) Seminar on Virology	4		4	1	2	2	2	2	坂口 剛正 SAKAGUCHI Takemasa	
医歯科学演習 (疫学・疾病制御学) Seminar on Epidemiology, Infectious Disease Control and Prevention	4		4	1	2	2	2	2	田中 純子 TANAKA Junko	
医歯科学演習 (公衆衛生学) Seminar on Public Health and Health Policy	4		4	1	2	2	2	2	烏帽子田 彰 EBOSHIDA Akira	
医歯科学演習 (法医学) Seminar on Forensic Medicine	4		4	1	2	2	2	2	長尾 正崇 NAGAO Masataka	
医歯科学演習 (免疫学) Seminar on Immunology	4		4	1	2	2	2	2	菅野 雅元 KANNO Masamoto	
医歯科学演習 (生命科学) Seminar on Life Science	4		4	1	2	2	2	2	檜山 英三 HIYAMA Eiso 外丸 祐介 SOTOMARU Yusuke	
医歯科学演習 (生体材料学) Seminar on Biomaterials	4		4	1	2	2	2	2	加藤 功一 KATO Koichi	
医歯科学演習 (口腔生化学) Seminar on Dental and Medical Biochemistry	4		4	1	2	2	2	2	宿南 知佐 SHUKUNAMI Chisa	
医歯科学演習 (顎顔面解剖学) Seminar on Maxillofacial Anatomy and Neuroscience	4		4	1	2	2	2	2	寺山 隆司 TERAYAMA Ryuji	
医歯科学演習 (細菌学) Seminar on Bacteriology	4		4	1	2	2	2	2	菅井 基行 SUGAI Motoyuki	
医歯科学演習 (口腔生理学) Seminar on Physiology and Oral Physiology	4		4	1	2	2	2	2	杉田 誠 SUGITA Makoto	
医歯科学演習 (細胞分子薬理学) Seminar on Cellular and Molecular Pharmacology	4		4	1	2	2	2	2	兼松 隆 KANEMATSU Takashi	
医歯科学演習 (口腔顎顔面病理病態学) Seminar on Oral Maxillofacial Pathobiology	4		4	1	2	2	2	2	高田 隆 TAKATA Takashi	
医歯科学演習 (粘膜免疫学) Seminar on Mucosal Immunology	4		4	1	2	2	2	2	高橋 一郎 TAKAHASHI Ichiro	
医歯科学演習 (硬組織代謝生物学) Seminar on Calcified Tissue Biology	4		4	1	2	2	2	2	吉子 裕二 YOSHIKO Yuji	
医歯科学演習 (歯科医学教育学) Seminar on General Dentistry	4		4	1	2	2	2	2	河口 浩之 KAWAGUCHI Hiroyuki	
医歯科学演習 (細胞修復制御学) Seminar on Cellular Biology	4		4	1	2	2	2	2	田代 聡 TASHIRO Satoshi	
医歯科学演習 (放射線細胞応答学) Seminar on Molecular Radiobiology	4		4	1	2	2	2	2	(放射線細胞応答学)	
医歯科学演習 (疾患モデル解析学) Seminar on Disease Model	4		4	1	2	2	2	2	(疾患モデル解析学)	
医歯科学演習 (分子疫学) Seminar on Epidemiology	4		4	1	2	2	2	2	川上 秀史 KAWAKAMI Hideshi	
医歯科学演習 (計量生物学) Seminar on Environmetrics and Biometrics	4		4	1	2	2	2	2	(計量生物学)	
医歯科学演習 (線量測定・評価学) Seminar on Radiation Biophysics	4		4	1	2	2	2	2	保田 浩志 YASUDA Hiroshi	
医歯科学演習 (放射線ゲノム疾患学) Seminar on Genetics and Cell Biology	4		4	1	2	2	2	2	松浦 伸也 MATSUURA Shinya	
医歯科学演習 (ゲノム障害病理学) Seminar on Human Genetics	4		4	1	2	2	2	2	東 幸仁 HIGASHI Yukihito	
医歯科学演習 (がん分子病態学) Seminar on Molecular Oncology	4		4	1	2	2	2	2	稲葉 俊哉 INABA Toshiya	
医歯科学演習 (分子発がん制御学) Seminar on Experimental Oncology	4		4	1	2	2	2	2	(分子発がん制御)	
医歯科学演習 (幹細胞生物学) Seminar on Stem Cell Biology	4		4	1	2	2	2	2	(幹細胞生物学)	
医歯科学演習 (放射線医療開発学) Seminar on Stem Cell Biology Radiation Medicine	4		4	1	2	2	2	2	廣橋 伸之 HIROHASHI Nobuyuki	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
専門科目Ⅱ Specialized SubjectⅡ										
医歯科学特別研究 (解剖学及び発生生物学) Research on Anatomy and Developmental Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	池上 浩司 IKEGAMI Koji	
医歯科学特別研究 (神経生物学) Research on Neurobiology	8		8	1～2	2	2	2	2	相澤 秀紀 AIZAWA Hidenori	
医歯科学特別研究 (統合バイオ) Research on Integrative Bioscience	8		8	1～2	2	2	2	2	内匠 透 TAKUMI Toru	
医歯科学特別研究 (心血管生理医学) Research on Cardiovascular Physiology and Medicine	8		8	1～2	2	2	2	2	吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
医歯科学特別研究 (神経生理学) Research on Neurophysiology	8		8	1～2	2	2	2	2	橋本 浩一 HASHIMOTO Kouichi	
医歯科学特別研究 (分子細胞情報学) Research on Biochemistry	8		8	1～2	2	2	2	2	今泉 和則 IMAIZUMI Kazunori	
医歯科学特別研究 (医化学) Research on Biomedical Chemistry	8		8	1～2	2	2	2	2	浅野 知一郎 ASANO Tomoichiro	
医歯科学特別研究 (神経薬理学) Research on Molecular and pharmacological neuroscience	8		8	1～2	2	2	2	2	酒井 規雄 SAKAI Norio	
医歯科学特別研究 (分子病理学) Research on Molecular Pathology	8		8	1～2	2	2	2	2	安井 弥 YASUI Wataru	
医歯科学特別研究 (病理学) Research on Pathology	8		8	1～2	2	2	2	2	武島 幸男 TAKESHIMA Yukio	
医歯科学特別研究 (ウイルス学) Research on Virology	8		8	1～2	2	2	2	2	坂口 剛正 SAKAGUCHI Takemasa	
医歯科学特別研究 (疫学・疾病制御学) Research on Epidemiology, Infectious Disease Control and Prevention	8		8	1～2	2	2	2	2	田中 純子 TANAKA Junko	
医歯科学特別研究 (公衆衛生学) Research on Public Health and Health Policy	8		8	1～2	2	2	2	2	鳥帽子田 彰 EBOSHIDA Akira	
医歯科学特別研究 (法医学) Research on Forensic Medicine	8		8	1～2	2	2	2	2	長尾 正崇 NAGAO Masataka	
医歯科学特別研究 (免疫学) Research on Immunology	8		8	1～2	2	2	2	2	菅野 雅元 KANNO Masamoto	
医歯科学特別研究 (生命科学) Research on Life science	8		8	1～2	2	2	2	2	檜山 英三 HIYAMA Eiso 外丸 祐介 SOTOMARU Yusuke	
医歯科学特別研究 (生体材料学) Research on Biomaterials	8		8	1～2	2	2	2	2	加藤 功一 KATO Koichi	
医歯科学特別研究 (口腔生化学) Research on Dental and Medical Biochemistry	8		8	1～2	2	2	2	2	宿南 知佐 SHUKUNAMI Chisa	
医歯科学特別研究 (顎顔面解剖学) Research on Maxillofacial Anatomy and Neuroscience	8		8	1～2	2	2	2	2	寺山 隆司 TERAYAMA Ryuji	
医歯科学特別研究 (細菌学) Research on Bacteriology	8		8	1～2	2	2	2	2	菅井 基行 SUGAI Motoyuki	
医歯科学特別研究 (口腔生理学) Research on Physiology and Oral Physiology	8		8	1～2	2	2	2	2	杉田 誠 SUGITA Makoto	
医歯科学特別研究 (細胞分子薬理学) Research on Cellular and Molecular Pharmacology	8		8	1～2	2	2	2	2	兼松 隆 KANEMATSU Takashi	
医歯科学特別研究 (口腔顎顔面病理病態学) Research on Oral Maxillofacial Pathobiology	8		8	1～2	2	2	2	2	高田 隆 TAKATA Takashi	
医歯科学特別研究 (粘膜免疫学) Research on Mucosal Immunology	8		8	1～2	2	2	2	2	高橋 一郎 TAKAHASHI Ichiro	
医歯科学特別研究 (硬組織代謝生物学) Research on Calcified Tissue Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	吉子 裕二 YOSHIKO Yuji	
医歯科学特別研究 (歯科医学教育学) Research on General Dentistry	8		8	1～2	2	2	2	2	河口 浩之 KAWAGUCHI Hiroyuki	
医歯科学特別研究 (細胞修復制御学) Research on Cellular Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	田代 聡 TASHIRO Satoshi	
医歯科学特別研究 (放射線細胞応答学) Research on Molecular Radiobiology	8		8	1～2	2	2	2	2	(放射線細胞応答学)	
医歯科学特別研究 (疾患モデル解析学) Research on Disease Model	8		8	1～2	2	2	2	2	(疾患モデル解析学)	
医歯科学特別研究 (分子疫学) Research on Epidemiology	8		8	1～2	2	2	2	2	川上 秀史 KAWAKAMI Hideshi	
医歯科学特別研究 (計量生物学) Research on Environmetrics and Biometrics	8		8	1～2	2	2	2	2	(計量生物)	
医歯科学特別研究 (線量測定・評価学) Research on Radiation Biophysics	8		8	1～2	2	2	2	2	保田 浩志 YASUDA Hiroshi	
医歯科学特別研究 (放射線ゲノム疾患学) Research on Genetics and Cell Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	松浦 伸也 MATSUURA Shinya	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
医歯科学特別研究 (ゲノム障害病理学) Research on Human Genetics	8		8	1～2	2	2	2	2	東 幸仁 HIGASHI Yukihito	
医歯科学特別研究 (がん分子病態学) Research on Molecular Oncology	8		8	1～2	2	2	2	2	稲葉 俊哉 INABA Toshiya	
医歯科学特別研究 (分子発がん制御学) Research on Experimental Oncology	8		8	1～2	2	2	2	2	(分子発がん制御)	
医歯科学特別研究 (幹細胞生物学) Research on Stem Cell Biology	8		8	1～2	2	2	2	2	(幹細胞生物学)	
医歯科学特別研究 (放射線医療開発学) Research on Stem Cell Biology Radiation Medicine	8		8	1～2	2	2	2	2	廣橋 伸之 HIROHASHI Nobuyuki	
推奨科目 Recommended Subject										
バイオデザイン概論 Lecture on Biodesign	2		2 (自由)	1前	2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	
バイオデザイン演習 I Seminar on Biodesign (I)	2		2 (自由)	1	2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	

医歯科学専攻（修士課程） Medical and Dental Sciences Major
医学物理士コース Medical Physics Course

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned- Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
必修科目 Compulsory Subject										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹 KUDO Yoshiki	
放射線診断物理学 Physics of Diagnostic Radiology	1	1		1前	1		1		小澤 修一 OZAWA Syuichi	
放射線治療物理学 Radiation Oncology Physics	2	2		1前	2		2		小澤 修一 OZAWA Syuichi	
核医学物理学 Seminar on Physics of Nuclear Medicine	1	1		1後		1		1	成田 雄一郎 NARITA Yuichirou	
放射線診断学・核医学 Diagnostic Radiology	1	1		1前	1		1		粟井 和夫 AWAI Kazuo	
放射線腫瘍学 Radiation Oncology	2	2		1前	2		2		永田 靖 NAGATA Yasushi	
放射線治療物理学演習 Seminar on Radiation Oncology Physics	2	2		1後		2		2	小澤 修一 OZAWA Syuichi	
放射線計測学演習 Seminar on Radiation Dosimetry	2	2		1後		2		2	小澤 修一 OZAWA Syuichi	
画像診断物理学演習 Seminar on Physics of Diagnostic Imaging	2	2		1後		2		2	笈田 将皇 OITA Masataka	
核医学物理学演習 Seminar on Physics of Nuclear Medicine	2	2		2前			2		成田 雄一郎 NARITA Yuichirou	
放射線安全演習 Radiation Safety	2	2		1後		2		2	権丈 雅浩 KENJO Masahiro	
医歯科学特別研究（放射線腫瘍学） Research on Radiation Oncology	4	4		2			2	2	永田 靖 NAGATA Yasushi	
共通科目 Common Subject										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前（後）	2	（2）	2	（2）	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	後期に 履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
情報医学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
医学工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
選択科目 Elective Subject										
人体の構造 Human anatomy	2		2	1前	2		2		相澤 秀紀 AIZAWA Hidenori	
人体の機能 Physiology and biological chemistry	2		2	1前	2		2		吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
病因病態学 Pathology	2		2	1後		2		2	武島 幸男 TAKESHIMA Yukio	
生体防御学 Seminar on host defense	1		1	1後		1		1	坂口 剛正 SAKAGUCHI Takemasa	
総合薬理学 General pharmacology	1		1	1後		1		1	酒井 規雄 SAKAI Norio	
医療政策・国際保健概論 Seminar on health policy & global health	1		1	1前	1		1		烏帽子田 彰 EBOSHIDA Akira	
臨床医歯学総論 General clinical medicine and dentistry	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
分子生物学と放射線防護 Molecular Biology and Radiological Science	2		2	1前	2		2		保田 浩志 YASUDA Hiroshi	
人体解剖学実習 Practice in human gross anatomy	2		2	1後		2		2	池上 浩司 IKEGAMI Koji	
組織学実習 Practice of histology	1		1	1前	1		1		吉子 裕二 YOSHIKO Yuji	
病院実習 Clinical practice course in university hospital	1		1	1後		1		1	（未定） TBD	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
医歯学情報学 Health informatics	1		1	1後		1		1	(未定) TBD	
基礎放射線医学 Fundamentals of radiation medicine	1		1	1後		1		1	(未定) TBD	
再生医学・医工学 Regenerative medicine / Tissue-engineering	1		1	1後		1		1	(未定) TBD	
予防医学・健康指導特論Ⅰ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidance I	2		2	1前	2		2		田中 純子 TANAKA Junko	
予防医学・健康指導特論Ⅱ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidance II	2		2	1後		2		2	田中 純子 TANAKA Junko	
科学英語 English for Scientific Paper	1		1	1前	1		1		西尾 禎治 NISHIO Teiji	
医療統計学 Biostatistics	1		1	1前	1		1		松岡 淨 MATSUOKA Kiyoshi 大津 洋 OHTU Hiroshi	
保健物理学 Health physics	2		2	1後		2		2	赤羽 恵一 AKAHANE Keiichi	
推奨科目 Recommended Subject										
バイオデザイン概論 Lecture on Biodesign	2		2 (自由)	1前	2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	
バイオデザイン演習Ⅰ Seminar on Biodesign (Ⅰ)	2		2 (自由)	1	2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	

医歯科学専攻（修士課程） Medical and Dental Sciences Major
公衆衛生学コース Public Health Course

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
必修科目 Compulsory Subject										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹 KUDO Yoshiki	
疫学基礎論 Basic Epidemiology and Practice	2	2		1前	2		2		田中 純子 TANAKA Junko	
臨床研究方法論 Basic and Advanced training on methodology for clinical research	2	2		1後		2		2	田中 純子 TANAKA Junko	
生物統計学・臨床統計学基礎論 Basic Biostatistics and Basic Clinical Statistics	1	1		1前	1		1		秀 道広 HIDE Michihiro	
医学統計パッケージ演習 Exercises and Seminar on Medical Statistics using Statistical Software	2	2		1後		2		2	田中 純子 TANAKA Junko	
臨床法医学概論 Lecture on Clinical Forensic Medicine	2	2		1前	2		2		長尾 正崇 NAGAO Masataka	
総合医療実践学特論 Lecture on practice of general medicine	2	2		1後		2		2	田妻 進 TAZUMA Susumu	
予防医学・健康指導特論Ⅰ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidance I	2	2		1前	2		2		田中 純子 TANAKA Junko	
予防医学・健康指導特論Ⅱ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidance II	2	2		1後		2		2	田中 純子 TANAKA Junko	
環境保健学概論 Environmental Health	1	1		1前	1		1		鳥帽子田 彰 EBOSHIDA Akira	
医療政策・国際保健概論 Seminar on health policy & global health	1	1		1前	1		1		鳥帽子田 彰 EBOSHIDA Akira	
国際感染症概論 Seminar on Global Infectious Diseases	1	1		1前	1		1		大毛 宏喜 OHGE Hiroki	
選択必修科目 Elective Compulsory Subject										
公衆衛生学特別研究（疫学） Advanced Seminar on Public health (Epidemiology)	6			1後～2		2	2	2	田中 純子 TANAKA Junko	
公衆衛生学特別研究（生物統計学） Advanced Seminar on Public health (Biostatistics)	6			1後～2		2	2	2	田中 純子 TANAKA Junko	
公衆衛生学特別研究（社会科学・行動科学） Advanced Seminar on Public health (Social and Behavioral Sciences)	6	6		1後～2		2	2	2	長尾 正崇 NAGAO Masataka	
公衆衛生学特別研究（保健行政・医療管理学） Advanced Seminar on Public health (Health Service Administration)	6			1後～2		2	2	2	田妻 進 TAZUMA Susumu	
公衆衛生学特別研究（国際保健・環境保健学） Advanced Seminar on Public health (Environmental Health Sciences)	6			1後～2		2	2	2	鳥帽子田 彰 EBOSHIDA Akira	
共通科目 Common Subject										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前（後）	2	（2）	2	（2）	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	後期に 履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	
情報工医学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
工医学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
選択科目 Elective Subject										
疫学調査分析演習 Exercise and Seminar on Epidemiological Research and it's Analysis	2		2	2前			2		田中 純子 TANAKA Junko	
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
臨床医学総論 General clinical medicine and dentistry	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	※
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	※
人体の構造 Human anatomy	2		2	1前	2		2		相澤 秀紀 AIZAWA Hidenori	
人体の機能 Physiology and biological chemistry	2		2	1前	2		2		吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
病因病態学 Pathology	2		2	1後		2		2	武島 幸男 TAKESHIMA Yukio	

科目区分Category of Subjects /授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
生体防御学 Seminar on host defense	1		1	1後		1		1	坂口 剛正 SAKAGUCHI Takemasa	
総合薬理学 General phrmacology	1		1	1後		1		1	酒井 規雄 SAKAI Norio	
分子生物学と放射線防護 Molecular Biology and Radiological Science	2		2	1前	2		2		保田 浩志 YASUDA Hiroshi	
人体解剖学実習 Practice in human gross anatomy	2		2	1後		2		2	池上 浩司 IKEGAMI Koji	
組織学実習 Practice of histology	1		1	1前	1		1		吉子 裕二 YOSHIKO Yuji	
推奨科目 Recommended Subject										
バイオデザイン概論 Lecture on Biodesign	2		2 (自由)	1前	2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	
バイオデザイン演習 I Seminar on Biodesign (I)	2		2 (自由)	1	2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	

2 医歯科学専攻（修士課程）の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System and Degree Application Procedures for the Master's Course of the Medical and Dental Sciences Major

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科医歯科学専攻（修士課程）に入学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

To enhance the quality of research guidance for students enrolled in the Master's Course of the Medical and Dental Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), several academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導には、医歯科学専攻（修士課程）の教員が当たる。

Research guidance should be provided by faculty members of the Medical and Dental Sciences Major (Master's Course).

- ② 研究指導グループは、主指導教員 1 名、副指導教員 1 名の合計 2 名により構成される。

The research guidance group should consist of two members in total: one chief academic supervisor and one assistant academic supervisor.

- ③ 研究科教育委員会は、研究指導グループの編成について調整する。

The Education Committee of GSBHS should coordinate the organization of the research guidance group.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, a successor should be appointed immediately so as not to prevent students from implementing their research proposals. The Education Committee of GSBHS should make the necessary arrangements for this.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員は、教授が担当し、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。

A professor should serve as chief academic supervisor, who should provide guidance to help students prepare their course registration plan, formulate their research proposal, conduct their research, and write their master's thesis.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students assigned to each chief academic supervisor should be determined to ensure that the supervisor can provide sufficient practical research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、教授(主指導教員とは別)、准教授、講師又は助教が担当し、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

A professor (excluding the chief academic supervisor), associate professor, lecturer, or assistant professor should serve as assistant academic supervisor, who should provide advice to students about their research proposal, the progress of their research, and their master's thesis in cooperation with the chief academic supervisor.

- ② 学生は主指導教員と相談のうえ、副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

Students should choose their assistant academic supervisor through consultation with their chief academic supervisor, who should instruct them to choose an appropriate assistant academic supervisor to supervise their research.

2 研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Degree Application Procedures

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール (別表参照)

Schedule for research guidance and degree application (Refer to the appendix.)

所定の年限 (標準修業年限 2 年) で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule for research guidance and degree application that students should follow to complete their course of study within the prescribed term of study (standard term of study: two years).

- ① 学生は、主指導教員を決定した後、主指導教員の指導のもとに副指導教員を決定するとともに履修計画を作成する。第 1 年次前期 (10 月入学者の場合は後期) の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究指導グループ届」及び「履修計画」を提出する。

After choosing their chief academic supervisor, students should determine their assistant academic supervisor and prepare their course registration plan under the guidance of their chief academic supervisor. Students should submit the Registration Form and the Course Registration Plan to the Education Committee of GSBHS by the designated date in the spring semester in their first year of graduate school (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

- ② 学生は主指導教員の指導のもとに研究計画を立案し、副指導教員の指導・助言を受ける。第 1 年次後期の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究計画概要」を提出し、研究を実施する。

学生は主指導教員の指導のもとに「修士論文の概要」及び「執筆計画」を第 2 年次後期の指定する期日までに作成し、副指導教員の指導・助言を受ける。

Students should formulate their research proposal under the guidance of their chief academic supervisor, and seek guidance and advice from their assistant academic supervisor. Students should submit the Summary of Research Proposal to the Education Committee of GSBHS by the designated date in the fall semester in their first year (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October), and conduct their research.

Students should make the Summary of Master's Thesis and the Thesis Writing Plan under the guidance of their chief academic supervisor by the designated date in the fall semester in their second year (the fall semester in their second year of graduate school for students enrolled in October), and seek guidance and advice from their assistant academic supervisor.

- ③ 研究科教授会において主指導教員を委員長とする 3 名の教員 (博士の学位を有する助教以上) から成る審査委員会を編成する。このうち少なくとも 2 名は主指導教員を含む教授とする。

The Faculty Meeting of GSBHS should organize a Screening Committee that consists of three faculty members (who hold a doctoral degree and a post higher than that of assistant professor) with the chief academic supervisor serving as the chairperson of the committee. At least two of the committee members should be professors, including the chief academic supervisor.

- ④ 学位申請者は、公開の修士論文発表会において口頭発表し、審査委員会委員らの質疑に応答する。

Students who apply for a master's degree should give an oral presentation at a master's thesis presentation session open to the public and answer questions from members of the Screening Committee.

- ⑤ 審査委員会は、提出論文とそれに関連ある科目について口頭試問又は筆頭試問により、最終試験を行う。ただし、公開の修士論文発表会における当該申請者の発表をもってこれに代えることができる。

The Screening Committee should conduct the final oral examination or the final written examination on the master's thesis submitted by the student and the courses related to their thesis. However, the final examination may be substituted by a presentation given by the relevant student at the master's thesis presentation session open to the public.

- ⑥ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、修士課程を修了するとともに修士の学位を取得できる。

Students who have passed the final review conducted by the Faculty Meeting of GSBHS after their master's thesis has been reviewed and they have taken the final examination conducted by the Screening Committee can complete the Master's Course and obtain a master's degree.

(2) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、研究指導グループが責任を持って推薦し、研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized as having demonstrated excellent scholastic achievement by the Faculty Meeting of GSBHS may complete their course of study before the prescribed period ends. Approval for early completion is given when students have achieved outstanding research outcomes, received a strong recommendation from their research guidance group, and obtained permission from the Education Committee of GSBHS.

(3) 修士論文の形式 Requirements for Master's Thesis

単著の論文を修士論文とする。

The master's thesis should be a single-author paper.

別表

医 歯 科 学 専 攻 (修 士 課 程)
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	副 指 導 教 員	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出	副指導教員の決定		指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
		履修計画の提出	履修計画立案の指導		
		研究計画の立案	研究計画立案の指導	研究計画に対する助言	
	後期	「研究計画概要」の提出			
		研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究に対する助言	審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査 (投票) (研究科教授会)
		後期	修士論文の概要及び執筆計画の立案	修士論文の概要及び執筆計画立案の指導	
	修士論文作成	論文作成の指導	論文作成の助言		
	論文完成 学位請求の諸手続き				
	修士論文発表会 最終試験を受験				
	所定の単位修得 本審査の合格				
	課程修了・学位授与				

口腔健康科学専攻 博士課程前期

Oral Health Sciences Major Master's Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	79
	List of Classes and Professors	
2	口腔健康科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き	81
	Research guidance system in the master's course of Oral Health Sciences Major and Application procedures for master's degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、30単位以上修得すること。 Students should acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目Ⅰ Common Subject I

4単位（生命・医療倫理学，口腔健康科学特論）を修得すること。

Acquire four credits for "Medical Ethics" and "Advanced Lecture on Oral Health Sciences."

②共通科目Ⅱ Common Subject II

「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから、4単位以上を修得すること。

Acquire four or more credits for subjects such as "Special Course of Biomedical & Health Sciences."

③専門選択科目Ⅰ Specialized Elective Subject I

6単位以上修得すること。（クリニカルコースにあつては、機能修復工学特論又は口腔衛生管理学特論のいずれか1科目を含む。）

Acquire six or more credits. (In the Clinical Course, the required credits must include credits in either "Advanced Lecture on Functional Restoration and Engineering" or "Advanced Lecture on Oral Health Management.")

④専門選択科目Ⅱ Specialized Elective Subject II

4単位以上修得すること。 Acquire four or more credits.

⑤専門選択科目Ⅲ Specialized Elective Subject III

主指導教員の指定する科目を含む、12単位以上を修得すること。

Acquire 12 or more credits for subjects designated by your chief academic supervisor and other courses.

⑥推奨科目 Recommended Subject

医療機器開発の分野において、ニーズに基づき研究成果を社会実装するために必要な方法論について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

Students are encouraged to take necessary methodology (subjects) that meets the needs of utilizing research findings to the real world in the developing field of medical devices.

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

口腔健康科学専攻（博士課程前期） Oral Health Sciences Major (Master's Course)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
共通科目 I Common Subject I										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹 KUDO Yoshiki	
口腔健康科学特論 Advanced lecture on oral health sciences	2	2		1前	2		2		二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
共通科目 II Common Subject II										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	後期に履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
情報医工学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
医工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
専門選択科目 I Specialized Elective Subject I										
口腔インプラント工学特論 Advanced lecture on oral implantology	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	後期は10月入学者対象
機能修復工学特論 Advanced lecture on functional restoration and engineering	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	下江 幸司 SHIMOE Saiji	同上 クリニカルコース
口腔衛生管理学特論 Advanced lecture on oral health management	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	松本 厚枝 MATSUMOTO Atsue	同上 クリニカルコース
口腔衛生教育学特論 Advanced lecture on education for oral hygiene	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	(未定) TBD	後期は10月入学者対象
学校健康教育学特論 Advanced lecture on education and learning on health sciences	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	野宗 万喜 NOSOU Maki	後期は10月入学者対象
歯科衛生士教育学特論 Advanced lecture on dental hygienists education	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	竹本 俊伸 TAKEMOTO Toshinobu	後期は10月入学者対象
口腔工学特論 Advanced lecture on oral engineering	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	後期は10月入学者対象
口腔保健学研究特論 Advanced lecture on oral health research	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	杉山 勝 SUGIYAMA Masaru	後期は10月入学者対象
情報システム工学特論 Advanced lecture on information system engineering	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	村山 長 MURAYAMA Takeshi	後期は10月入学者対象
生体材料学特論 Advanced lecture on biomaterial	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	峯 裕一 MINE Yuichi	後期は10月入学者対象
生体構造学特論 Advanced lecture on anatomy	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	里田 隆博 SATODA Takahiro	後期は10月入学者対象
顎口腔発達・機能学特論 Advanced lecture on maxillofacial functional development	2		2	1前 (後)	2	(2)	2	(2)	内藤 真理子 NAITO Mariko	後期は10月入学者対象
専門選択科目 II Specialized Elective Subject II										
顎口腔発達・機能学演習 A Seminar on maxillofacial functional development (A)	4		4	1~2	2		2		(未定) TBD	
歯科衛生士教育学演習 A Seminar on dental hygienist education (A)	4		4	1~2	2		2		松本 厚枝 MATSUMOTO Atsue	
口腔保健学研究演習 A Seminar on statistical analysis (A)	4		4	1~2	2		2		笹原 妃佐子 SASAHARA Hisako	
生体構造・機能修復学演習 A Seminar on medical systems and bio-material engineering (A)	4		4	1~2	2		2		下江 幸司 SHIMOE Saiji	
医療システム・生体材料工学演習 A Seminar on medical systems and bio-material engineering (A)	4		4	1~2	2		2		村山 長 MURAYAMA Takeshi	
口腔工学演習 A Seminar on oral engineering (A)	4		4	1~2	2		2		二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
顎口腔発達・機能学演習 B Seminar on maxillofacial functional development (B)	4		4	1~2	2		2		内藤 真理子 NAITO Mariko	
歯科衛生士教育学演習 B Seminar on dental hygienists education (B)	4		4	1~2	2		2		竹本 俊伸 TAKEMOTO Toshinobu	

科目区分Category of Subjects /授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
口腔保健学研究演習 B Seminar on oral health research (B)	4		4	1～2		2		2	杉山 勝 SUGIYAMA Masaru	
生体構造・機能修復学演習 B Seminar on anatomy and functional (B)	4		4	1～2		2		2	里田 隆博 SATODA Takahiro	
医療システム・生体材料工学演習 B Seminar on medical systems and bio-material engineering (B)	4		4	1～2		2		2	村山 長 MURAYAMA Takeshi	
口腔工学演習 B Seminar on oral engineering (B)	4		4	1～2		2		2	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
医用機器工学演習 B Seminar on medical equipment engineering (B)	2		2	1～2		2		2	石井 抱 ISHII Idaku	
医療情報・画像処理工学演習 B Seminar on medical image analysis (B)	2		2	1～2		2		2	玉木 徹 TAMAKI Toru	
専門選択科目Ⅲ Specialized Elective SubjectⅢ										
顎口腔発達・機能学研究 Research on maxillofacial functional development	12		12	1後～2		4	4	4	内藤 真理子 NAITO Mariko	
歯科衛生士教育学研究 Research on dental hygienists education	12		12	1後～2		4	4	4	竹本 俊伸 TAKEMOTO Toshinobu	
口腔保健学研究 Research on oral health	12		12	1後～2		4	4	4	杉山 勝 SUGIYAMA Masaru	
生体構造・機能修復学研究 Research on anatomy and functional	12		12	1後～2		4	4	4	里田 隆博 SATODA Takahiro	
医療システム・生体材料工学研究 Research on medical systems and bio-material engineering	12		12	1後～2		4	4	4	村山 長 MURAYAMA Takeshi	
口腔工学研究 Research on oral engineering	12		12	1後～2		4	4	4	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
推奨科目 Recommended Subject										
バイオデザイン概論 Lecture on Biodesign	2		2 (自由)	1前	2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	
バイオデザイン演習 I Seminar on Biodesign (I)	2		2 (自由)	1	2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	

2 口腔健康科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System and Degree Application Procedures for the Master's Course of the Oral Health Sciences Major

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科口腔健康科学専攻（博士課程前期）に入学した学生の履修指導・研究指導の充実を図るために、複数教員による指導を行う。

To enhance the quality of academic and research guidance for students enrolled in the Master's Course of the Oral Health Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), several academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導には、口腔健康科学専攻（博士課程前期）の教員が当たる。

Research guidance should be provided by faculty members of the Oral Health Sciences Major (Master's Course).

- ② 研究指導グループは、主指導教員1名及び副指導教員1名の合計2名により構成される。

The research guidance group should consist of two members in total: one chief academic supervisor and one assistant academic supervisor.

- ③ 研究科教育委員会は、研究指導グループの編成について調整する。

The Education Committee of GSBHS should coordinate the organization of the research guidance group.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, a successor should be appointed immediately so as not to prevent students from implementing their research proposals. The Education Committee of GSBHS should make the necessary arrangements for this.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員は、教授が担当し、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。

A professor should serve as chief academic supervisor, who should provide guidance to help students prepare their course registration plan, formulate their research proposal, conduct their research, and write their master's thesis.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な指導が可能であることを考慮する。

The number of students assigned to each chief academic supervisor should be determined to ensure that the supervisor can provide sufficient practical research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、教授(主指導教員とは別)、准教授、講師又は助教が担当し、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

A professor (excluding the chief academic supervisor), associate professor, lecturer, or assistant professor should serve as assistant academic supervisor, who should provide advice to students about their research proposal, the progress of their research, and their master's thesis in cooperation with the chief academic supervisor.

- ② 学生は主指導教員と相談のうえ、副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

Students should choose their assistant academic supervisor through consultation with their chief academic supervisor, who should instruct them to choose an appropriate assistant academic supervisor to supervise their research.

2 研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Degree Application Procedures

- (1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

Schedule for research guidance and degree application (Refer to the appendix.)

所定の年限（標準修業年限2年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule for research guidance and degree application that students should follow to complete their course of study within the prescribed term of study (standard term of study: two years).

- ① 学生は、主指導教員を決定した後、主指導教員の指導のもとに副指導教員を決定するとともに履修計画を作成する。第1年次前期（10月入学者の場合は後期）の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究指導グループ届」及び「履修計画」を提出する。

After choosing their chief academic supervisor, students should determine their assistant academic supervisor and prepare their course registration plan under the guidance of their chief academic supervisor. Students should submit the Registration Form and the Course Registration Plan to the Education Committee of GSBHS by the designated date in the spring semester in their first year of graduate school (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

- ② 学生は主指導教員の指導のもとに研究計画を立案し、副指導教員の指導・助言を受ける。第1年次後期の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究計画概要」を提出し、研究を実施する。

学生は主指導教員の指導のもとに「修士論文の概要」及び「執筆計画」を第2年次後期の指定する期日までに作成し、副指導教員の指導・助言を受ける。

Students should formulate their research proposal under the guidance of their chief academic supervisor, and seek guidance and advice from their assistant academic supervisor. Students should submit the Summary of Research Proposal to the Education Committee of GSBHS by the designated date in the fall semester in their first year (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October), and conduct their research.

Students should make the Summary of Master's Thesis and the Writing Plan under the guidance of their chief academic supervisor by the designated date in the fall semester in their second year (the fall semester in their second year of graduate school for students enrolled in October), and seek guidance and advice from their assistant academic supervisor.

- ③ 学生は主指導教員の指導及び副指導教員の助言のもとに修士論文を作成し、研究科教育委員会に修士の学位授与を申請する。

Students should write their master's thesis under the guidance of their chief academic supervisor and the advice of their assistant academic supervisor, and apply for a master's degree to the Education Committee of GSBHS.

- ④ 研究科教授会において、主指導教員を委員長とする3名の教員（博士の学位を有する助教以上）から成る審査委員会を編成する。このうち少なくとも2名は主指導教員を含む教授とする。

The Faculty Meeting of GSBHS should organize a Review Committee that consists of three faculty members (who hold a doctoral degree and a post higher than that of assistant professor) with the chief academic supervisor serving as the chairperson of the committee. At least two of the committee members should be professors, including the chief academic supervisor.

- ⑤ 学位申請者は、公開の修士論文発表会において口頭発表し、審査委員会委員らの質疑に応答する。

Students who apply for a master's degree should give an oral presentation at a master's thesis presentation session open to the public and answer questions from members of the Review Committee.

- ⑥ 審査委員会は、提出論文とそれに関連ある科目について口頭試問又は筆頭試問により、最終試験を行う。ただし、公開の修士論文発表会における当該申請者の発表をもってこれに代えることができる。

The Review Committee should conduct the final oral examination or the final written examination on the master's thesis submitted by the student and the courses related to the thesis. However, the final examination may be substituted by a presentation given by the relevant student at the master's thesis presentation session open to the public.

- ⑦ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、博士課程前期を修了するとともに修士の学位を取得できる。

Students who have passed the final review conducted by the Faculty Meeting of GSBHS after their master's thesis has been reviewed and they have taken the final examination conducted by the Review Committee can complete the Master's Course and obtain a master's degree.

(2) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績をあげたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果をあげ、研究指導グループが責任をもって推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized as having demonstrated excellent scholastic achievement by the Faculty Meeting of GSBHS may complete their course of study before the prescribed period ends. Approval for early completion is given when students have achieved outstanding research outcomes, received a strong recommendation from their research guidance group, and obtained permission from the Education Committee of GSBHS.

(3) 修士論文の形式 Requirements for Master's Thesis

単著の論文を修士論文とする。

The master's thesis should be a single-author paper.

別表

口腔健康科学専攻（博士課程前期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	副 指 導 教 員	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 (前期履修届の提出) 履修計画の提出 (単位修得)	履修指導	指導グループの編成(2名)	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究の実施 (単位修得)		研究計画に対する助言 研究に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	審査委員会の編成 (研究科教授会)
	後期	修士論文作成の開始 修士論文完成 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	修士論文作成の指導	修士論文作成についての 助言	

薬科学専攻

博士課程前期

Medicinal Sciences Major

Master's Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	85
	List of Classes and Professors	
2	薬科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き	87
	Research guidance system in the master's course of Medicinal Sciences Major and Application procedures for master's degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり，30 単位以上修得すること。 Students should acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目 I Common Subject I

4 単位（生命・医療倫理学，薬科学特論）を修得すること。

Acquire four credits in "Medical Ethics" and "Advanced Lecture on Medicinal Science."

②共通科目 II Common Subject II

「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから，4 単位以上を修得すること。

Acquire four or more credits for subjects such as "Special Course of Biomedical & Health Sciences."

③専門選択科目 I Specialized Elective Subject I

主指導教員の指定する科目を含む，6 単位以上（原則として1 年次前期に履修すること。）修得すること。

Acquire six or more credits for subjects designated by your chief academic supervisor and other courses. (Take the courses in the spring semester of your first year of graduate school, in principle.)

④専門選択科目 II Specialized Elective Subject II

主指導教員の指定する科目を含む，4 単位以上を修得すること。

Acquire four or more credits for subjects designated by your chief academic supervisor and other courses.

⑤専門選択科目 III Specialized Elective Subject III

主指導教員の指定する科目を含む，12 単位以上を修得すること。

Acquire 12 or more credits for subjects designated by your chief academic supervisor and other courses.

⑥推奨科目 Recommended Subject

医療機器開発の分野において，ニーズに基づき研究成果を社会実装するために必要な方法論について，修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

Students are encouraged to take necessary methodology (subjects) that meets the needs of utilizing research findings to the real world in the developing field of medical devices.

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

薬科学専攻（博士課程前期） Medicinal Sciences Major (Master's Course)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
共通科目 I Common Subject I										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹 KUDO Yoshiki	
薬科学特論 Advanced lecture on medicinal science	2	2		1前	2		2		紙谷 浩之 KAMIYA Hiroyuki	
共通科目 II Common Subject II										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前(後)	2	(2)	2	(2)	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	後期に 履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
情報医工学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
医工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
専門選択科目 I Specialized Elective Subject I										
生薬学特論 Advanced lecture on pharmacognosy	2		2	1前	2		2		松浪 勝義 MATSUNAMI Katsuyoshi	奇数年度 後期
薬物治療学特論 Advanced lecture on pharmacotherapy	2		2	1前	2		2		森川 則文 MORIKAWA Norifumi	偶数年度 前期
創薬合成化学特論 Advanced lecture on synthetic organic chemistry	2		2	1前	2		2		熊本 卓哉 KUMAMOTO Takuya	偶数年度 前期
核酸分析化学特論 Advanced lecture on Nucleic Acids Biochemistry	2		2	1前	2		2		紙谷 浩之 KAMIYA Hiroyuki	偶数年度 後期
医薬分子機能科学特論 Advanced lecture on functional molecular science	2		2	1前	2		2		小池 透 KOIKE Tohru	偶数年度 後期
生体機能分子動態学特論 Advanced lecture on molecular toxicology and drug metabolism	2		2	1前	2		2		古武 弥一郎 KOTAKE Yaichiro	奇数年度 前期
細胞再生機構特論 Advanced lecture on cell regeneration	2		2	1前	2		2		田原 栄俊 TAHARA Hidetoshi	奇数年度 後期
細胞内情報伝達学特論 Advanced lecture on mechanisms of signal transduction	2		2	1前	2		2		(細胞内情報伝達学)	奇数年度 後期
微生物医薬品開発学特論 Advanced lecture on microbiology	2		2	1前	2		2		黒田 照夫 KURODA Teruo	偶数年度 後期
薬効解析科学特論 Advanced lecture on pharmacology	2		2	1前	2		2		森岡 徳光 MORIOKA Norimitsu	奇数年度 後期
薬物動態解析・制御科学特論 Advanced lecture on biopharmaceutics	2		2	1前	2		2		高野 幹久 TAKANO Mikihisa	偶数年度 後期
治療薬効学特論 Advanced lecture on pharmacotherapy	2		2	1前	2		2		小澤 孝一郎 OZAWA Koichiro	奇数年度 前期
応用薬物治療学特論 Advanced lecture on applied pharmacotherapeutics	2		2	1前	2		2		松尾 裕彰 MATSUO Hiroaki	偶数年度 後期
漢方診療学特論 Advanced lecture on applied kampo medicine	2		2	1前	2		2		飯塚 徳男 IIZUKA Norio	奇数年度 後期
未病・予防医学特論 Advanced lecture on applied probiotecc science for preventive medicine	2		2	1前	2		2		杉山 政則 SUGIYAMA Masanori	奇数年度 前期
English Communication	2		2	1前	2		2		David Lee	毎年
専門選択科目 II Specialized Elective Subject II										
生薬学特論演習 Seminar on pharmacognosy	4		4	1	2	2	2	2	松浪 勝義 MATSUNAMI Katsuyoshi	
薬物治療学特論演習 Seminar on pharmacotherapy	4		4	1	2	2	2	2	森川 則文 MORIKAWA Norifumi	
創薬合成化学特論演習 Seminar on synthetic organic chemistry	4		4	1	2	2	2	2	熊本 卓哉 KUMAMOTO Takuya	
核酸分析化学特論演習 Seminar on Nucleic Acids Biochemistry	4		4	1	2	2	2	2	紙谷 浩之 KAMIYA Hiroyuki	
医薬分子機能科学特論演習 Seminar on functional molecular science	4		4	1	2	2	2	2	小池 透 KOIKE Tohru	
生体機能分子動態学特論演習 Seminar on molecular toxicology and drug metabolism	4		4	1	2	2	2	2	古武 弥一郎 KOTAKE Yaichiro	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
生物物理化学特論演習 Seminar on biophysical chemistry	4		4	1	2	2	2	2	木下 英司 KINOSHITA Eiji	
細胞再生機構特論演習 Seminar on cell regeneration	4		4	1	2	2	2	2	田原 栄俊 TAHARA Hidetoshi	
細胞内情報伝達学特論演習 Seminar on mechanisms of signal transduction	4		4	1	2	2	2	2	(細胞内情報伝達学)	
細胞薬理学特論演習 Seminar on cell pharmacology	4		4	1	2	2	2	2	樫木 薫 HAZEKI Kaoru	
微生物医薬品開発学特論演習 Seminar on microbiology	4		4	1	2	2	2	2	黒田 照夫 KURODA Teruo	
抗生物質合成学特論演習 Seminar on antibiotic biosynthesis	4		4	1	2	2	2	2	熊谷 孝則 KUMAGAI Takanori	
薬効解析科学特論演習 Seminar on pharmacology	4		4	1	2	2	2	2	森岡 徳光 MORIOKA Norimitsu	
薬物動態解析・制御科学特論演習 Seminar on biopharmaceutics	4		4	1	2	2	2	2	高野 幹久 TAKANO Mikihisa	
治療薬効学特論演習 Seminar on pharmacotherapy	4		4	1	2	2	2	2	小澤 孝一郎 OZAWA Koichiro	
細胞がん化機構特論演習 Seminar on cell carcinogenesis	4		4	1	2	2	2	2	高橋 陵宇 TAKAHASHI Ryou-u	
医薬品創製科学特論演習 Seminar on drug delivery sciences	4		4	1	2	2	2	2	湯元 良子 YUMOTO Ryoko	
分子治療薬効学特論演習 Seminar on molecular pharmacotherapeutics	4		4	1	2	2	2	2	細井 徹 HOSOI Toru	
応用薬物治療学特論演習 Seminar on applied pharmacotherapeutics	4		4	1	2	2	2	2	松尾 裕彰 MATSUO Hiroaki	
薬物治療情報学特論演習 Seminar on pharmacotherapy informatics	4		4	1	2	2	2	2	猪川 和朗 IKAWA Kazuro	
生薬・漢方医療学特論演習 Seminar on crude drug and kampo medicine	4		4	1	2	2	2	2	山野 幸子 YAMANO Sachiko	
漢方診療学特論演習 Seminar on kampo medicine	4		4	1	2	2	2	2	飯塚 徳男 IIZUKA Norio	
未病・予防医学特論演習 Seminar on probiotecc science for preventive medicine	4		4	1	2	2	2	2	杉山 政則 SUGIYAMA Masanori	
専門選択科目Ⅲ Specialized Elective Subject III										
生薬学特別実習 Research on pharmacognosy	12		12	1後～2		4	4	4	松浪 勝義 MATSUNAMI Katsuyoshi	
薬物治療学特別実習 Research on pharmacotherapy	12		12	1後～2		4	4	4	森川 則文 MORIKAWA Norifumi	
創薬合成化学特別実習 Research on synthetic organic chemistry	12		12	1後～2		4	4	4	熊本 卓哉 KUMAMOTO Takuya	
核酸分析化学特別実習 Research on Nucleic Acids Biochemistry	12		12	1後～2		4	4	4	紙谷 浩之 KAMIYA Hiroyuki	
医薬分子機能科学特別実習 Research on functional molecular science	12		12	1後～2		4	4	4	小池 透 KOIKE Tohru	
生体機能分子動態学特別実習 Research on molecule toxicology and drug metabolism	12		12	1後～2		4	4	4	古武 弥一郎 KOTAKE Yaichiro	
細胞再生機構特別実習 Research on cell regeneration	12		12	1後～2		4	4	4	田原 栄俊 TAHARA Hidetoshi	
細胞内情報伝達学特別実習 Research on mechanisms of signal transduction	12		12	1後～2		4	4	4	(細胞内情報伝達学)	
微生物医薬品開発学特別実習 Research on microbiology	12		12	1後～2		4	4	4	黒田 照夫 KURODA Teruo	
薬効解析科学特別実習 Research on pharmacology	12		12	1後～2		4	4	4	森岡 徳光 MORIOKA Norimitsu	
薬物動態解析・制御科学特別実習 Research on biopharmaceutics	12		12	1後～2		4	4	4	高野 幹久 TAKANO Mikihisa	
治療薬効学特別実習 Research on pharmacotherapy	12		12	1後～2		4	4	4	小澤 孝一郎 OZAWA Koichiro	
応用薬物治療学特別実習 Research on applied pharmacotherapeutics	12		12	1後～2		4	4	4	松尾 裕彰 MATSUO Hiroaki	
漢方診療学特別実習 Research on applied kampo medicine	12		12	1後～2		4	4	4	飯塚 徳男 IIZUKA Norio	
未病・予防医学特別実習 Research on probiotecc science for preventive medicine	12		12	1後～2		4	4	4	杉山 政則 SUGIYAMA Masanori	
推奨科目 Recommended Subject										
バイオデザイン概論 Lecture on Biodesign	2		2 (自由)	1前		2		2	木原 康樹 KIHARA Yasuki	
バイオデザイン演習Ⅰ Seminar on Biodesign (Ⅰ)	2		2 (自由)	1		2		2	木原 康樹 KIHARA Yasuki	

2 薬科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System and Degree Application Procedures for the Master's Course of the Medicinal Sciences Major

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科薬科学専攻（博士課程前期）に入学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

To enhance the quality of research guidance for students enrolled in the Master's Course of the Medicinal Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), several academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導には、薬科学専攻（博士課程前期）の教員が当たる。

Research guidance should be provided by faculty members of the Medicinal Sciences Major (Master's Course).

- ② 研究指導グループは、主指導教員 1 名、副指導教員 1 名の合計 2 名により構成される。

The research guidance group should consist of two members in total: one chief academic supervisor and one assistant academic supervisor.

- ③ 研究科教育委員会は、研究指導グループの編成について調整する。

The Education Committee of GSBHS should coordinate the organization of the research guidance group.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, a successor should be appointed immediately so as not to prevent students from implementing their research proposals. The Education Committee of GSBHS should make the necessary arrangements for this.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員は、原則として教授が担当し、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。

In principle, a professor should serve as chief academic supervisor, who should provide guidance to help students prepare their course registration plan, formulate their research proposal, conduct their research, and write their master's thesis.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students assigned to each chief academic supervisor should be determined to ensure that the supervisor can provide sufficient practical research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、教授（主指導教員とは別）、准教授、講師又は助教が担当し、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

A professor (excluding the chief academic supervisor), associate professor, lecturer, or assistant professor should serve as assistant academic supervisor, who should provide advice to students about their research proposal, the progress of their research, and their master's thesis in cooperation with the chief academic supervisor.

- ② 学生は主指導教員と相談のうえ、副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

Students should choose their assistant academic supervisor through consultation with their chief academic supervisor, who should instruct them to choose an appropriate assistant academic supervisor to supervise their research.

2 研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Degree Application Procedures

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール (別表参照)

Schedule for research guidance and degree application (Refer to the appendix.)

所定の年限 (標準修業年限 2 年) で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule for research guidance and degree application that students should follow to complete their course of study within the prescribed term of study (standard term of study: two years).

- ① 学生は、主指導教員を決定した後、主指導教員の指導のもとに副指導教員を決定するとともに履修計画を作成する。第 1 年次前期 (10 月入学者の場合は後期) の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究指導グループ届」及び「履修計画」を提出する。

After choosing their chief academic supervisor, students should determine their assistant academic supervisor and prepare their course registration plan under the guidance of their chief academic supervisor. Students should submit the Registration Form and the Course Registration Plan to the Education Committee of GSBHS by the designated date in the spring semester in their first year of graduate school (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

- ② 学生は主指導教員の指導のもとに研究計画を立案し、副指導教員の指導・助言を受ける。第 1 年次後期の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究計画概要」を提出し、研究を実施する。

学生は主指導教員の指導のもとに「修士論文の概要」及び「執筆計画」を第 2 年次後期の指定する期日までに作成し、副指導教員の指導・助言を受ける。

Students should formulate their research proposal under the guidance of their chief academic supervisor, and seek guidance and advice from their assistant academic supervisor. Students should submit the Summary of Research Proposal to the Education Committee of GSBHS by the designated date in the fall semester in their first year (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October), and conduct their research.

Students should make the Summary of Master's Thesis and the Writing Plan under the guidance of their chief academic supervisor by the designated date in the fall semester in their second year (the fall semester in their second year of graduate school for students enrolled in October), and seek guidance and advice from their assistant academic supervisor.

- ③ 学生は主指導教員の指導及び副指導教員の助言のもとに修士論文を作成し、研究科教育委員会に修士の学位授与を申請する。

Students should write their master's thesis under the guidance of their chief academic supervisor and the advice of their assistant academic supervisor, and apply for a master's degree to the Education Committee of GSBHS.

- ④ 研究科教授会において主指導教員を委員長とする 3 名の教員 (博士の学位を有する助教以上) から成る審査委員会を編成する。このうち少なくとも 2 名は主指導教員を含む教授とする。

The Faculty Meeting of GSBHS should organize a Screening Committee that consists of three faculty members (who hold a doctoral degree and a post higher than that of assistant professor) with the chief academic supervisor serving as the chairperson of the committee. At least two of the committee members should be professors, including the chief academic supervisor.

- ⑤ 学位申請者は、公開の修士論文発表会において口頭発表し、審査委員会委員らの質疑に応答する。

Students who apply for a master's degree should give an oral presentation at a master's thesis presentation session open to the public and answer questions from members of the Screening Committee.

- ⑥ 審査委員会は、提出論文とそれに関連ある科目について口頭試問又は筆頭試問により、最終試験を

行う。ただし、公開の修士論文発表会における当該申請者の発表をもってこれに代えることができる。

The Screening Committee should conduct the final oral examination or the final written examination on the master's thesis submitted by the student and the courses related to the thesis. However, the final examination may be substituted by a presentation given by the relevant student at the master's thesis presentation session open to the public.

- ⑦ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、博士課程前期を修了するとともに修士の学位を取得できる。

Students who have passed the final review conducted by the Faculty Meeting of GSBHS after their master's thesis has been reviewed and they have taken the final examination conducted by the Screening Committee can complete the Master's Course and obtain a master's degree.

(2) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized as having demonstrated excellent scholastic achievement by the Faculty Meeting of GSBHS may complete their course of study before the prescribed period ends. Approval for early completion is given when students have achieved outstanding research outcomes, received a strong recommendation from their research guidance group, and obtained permission from the Education Committee of GSBHS.

(3) 修士論文の形式 Requirements for Master's Thesis

単著の論文を修士論文とする。

The master's thesis should be a single-author paper.

3 他学部から入学してきた学生に対する教育援助 Educational Support for Students from Schools/Faculties Not Related to Pharmaceutical Sciences

本研究科における学生の研究計画遂行に必要な場合は、本学薬学部の授業科目を受講させ学生の勉学を援助し容易にする制度を活用する。薬学部以外からの入学生はもちろん、薬学部からの入学生であっても、薬学の基礎知識を学ぶ必要がある場合にはこの制度を利用する。

学生は主指導教員のもとに受講を希望する学部授業科目を決め、各学期の授業開始日から2週間以内に履修届に組み入れて提出し、これを受講する。

Students from schools/faculties not related to pharmaceutical sciences can use a system that allows them to take courses offered by the School of Pharmaceutical Sciences at Hiroshima University if they need assistance in conducting their research at GSBHS. Students from schools/faculties of pharmaceutical sciences can also use this system if they need to acquire basic knowledge in pharmaceutical sciences.

Students should decide the undergraduate course that they will take through consultation with their chief academic supervisor, and submit the Registration Form for the relevant undergraduate course, so that they are ready to start the course within two weeks of the start date of the course in each semester.

別表

薬科学専攻（博士課程前期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出	研究指導	指導グループの編成（2名）	指導教員の調整・承認 （研究科教育委員会）
	後期	（単位修得） 研究計画の立案 研究の実施 （単位修得）		研究計画に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	審査委員会の編成 （研究科教授会） 審査及び最終試験の実施 （審査委員会） 本審査（投票） （研究科教授会）
	後期	（単位修得） 論文作成の開始 論文完成 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	論文作成の指導	論文作成についての助言	

*10月入学者の場合は、学期の「前期」は「後期」と、「後期」は「前期」と、それぞれ読み替える。

保健学専攻 博士課程前期 Health Sciences Major Master's Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	91
	List of Classes and Professors	
2	保健学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き	96
	Research guidance system in the master's course of Health Sciences Major and Application procedures for master's degrees	

○履修方法 Completion Requirements

<保健学・看護学 Health Sciences / Nursing>

以下のとおり、30単位以上修得すること。 Students should acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目Ⅰ Common Subject I

2単位（生命・医療倫理学）を修得すること。

Acquire two credits in "Medical Ethics."

②共通科目Ⅱ Common Subject II

4単位修得すること。（なお、2単位までは共通科目Ⅲの授業科目の履修単位を充てることができる。）

Acquire four credits. (Up to two credits earned for subjects in Common Subject III can be included in the four required credits.)

③専門科目Ⅰ Specialized Subject I

主指導教員の指定する科目2単位修得すること。

Acquire two credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

④専門科目Ⅱ Specialized Subject II

主指導教員の指定する科目2単位修得すること。

Acquire two credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

⑤専門科目Ⅲ Specialized Subject III

主指導教員の指定する科目10単位修得すること。

Acquire 10 credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

⑥主指導教員と相談の上、専門科目Ⅲ及び専門科目Ⅳを除く科目区分の中から10単位以上修得すること。

（ただし、①～④で履修した科目以外の科目とする。）

Acquire 10 or more credits in the category of subjects excluding Specialized Subjects III and IV through consultation with your chief academic supervisor. (The credits must be earned for subjects other than those taken to meet the requirements described in ① to ④.)

⑦推奨科目 Recommended Subject

医療機器開発の分野において、ニーズに基づき研究成果を社会実装するために必要な方法論について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

Students are encouraged to take necessary methodology (subjects) that meets the needs of utilizing research findings to the real world in the developing field of medical devices.

<看護学・専門看護師コース（がん看護分野及び慢性疾患看護分野）>

Nursing / Certified Nurse Specialist Course (Field of Oncology Nursing and Chronic Care Nursing) >

以下のとおり、42単位以上修得すること。 Students should acquire 42 or more credits as follows.

①共通科目Ⅲ Common Subject III

7科目（看護理論、看護研究、看護倫理、コンサルテーション論、臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学）14単位を修得すること。

Acquire 14 credits for seven subjects (Nursing Theory, Nursing Research, Nursing Ethics, Consultation Theory, Clinical Pharmacology, Physical Assessment, and Pathophysiology).

②専門科目Ⅳ Specialized Subject IV

特論及び演習を計14単位、実習10単位、課題研究2単位を修得すること。（ただし、選択した専門科目以外の特論、演習、実習、課題研究を選択することはできない）

Acquire 14 lecture or seminar credits, 10 practicum credits, and two research credits. (Students cannot register lecture, seminar, practicum or research subjects that do not belong to the Specialized Subjects that they have chosen.)

③主指導教員と相談の上、共通科目Ⅰ及び共通科目Ⅱのうちから2単位以上修得すること。（ただし、博士課程後期に進学を希望する者は、共通科目Ⅰを履修すること。）

Acquire two or more credits for courses in Common Subjects I and II through consultation with your chief academic supervisor. (However, those who wish to go on to the Doctoral Course should take subjects in Common Subject I.)

<キャリア支援コース Nurse Career Support Course >

以下のとおり、30単位以上修得すること。 Students should acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目Ⅰ Common Subject I

2単位（生命・医療倫理学）を修得すること。 Acquire two credits in "Medical Ethics."

②共通科目Ⅱ・Ⅲ Common Subject II・III

8単位修得すること。（なお、2単位は共通科目Ⅱの英語科目を充てること。）

Acquire eight credits. (Two credits for English subject from Common Subject II must be included)

③共通科目Ⅳ Common Subject IV

2科目（健康情報学解析特論、看護学教育特論）4単位を修得すること。

Acquire four credits for two subjects (Special lecture on the Analysis in Health Informatics, Special lecture on Nursing Education).

④専門科目Ⅰ Specialized Subject I

主指導教員の指定する科目2単位修得すること。

Acquire two credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

⑤専門科目Ⅱ Specialized Subject II

主指導教員の指定する科目2単位修得すること。

Acquire two credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

⑥専門科目Ⅲ Specialized Subject III

主指導教員の指定する科目10単位修得すること。

Acquire 10 credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

⑦専門科目Ⅴ Specialized Subject V

教育演習、臨地教育実習及び総合臨地教育実習から主指導教員の指定する科目計2単位を修得すること。

なお、キャリア支援コースの学生は科目の履修としての実習指導であるため、TAとしての実習指導を認めない。

Acquire two credits for Methodology of education, Educational practice, or Integrated educational practice, which is designated by your chief academic supervisor.

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

保健学専攻（博士課程前期） Health Sciences Major（Master's Course）

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
共通科目Ⅰ Common SubjectⅠ										
生命・医療倫理学 Medical Ethics	2	2		1前	2		2		工藤 美樹 KUDO Yoshiki	
共通科目Ⅱ Common SubjectⅡ										
研究方法概論 Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
基礎生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前(後)	2	(2)	2	(2)	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	後期に履修可能
調査研究法特論 Special Course of Survey Research	2		2	1前	2		2		岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	*
質的研究法特論 Special Course of Qualitative Research	2		2	1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	*
実験研究法特論 Special Course of Experiment Research	2		2	1前	2		2		花岡 秀明 HANAOKA Hideaki	*
Epidemiology and Disease Prevention	2		2	1前	2		2		ラフマン, 森山 RAHMAN, MORIYAMA	
Health Communication and Health Promotion	2		2	1後		2		2	ラフマン, 森山 RAHMAN, MORIYAMA	
Research Methodology in Health Science	2		2	1前	2		2		森山, ラフマン MORIYAMA, RAHMAN	
Statistics in Health Science	2		2	1後		2		2	梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	
Global Health Challenges and Solutions Ⅰ	2		2	1後		2		2	ラフマン, 森山 RAHMAN, MORIYAMA	
予防医学・健康指導特論Ⅰ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidance Ⅰ	2		2	1前	2		2		田中 純子 TANAKA Junko	
予防医学・健康指導特論Ⅱ Advanced lecture on preventive medicine for evidence-based health guidance Ⅱ	2		2	1後		2		2	田中 純子 TANAKA Junko	
医歯薬保健学特論 Special Course of Biomedical & Health Sciences	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
情報医工学特論 Special Course of Biomedical Technology and Informatics	2		2	1前	2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
工学イノベーション特論 Advanced Lecture on Biomedical Technology and Innovations	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
栄養学特論 Special Course of Dietetics	2		2	1後		2		2	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
健康生活科学 Science for Healthy Life	2		2	1後		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
専門看護師コース Certified Nurse Specialist Course 共通科目Ⅲ Common SubjectⅢ										
看護理論 Nursing Theory	2	2		1後		2		2	大平, 森山 OOHIRA, MORIYAMA	
看護研究 Nursing Research	2	2		1前	2		2		川崎, 宮下 KAWASAKI, MIYASHITA	
看護倫理 Nursing Ethics	2	2		1前	2		2		國生, 祖父江 KOKUSHO, SOBUE	
コンサルテーション論 Consultation Theory	2	2		2前				2	中谷 久恵 NAKATANI Hisae	
臨床薬理学 Clinical pharmacology	2	2		1後		2		2	宮下 美香 MIYASHITA Mika	
フィジカルアセスメント Physical assessment	2	2		1前	2		2		森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
病態生理学 Pathophysiology	2	2		1前	2		2		濱田, 宮下 HAMADA, MIYASHITA	
キャリア支援コース Nurse Career Support Course 共通科目Ⅳ Common SubjectⅣ										
健康情報学解析特論 Special lecture on the Analysis in Health Informatics	2	2		1前	2		2		梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	
看護学教育特論 Special lecture on Nursing Education	2	2		1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
専門科目Ⅰ Specialized SubjectⅠ										
健康推進科学特論 Lecture on Health Promotion Sciences	2		2	1前	2		2		小林 敏生 KOBAYASHI Toshio	*
健康情報学特論 Lecture on Health Informatics	2		2	1前	2		2		梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	*
基礎看護方法学特論 Lecture on Principles of Nursing	2		2	1前	2		2		折山 早苗 ORIYAMA Sanae	*
助産・母性看護方法学特論 Lecture on Midwifery and Maternal-child Nursing	2		2	1前	2		2		大平 光子 OOHIRA Mitsuko	*
小児看護方法学特論 Lecture on Pediatric Nursing	2		2	1前	2		2		祖父江 育子 SOBUE Ikuko	*

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
成人看護方法学特論 Lecture on Chronic care & Family Nursing	2		2	1前	2		2		森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
成人健康学特論 Lecture on Health Care for Adults	2		2	1前	2		2		片岡 健 KATAOKA Tsuyoshi	
老年・がん看護方法学特論 Lecture on Gerontological and Oncology Nursing	2		2	1前	2		2		宮下 美香 MIYASHITA Mika	
精神保健看護方法学特論 Lecture on Mental Health and Psychiatric Nursing	2		2	1前	2		2		國生 拓子 KOKUSHO Hiroko	*
地域・在宅看護方法学特論 Lecture on Home Care and Community Nursing	2		2	1前	2		2		中谷 久恵 NAKATANI Hisae	*
地域・学校看護方法学特論 Lecture on School and Community Nursing	2		2	1前	2		2		川崎 裕美 KAWASAKI Hiromi	*
生体構造学特論 Lecture on Anatomy and Histology	2		2	1前	2		2		(生体構造学)	
スポーツリハビリテーション学特論 Lecture on Sports Rehabilitation	2		2	1前	2		2		浦邊 幸夫 URABE Yukio	
生体運動・動作解析学特論 Lecture on Biomechanics	2		2	1前	2		2		新小田 幸一 SHINKODA Koichi	
生体機能解析制御科学特論 Lecture on Physical Analysis and Therapeutic Sciences	2		2	1前	2		2		濱田 泰伸 HAMADA Hironobu	
運動器機能医科学特論 Lecture on Musculoskeletal Functional research and regeneration	2		2	1前	2		2		浦川 将 URAKAWA Susumu	
生体環境適応科学特論 Lecture on Bio-Environmental Adaptation Sciences	2		2	1前	2		2		弓削 類 YUGE Louis	
生理機能情報科学特論 Lecture on Integrative Physiology	2		2	1前	2		2		松川 寛二 MATSUKAWA Kanji	
作業行動探索科学特論 Lecture on Human Behavior Science of Occupational Therapy	2		2	1前	2		2		宮口 英樹 MIYAGUCHI Hideki	
作業機能制御科学特論 Lecture on Applied Sciences of Occupational Therapy	2		2	1前	2		2		花岡 秀明 HANAOKA Hideaki	
上肢機能解析制御科学特論 Lecture on Locomotor System Dysfunction	2		2	1前	2		2		砂川 融 SUNAGAWA Toru	
精神機能制御科学特論 Lecture on Psychosocial Rehabilitation	2		2	1前	2		2		岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	
感覚運動神経科学特論 Lecture on Control Science for Sensorimotor Neuroscience	2		2	1前	2		2		桐本 光 KIRIMOTO Hikari	
専門科目Ⅱ Specialized Subject Ⅱ										
健康推進科学特別演習 Seminar on Health Promotion Sciences	2		2	1	1	1	1	1	小林 敏生 KOBAYASHI Toshio	*
健康情報学特別演習 Seminar on Health Informatics	2		2	1	1	1	1	1	梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	*
基礎看護方法学特別演習 Seminar on Principles of Nursing	2		2	1	1	1	1	1	折山 早苗 ORIYAMA Sanae	*
助産・母性看護方法学特別演習 Seminar on Midwifery and Maternal-child Nursing	2		2	1	1	1	1	1	大平 光子 OOHIRA Mitsuko	*
小児看護方法学特別演習 Seminar on Pediatric Nursing	2		2	1	1	1	1	1	祖父江 育子 SOBUE Ikuko	*
成人看護方法学特別演習 Seminar on Chronic care & Family Nursing	2		2	1	1	1	1	1	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
成人健康学特別演習 Seminar on Health Care for Adults	2		2	1	1	1	1	1	片岡 健 KATAOKA Tsuyoshi	
老年・がん看護方法学特別演習 Seminar on Gerontological and Oncology Nursing	2		2	1	1	1	1	1	宮下 美香 MIYASHITA Mika	
精神保健看護方法学特別演習 Seminar on Mental Health and Psychiatric Nursing	2		2	1	1	1	1	1	國生 拓子 KOKUSHO Hiroko	*
地域・在宅看護方法学特別演習 Seminar on Home Care and Community Nursing	2		2	1	1	1	1	1	中谷 久恵 NAKATANI Hisae	*
地域・学校看護方法学特別演習 Seminar on School and Community Nursing	2		2	1	1	1	1	1	川崎 裕美 KAWASAKI Hiromi	*
生体構造学特別演習 Seminar on Anatomy and Histology	2		2	1	1	1	1	1	(生体構造学)	
スポーツリハビリテーション学特別演習 Seminar on Sports Rehabilitation	2		2	1	1	1	1	1	浦邊 幸夫 URABE Yukio	
生体運動・動作解析学特別演習 Seminar on Research on Biomechanics	2		2	1	1	1	1	1	新小田 幸一 SHINKODA Koichi	
生体機能解析制御科学特別演習 Seminar on Physical Analysis and Therapeutic Sciences	2		2	1	1	1	1	1	濱田 泰伸 HAMADA Hironobu	
運動器機能医科学特別演習 Seminar on Musculoskeletal Functional research and regeneration	2		2	1	1	1	1	1	浦川 将 URAKAWA Susumu	
生体環境適応科学特別演習 Seminar on Bio-Environmental Adaptation Sciences	2		2	1	1	1	1	1	弓削 類 YUGE Louis	
生理機能情報科学特別演習 Seminar on Integrative Physiology	2		2	1	1	1	1	1	松川 寛二 MATSUKAWA Kanji	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
作業行動探索科学特別演習 Seminar on Human Behavior Science of Occupational Therapy	2		2	1	1	1	1	1	宮口 英樹 MIYAGUCHI Hideki	
作業機能制御科学特別演習 Seminar on Applied Sciences of Occupational Therapy	2		2	1	1	1	1	1	花岡 秀明 HANAOKA Hideaki	
上肢機能解析制御科学特別演習 Seminar on Locomotor System Dysfunction	2		2	1	1	1	1	1	砂川 融 SUNAGAWA Toru	
精神機能制御科学特別演習 Seminar on Psychosocial Rehabilitation	2		2	1	1	1	1	1	岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	
感覚運動神経科学特別演習 Seminar on Control Science for Sensorimotor Neuroscience	2		2	1	1	1	1	1	桐本 光 KIRIMOTO Hikari	
専門科目Ⅲ Specialized Subject III										
健康推進科学特別研究 Research on Health Promotion Sciences	10		10	1～2	5			5	小林 敏生 KOBAYASHI Toshio	
健康情報学特別研究 Research on Health Informatics	10		10	1～2	5			5	梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	
基礎看護方法学特別研究 Research on Principles of Nursing	10		10	1～2	5			5	折山 早苗 ORIYAMA Sanae	*
助産・母性看護方法学特別研究 Research on Midwifery and Maternal-child Nursing	10		10	1～2	5			5	大平 光子 OOHIRA Mitsuko	
小児看護方法学特別研究 Research on Pediatric Nursing	10		10	1～2	5			5	祖父江 青子 SOBUE Ikuko	
成人看護方法学特別研究 Research on Chronic care & Family Nursing	10		10	1～2	5			5	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
成人健康学特別研究 Research on Health Care for Adults	10		10	1～2	5			5	片岡 健 KATAOKA Tsuyoshi	
老年・がん看護方法学特別研究 Research on Gerontological and Oncology Nursing	10		10	1～2	5			5	宮下 美香 MIYASHITA Mika	
精神保健看護方法学特別研究 Research on Mental Health and Psychiatric Nursing	10		10	1～2	5			5	國生 拓子 KOKUSHO Hiroko	
地域・在宅看護方法学特別研究 Research on Home Care and Community Nursing	10		10	1～2	5			5	中谷 久恵 NAKATANI Hisae	*
地域・学校看護方法学特別研究 Research on School and Community Nursing	10		10	1～2	5			5	川崎 裕美 KAWASAKI Hiromi	*
生体構造学特別研究 Research on Anatomy and Histology	10		10	1～2	5			5	(生体構造学)	
スポーツリハビリテーション学特別研究 Research on Sports Rehabilitation	10		10	1～2	5			5	浦邊 幸夫 URABE Yukio	
生体運動・動作解析学特別研究 Research on Research on Biomechanics	10		10	1～2	5			5	新小田 幸一 SHINKODA Koichi	
生体機能解析制御科学特別研究 Research on Physical Analysis and Therapeutic Sciences	10		10	1～2	5			5	濱田 泰伸 HAMADA Hironobu	
運動器機能医科学特別研究 Research on Musculoskeletal Functional research and regeneration	10		10	1～2	5			5	浦川 将 URAKAWA Susumu	
生体環境適応科学特別研究 Research on Bio-Environmental Adaptation Sciences	10		10	1～2	5			5	弓削 類 YUGE Louis	
生理機能情報科学特別研究 Research on Integrative Physiology	10		10	1～2	5			5	松川 寛二 MATSUKAWA Kanji	
作業行動探索科学特別研究 Research on Human Behavior Science of Occupational Therapy	10		10	1～2	5			5	宮口 英樹 MIYAGUCHI Hideki	
作業機能制御科学特別研究 Research on Applied Sciences of Occupational Therapy	10		10	1～2	5			5	花岡 秀明 HANAOKA Hideaki	
上肢機能解析制御科学特別研究 Research on Locomotor System Dysfunction	10		10	1～2	5			5	砂川 融 SUNAGAWA Toru	
精神機能制御科学特別研究 Research on Psychosocial Rehabilitation	10		10	1～2	5			5	岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	
感覚運動神経科学特別研究 Research on Control Science for Sensorimotor Neuroscience	10		10	1～2	5			5	桐本 光 KIRIMOTO Hikari	
専門看護師コース Certified Nurse Specialist Course 専門科目Ⅳ Specialized Subject IV										
(がん看護分野 The Field of Oncology Nursing)										
がん看護学特論 1 Lecture on Oncology Nursing 1	2		2	1前	2			2	片岡 健 KATAOKA Tsuyoshi	(宮下)
がん看護学特論 2 Lecture on Oncology Nursing 2	2		2	1前	2			2	宮下 美香 MIYASHITA Mika	
がん看護学特論 3 Lecture on Oncology Nursing 3	2		2	1前	2			2	宮下, 大塚 MIYASHITA, OOEKI	
がん看護学特論 4 Lecture on Oncology Nursing 4	2		2	1前	2			2	宮下, 角甲 MIYASHITA, KAKO	
がん看護学特論 5 Lecture on Oncology Nursing 5	2		2	1後				2	宮下 美香 MIYASHITA Mika	
がん看護学演習 1 Seminar on Oncology Nursing 1	2		2	1				2	宮下 美香 MIYASHITA Mika	
がん看護学演習 2 Seminar on Oncology Nursing 2	2		2	1後				2	宮下, 大塚, 角甲 MIYASHITA, OOEKI, KAKO	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
がん看護学実習1 Practicum on Oncology Nursing 1	2		2	1後		2		2	宮下, 角甲 MIYASHITA, KAKO	
がん看護学実習2 Practicum on Oncology Nursing 2	2		2	1後		2		2	宮下, 角甲 MIYASHITA, KAKO	
がん看護学実習3 Practicum on Oncology Nursing 3	2		2	1後		2		2	宮下, 角甲 MIYASHITA, KAKO	
がん看護学実習4 Practicum on Oncology Nursing 4	2		2	2前			2		宮下 美香 MIYASHITA Mika	
がん看護学実習5 Practicum on Oncology Nursing 5	2		2	2後				2	宮下, 角甲 MIYASHITA, KAKO	
がん看護学課題研究 Research on Oncology Nursing	2		2	2				2	宮下 美香 MIYASHITA Mika	
(慢性疾患看護分野The Field of Chronic Care Nursing)										
慢性疾患ケア看護学特論1 Lecture on Chronic Care Nursing 1	2		2	1前	2		2		森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学特論2 Lecture on Chronic Care Nursing 2	2		2	1前	2		2		森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学特論3 Lecture on Chronic Care Nursing 3	2		2	1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学特論4 Lecture on Chronic Care Nursing 4	2		2	1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学特論5 Lecture on Chronic Care Nursing 5	2		2	2前			2		森山, 中谷 MORIYAMA, NAKATANI	
慢性疾患ケア看護学演習1 Seminar on Chronic Care Nursing 1	2		2	1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学演習2 Seminar on Chronic Care Nursing 2	2		2	2前			2		森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学実習1 Practicum on Chronic Care Nursing 1	2		2	1後		2		2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学実習2 Practicum on Chronic Care Nursing 2	2		2	2前			2		森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学実習3 Practicum on Chronic Care Nursing 3	2		2	2前			2		森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学実習4 Practicum on Chronic Care Nursing 4	2		2	2後				2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学実習5 Practicum on Chronic Care Nursing 5	2		2	2後				2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
慢性疾患ケア看護学課題研究 Research on Chronic Care Nursing	2		2	2				2	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
キャリア支援コース Nurse Career Support Course 専門科目V Specialized Subject V										
(教育演習 Methodology of education)										
健康情報学教育演習 Methodology of education for Health Informatics	1		1	1	1		1		梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	
健康推進科学教育演習 Methodology of education for Health Promotion Sciences	1		1	1	1		1		小林 敏生 KOBAYASHI Toshio	
基礎看護方法学教育演習 Methodology of education for Principles of Nursing	1		1	1	1		1		折山 早苗 ORIYAMA Sanae	
助産・母性看護方法学教育演習 Methodology of education for Midwifery and Maternal-child Nursing	1		1	1	1		1		大平 光子 OOHIRA Mitsuko	
小児看護方法学教育演習 Methodology of education for Pediatric Nursing	1		1	1	1		1		祖父江 育子 SOBUE Ikuko	
成人健康学教育演習 Methodology of education for Health Care for Adults	1		1	1	1		1		片岡 健 KATAOKA Tsuyoshi	
成人看護方法学教育演習 Methodology of education for Chronic care & Family Nursing	1		1	1	1		1		森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
精神保健看護方法学教育演習 Methodology of education for Mental Health and Psychiatric Nursing	1		1	1	1		1		國生 拓子 KOKUSHO Hiroko	
地域・在宅看護方法学教育演習 Methodology of education for Home Care and Community Nursing	1		1	1	1		1		中谷 久恵 NAKATANI Hisae	
地域・学校看護方法学教育演習 Methodology of education for School and Community Nursing	1		1	1	1		1		川崎 裕美 KAWASAKI Hiromi	
老年・がん看護方法学教育演習 Methodology of education for Gerontological and Oncology Nursing	1		1	1	1		1		宮下 美香 MIYASHITA Mika	
(臨地教育実習 Educational practice)										
健康情報学臨地教育実習 Educational practice on Health Informatics	1		1	1	1		1		梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	
健康推進科学臨地教育実習 Educational practice on Health Promotion Sciences	1		1	1	1		1		小林 敏生 KOBAYASHI Toshio	
基礎看護方法学臨地教育実習 Educational practice on Principles of Nursing	1		1	1	1		1		折山 早苗 ORIYAMA Sanae	
助産・母性看護方法学臨地教育実習 Educational practice on Midwifery and Maternal-child Nursing	1		1	1	1		1		大平 光子 OOHIRA Mitsuko	
小児看護方法学臨地教育実習 Educational practice on Pediatric Nursing	1		1	1	1		1		祖父江 育子 SOBUE Ikuko	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year				授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
成人健康学臨地教育実習 Educational practice on Health Care for Adults	1		1	1	1		1		片岡 健 KATAOKA Tsuyoshi	
成人看護方法学臨地教育実習 Educational practice on Chronic care & Family Nursing	1		1	1	1		1		森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
精神保健看護方法学臨地教育実習 Educational practice on Mental Health and Psychiatric Nursing	1		1	1	1		1		國生 拓子 KOKUSHO Hiroko	
地域・在宅看護方法学臨地教育実習 Educational practice on Home Care and Community Nursing	1		1	1	1		1		中谷 久恵 NAKATANI Hisae	
地域・学校看護方法学臨地教育実習 Educational practice on School and Community Nursing	1		1	1	1		1		川崎 裕美 KAWASAKI Hiromi	
老年・がん看護方法学臨地教育実習 Educational practice on Gerontological and Oncology Nursing	1		1	1	1		1		宮下 美香 MIYASHITA Mika	
(総合臨地教育実習 Integrated educational practice)										
健康情報学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on Health Informatics	1		1	1	1		1		梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	
健康推進科学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on Health Promotion Sciences	1		1	1	1		1		小林 敏生 KOBAYASHI Toshio	
基礎看護方法学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on Principles of Nursing	1		1	1	1		1		折山 早苗 ORIYAMA Sanae	
助産・母性看護方法学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on Midwifery and Maternal-child Nursing	1		1	1	1		1		大平 光子 OOHIRA Mitsuko	
小児看護方法学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on Pediatric Nursing	1		1	1	1		1		祖父江 育子 SOBUE Ikuko	
成人健康学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on Health Care for Adults	1		1	1	1		1		片岡 健 KATAOKA Tsuyoshi	
成人看護方法学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on Chronic care & Family Nursing	1		1	1	1		1		森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
精神保健看護方法学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on Mental Health and Psychiatric Nursing	1		1	1	1		1		國生 拓子 KOKUSHO Hiroko	
地域・在宅看護方法学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on Home Care and Community Nursing	1		1	1	1		1		中谷 久恵 NAKATANI Hisae	
地域・学校看護方法学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on School and Community Nursing	1		1	1	1		1		川崎 裕美 KAWASAKI Hiromi	
老年・がん看護方法学総合臨地教育実習 Integrated educational practice on Gerontological and Oncology Nursing	1		1	1	1		1		宮下 美香 MIYASHITA Mika	
推奨科目 Recommended Subject										
バイオデザイン概論 Lecture on Biodesign	2		2 (自由)	1前	2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	
バイオデザイン演習 I Seminar on Biodesign (I)	2		2 (自由)	1	2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	

*印の科目は、教育職員免許法施行規則に定める「養護又は教職に関する科目」を示す。

養護教諭の1種免許状を有する者が、24単位以上修得すれば、同専修免許状が取得可能となる。

Subjects with * are "Subjects related to Nursing or Teaching Profession" which is prescribed in the Ordinance for Enforcement of the School Teacher's License Act.

2 保健学専攻(博士課程前期)の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System and Degree Application Procedures for the Master's Course in the Health Sciences Major

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科博士課程前期に入学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

To enhance the quality of research guidance for students enrolled in the Master's Course of the Health Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), several academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導グループは、主指導教員1名、副指導教員1名の合計2名により構成される。

The research guidance group should consist of two members in total: one chief academic supervisor and one assistant academic supervisor.

- ② 研究科教育委員会は、研究指導グループの編成について調整する。

The Education Committee at the GSBHS should coordinate the organization of the research guidance group.

- ③ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, a successor should be appointed immediately so as not to prevent students from implementing their research proposals. The Education Committee of GSBHS should make the necessary arrangements for this.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員(原則として教授)は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。

The chief academic supervisor (who should be a professor, in principle) should provide guidance to help students prepare their course registration plan, formulate their research proposal, conduct their research, and write their master's thesis.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students assigned to each chief academic supervisor should be determined to ensure that the supervisor can provide sufficient practical research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

The assistant academic supervisor should provide advice to students about their research proposal, the progress of their research, and their master's thesis in cooperation with the chief academic supervisor.

- ② 学生は主指導教員と相談のうえ、副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

Students should choose their assistant academic supervisor through consultation with their chief academic supervisor, who should instruct them to choose an appropriate assistant academic supervisor to supervise their research.

2 研究指導及び学位請求手続き（別表参照）

Research Guidance and Degree Application Procedures (Refer to the appendix.)

(1) 研究指導 Research Guidance

所定の年限（標準修業年限2年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule for research guidance and degree application that students should follow to complete their course of study within the prescribed term of study (standard term of study: two years).

- ① 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員の推薦を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。

指導教員が転出等で不在となる場合は、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

Students should request their assigned chief academic supervisor to recommend an assistant academic supervisor, and accordingly submit the Registration Form to the Education Committee of GSBHS within four weeks of the beginning of the spring semester in their first year (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, students should promptly request their research guidance group to recommend a successor and accordingly submit the Notification of Academic Supervisor Change to the Education Committee of GSBHS.

- ② 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに授業科目履修計画を作成して、研究科教育委員会に提出する。

Students should prepare their course registration plan under the guidance of their chief academic supervisor and submit the plan to the Education Committee of GSBHS within four weeks of the beginning of the spring semester in their first year (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

- ③ 主指導教員の指導のもとに研究計画を立案する。

Students should formulate their research proposal under the guidance of their chief academic supervisor.

- ④ 研究計画について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

Students should receive advice and approval for their research proposal from their research guidance group, and conduct their research in accordance with the research proposal. Students should report any major alteration to their research proposal to their research guidance group.

- ⑤ 第2年次前期に研究指導グループで研究中間報告を行い、研究の進捗状況に対し助言を得る、その結果を学生支援グループに提出する。

Students should present an interim report on their research in their research guidance group and seek advice on the progress of their research, and accordingly submit the report results to the Student Support Group in the spring semester in their second year (the fall semester in their second year of graduate school for students enrolled in October).

(2) 学位請求 Degree Application

- ① 研究成果を主指導教員の指導のもとに修士論文としてまとめる。

Students should write a master's thesis based on their research findings under the guidance of their chief academic supervisor.

- ② 学位請求手続きを行う。 Students should follow the necessary procedures to apply for a degree.

- i 審査委員会において、修士論文の審査及び修士論文を中心とした口述試験による最終試験を受ける。

Students should have their master's thesis reviewed and take the final oral examination conducted by the Screening Committee with a focus on their thesis.

- ii 論文は修士論文発表会で発表するものとし、発表 12 分、質疑応答 8 分を基準とする。

Students should give a presentation on their thesis at the master's thesis presentation session, basically spending 12 minutes for the presentation and eight minutes for questions and answers.

- iii 審査委員会の論文審査と最終試験及び修士論文発表会を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、博士課程前期を修了するとともに修士の学位を取得できる。

Students who have passed the final review conducted by the Faculty Meeting of GSBHS after their master's thesis has been reviewed and they have taken the final examination conducted by the Screening Committee can complete the Master's Course and obtain a master's degree.

(3) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized as having demonstrated excellent scholastic achievement by the Faculty Meeting of GSBHS may complete their course of study before the prescribed period ends. Approval for early completion is given when students have achieved outstanding research outcomes, received a strong recommendation from their research guidance group, and obtained permission from the Education Committee of GSBHS.

(4) 修士論文の形式 Requirements for Master's Thesis

単著の論文を修士論文とする。

The master's thesis should be a single-author paper.

(5) 審査委員会 Screening Committee

研究科教授会において、主指導教員を委員長とし、ほかに教員 2 名からなる審査委員会を編成する。

The Faculty Meeting of GSBHS should organize a Screening Committee that consists of the chief academic supervisor as the chairperson of the committee and two other faculty members.

別表

保健学専攻（博士課程前期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員の提出 履修計画の提出		指導グループの編成（2名）	指導教員の調整・承認 （研究科教育委員会）
	後期	（単位修得） 研究計画の立案 研究の実施 （単位修得）	研究指導	研究計画に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 研究中間報告	研究指導	研究進捗状況の確認・助言 研究進捗状況の確認・助言	審査委員会の編成 （研究科教授会） 審査及び最終試験の実施 （審査委員会） 本審査（投票） （研究科教授会）
	後期	（単位修得） 論文作成の開始 論文完成 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	論文作成の指導	論文作成についての助言	

医歯薬学専攻 博士課程

Biomedical Sciences Major Doctoral Course

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 101
List of Classes and Professors
- 2 医歯薬学専攻（博士課程）の研究指導体制及び学位請求手続き 108
Research guidance system in the doctoral course of Biomedical Sciences Major and Application procedures for
doctoral degrees

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、30単位以上修得すること。 Students should acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目Ⅰ Common Subject I

2単位（生命・医療倫理特論）を修得すること。

Acquire two credits for "Medical Ethics."

②共通科目Ⅱ Common Subject II

4単位以上修得すること。 Acquire four or more credits

③専門科目Ⅰ Specialized Subject I

12単位以上修得すること。 Acquire 12 or more credits.

・所属するプログラム（医学・歯学・薬学・放射線医科学）の専門科目8単位以上を含むこと。

The credits must include eight or more credits for subjects in the Specialized Subjects of your major (Program in Medicine, Dental Sciences, Pharmaceutical Sciences, or Radiation Biology and Medicine).

・主指導教員の指定する4単位を含む、12単位以上を修得すること。ただし、他専攻（博士課程後期）の授業科目の履修単位を充てることができる。

Acquire 12 or more credits that include four credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

Credits earned for subjects offered by other departments (Doctoral Course) may be included in the required credits.

④専門科目Ⅱ Specialized Subject II

主指導教員の指定する12単位以上を修得すること。

Acquire 12 or more credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

⑤推奨科目 Recommended Subject

研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。医療機器開発の分野において、ニーズに基づき研究成果を社会実装するために必要な方法論について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

Students are encouraged to take English-related subjects other than those necessary to earn the credits required to complete the course of study to improve their English presentation skills.

Students are encouraged to take necessary methodology (subjects) that meets the needs of utilizing research findings to the real world in the developing field of medical devices.

<東南アジア歯科医療高度化推進ツィニングプログラム特別コース>

以下のとおり、30単位以上修得すること。 Students should acquire 30 or more credits as follows.

①共通科目 Common Subject

6単位を修得すること。 Acquire six credits.

②専門科目 Specialized Subject

24単位以上修得すること。 Acquire 24 or more credits.

107ページ記載の授業科目から主指導教員の指定する10単位を含む24単位以上履修すること。

ただし、本表記載の授業科目の他に医歯薬学専攻の授業科目の履修単位を充てることができる。

Acquire 24 or more credits for subjects listed on page 107. The credits must include 10 credits for course designated by your chief academic supervisor. (Credits earned for subjects in the Biomedical Sciences Major can be included in the required 24 or more credits.)

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

医歯薬学専攻（博士課程）Biomedical Sciences Major (Doctoral Course)

科目区分Category of Subjects / 授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes	
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year				
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall			
共通科目 I Common Subject I															
生命・医療倫理特論 Advanced course of biomedical ethics	2	2		1前	2		2		2		2		2	工藤 美樹 KUDO Yoshiaki	
共通科目 II Common Subject II															
研究方法特論 Advanced Lecture on Methods in biomedical sciences	2	2		1前	2		2		2		2		2	吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
スタートアップ生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2	2		1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	後期に履修可能
アドバンスド生命科学コースワーク Advanced Coursework of Biomedical Sciences	2	2		1後	2		2		2		2		2	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	
バイオメディカルサイエンスの創生展開 Creation and Development of Biomedical Sciences	2	2		1後	2		2		2		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
社会貢献推進特論 Advanced Lecture on Social Contribution	1	1		3前					1		1		1	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
臨床腫瘍学総論 Principles of Oncology	2	2		1前	2		2		2		2		2	永田 靖 NAGATA Yasushi	
がん診療各論 Practice of Oncology	2	2		1前	2		2		2		2		2	永田 靖 NAGATA Yasushi	
放射線統合医科学 Integrated radiation medical science	2	2		1前	2		2		2		2		2	松浦 伸也 MATSUURA Shinya	
ヘルスプロモーション研究法特論 Advanced Lecture on Health Promotion	2	2		1後	2		2		2		2		2	砂川 融 SUNAGAWA Toru	
薬物治療学特論 Advanced Lecture on pharmacotherapeutic research	2	2		1後	2		2		2		2		2	小澤 孝一郎 OZAWA Koichiro	
死因究明特論 Advanced Lecture on Cause of Death Investigation	2	2		2後			2		2		2		2	長尾 正崇 NAGAO Masataka	
専門科目 I Specialized Subject I															
医学専門科目 Specialized Subject for Program of Medicine															
解剖学及び発生生物学特別演習 Advanced seminar on Anatomy and Developmental Biology	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	池上 浩司 IKEGAMI Koji	
神経生物学特別演習 Advanced seminar on Neurobiology	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	相澤 秀紀 AIZAWA Hidenori	
心臓血管生理医学特別演習 Advanced seminar on Cardiovascular Physiology and Medicine	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
神経生理学特別演習 Advanced seminar on Neurophysiology	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	橋本 浩一 HASHIMOTO Kouichi	
分子細胞情報学特別演習 Advanced seminar on Biochemistry	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	今泉 和則 IMAIZUMI Kazunori	
医化学特別演習 Advanced seminar on Biomedical Chemistry	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	浅野 知一郎 ASANO Tomoichiro	
神経薬理学特別演習 Advanced seminar on Molecular and pharmacological neuroscience	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	酒井 規雄 SAKAI Norio	
分子病理学特別演習 Advanced seminar on Molecular Pathology	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	安井 弥 YASUI Wataru	
病理学特別演習 Advanced seminar on Pathology	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	武島 幸男 TAKESHIMA Yukio	
ウイルス学特別演習 Advanced seminar on Virology	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	坂口 剛正 SAKAGUCHI Takemasa	
疫学・疾病制御学特別演習 Advanced seminar on Epidemiology, Infectious Disease Control and Prevention	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	田中 純子 TANAKA Junko	
公衆衛生学特別演習 Advanced seminar on Public Health and Health Policy	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	鳥帽子田 彰 EBOSHIDA Akira	
法医学特別演習 Advanced seminar on Forensic Medicine	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	長尾 正崇 NAGAO Masataka	
分子中毒学特別演習 Advanced seminar on forensic toxicology	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	奈女良 昭 NAMERA Akira	
免疫学特別演習 Advanced seminar on Immunology	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	菅野 雅元 KANNO Masamoto	
消化器・代謝内科学特別演習 Advanced seminar on Gastroenterology and Metabolism	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	茶山 一彰 CHAYAMA Kazuaki	
分子内科学特別演習 Advanced seminar on Molecular and Internal Medicine	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	服部 登 HATTORI Noboru	
脳神経内科学特別演習 Advanced seminar on Clinical Neuroscience and Therapeutics	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	丸山 博文 MARUYAMA Hirofumi	
精神神経医学特別演習 Advanced seminar on Psychiatry and Neurosciences	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡本 泰昌 OKAMOTO Yasumasa	
小児科学特別演習 Advanced seminar on Pediatrics	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	小林 正夫 KOBAYASHI Masao	
外科学特別演習 Advanced seminar on Surgery	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	末田 泰二郎 SUEDA Taijiro	
消化器・移植外科学特別演習 Advanced seminar on Gastroenterological and Transplant Surgery	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
脳神経外科学特別演習 Advanced seminar on Neurosurgery	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	栗栖 薫 KURISU Kaoru	
整形外科特別演習 Advanced seminar on Orthopaedic Surgery	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	安達 伸生 ADACHI Nobuo	
皮膚科学特別演習 Advanced seminar on Dermatology	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	秀 道広 HIDE Michihiro	
腎泌尿器科学特別演習 Advanced seminar on Urology	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	松原 昭郎 MATSUBARA Akio	
視覚病態学特別演習 Advanced seminar on Ophthalmology and Visual Science	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	木内 良明 KIUCHI Yoshiaki	
耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学特別演習 Advanced seminar on Otorhinolaryngology, Head and Neck Surgery	4	4		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	竹野 幸夫 TAKENO Yukio	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	履修単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes		
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year					
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall				
放射線診断学特別演習 Advanced seminar on Diagnostic Radiology	4		4	1		2	2	2	2	2	2	2	2	2	栗井 和夫 AWAI Kazuo	
放射線腫瘍学特別演習 Advanced seminar on Radiation Oncology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	永田 靖 NAGATA Yasushi	
産科婦人科学特別演習 Advanced seminar on Obstetrics and Gynecology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	工藤 美樹 KUDO Yoshiki	
麻酔蘇生学特別演習 Advanced seminar on Anesthesiology and Critical Care	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	河本 昌志 KAWAMOTO Masashi	
循環器内科学特別演習 Advanced seminar on Cardiovascular Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	木原 康樹 KIHARA Yasuki	
救急集中治療医学特別演習 Advanced seminar on Emergency and Critical Care Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	志馬 伸朗 SHIME Nobuaki	
内視鏡医学特別演習 Advanced seminar on Endoscopy and Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	田中 信治 TANAKA Shinji	
システム医療学特別演習 Advanced seminar on Medical Informatics and Systems Management	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	志馬 伸朗 SHIME Nobuaki	
感染症学特別演習 Advanced seminar on Infectious Diseases	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	大毛 宏喜 OOGI Hiroki	
病理診断学特別演習 Advanced seminar on Anatomical Pathology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	有廣 光司 ARIIHIRO Koji	
リウマチ・膠原病学特別演習 Advanced seminar on Clinical Immunology and Rheumatology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	杉山 英二 SUGIYAMA Eiji	
リハビリテーション学特別演習 Advanced seminar on Rehabilitation Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	木村 浩彰 KIMURA Hiroaki	
腎臓内科学特別演習 Advanced seminar on Nephrology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	正木 崇生 MASAKI Takao	
形成外科学特別演習 Advanced seminar on Plastic Surgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	横田 和典 YOKOTA Kazunori	
総合診療医学特別演習 Advanced seminar on General Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	田妻 進 TAZUMA Susumu	
がん化学療法科学特別演習 Advanced seminar on Clinical Oncology	4		4	1	2	2		2		2		2		2	杉山 一彦 SUGIYAMA Kazuhiko	
生命科学特別演習 Advanced seminar on Life Science	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	檜山 英三 HIYAMA Eiso 外丸 祐介 SOTOMARU Yusuke	
精神病態制御学特別演習 Advanced seminar on	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	加藤 忠史 KATO Tadahumi	
統合バイオ特別演習 Advanced seminar on Integrative Bioscience	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	内匠 透 TAKUMI Toru	
関節外科学特別演習 Advanced seminar on joint reconstruction surgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(人工関節 ・生体材料)	
がん臨床制御学特別演習 Advanced seminar on Clinical Control of cancer	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	谷山, 下瀬 田代, 竹林	
がん化学療法演習 Advanced seminar on Clinical Practice of systemic chemotherapy	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	杉山 一彦 SUGIYAMA Kazuhiko	がんプロ 専門医
がん放射線療法演習 Advanced seminar on Radiation Oncology	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	永田 靖 NAGATA Yasushi	がんプロ 専門医
乳がん治療演習 Advanced seminar on Breast cancer treatment	6		6	1後～2			2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	岡田 守人 OKADA Morihito	がんプロ 専門医
がん緩和医療演習 Advanced seminar on Palliative and supportive care for cancer patients	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡本 泰昌 OKAMOTO Yasumasa	がんプロ 専門医
集学的がん治療の実際 Advanced seminar on Multidisciplinary tumor board	2		2	2前		2	2	2	2	2	2	2	2	2	永田 靖 NAGATA Yasushi	がんプロ 専門医
婦人科がん治療演習 Advanced seminar on Gynecologic cancer treatment	6		6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	工藤 美樹 KUDO Yoshiki	がんプロ 専門医
臨床研究の基礎および実践 Basic and advanced training on methodology for Clinical Research	2		2	1後		2		2		2		2		2	田中 純子 TANAKA Junko	がんプロ 専門医
緩和ケアカンファレンス Palliative care Conference	2		2	2前(後)			2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	岡本 泰昌 OKAMOTO Yasumasa	がんプロ 専門医
腫瘍外科治療演習 Advanced seminar on Surgical Oncology	2		2	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡田 守人 OKADA Morihito	がんプロ 専門医
小児がん治療演習 Advanced seminar on Pediatric cancer treatment	2		2	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	杉山 一彦 SUGIYAMA Kazuhiko	がんプロ 専門医
歯学専門科目 Specialized Subject for Program of Dental Sciences																
生体材料学特別演習 Advanced seminar on Biomaterials	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	加藤 功一 KATO Koichi	
口腔生化学特別演習 Advanced seminar on Dental and Medical Biochemistry	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	宿南 知佐 SHUKUNAMI Chisa	
顎顔面解剖学特別演習 Advanced seminar on Maxillofacial Anatomy and Neuroscience	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	寺山 隆司 TERAYAMA Ryuji	
細菌学特別演習 Advanced seminar on Bacteriology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	菅井 恭行 SUGAI Motoyuki	
口腔生理学特別演習 Advanced seminar on Physiology and Oral Physiology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	杉田 誠 SUGITA Makoto	
細胞分子薬理学特別演習 Advanced seminar on Cellular and Molecular Pharmacology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	兼松 隆 KANEMATSU Takashi	
口腔顎顔面病理病態学特別演習 Advanced seminar on Oral Maxillofacial Pathobiology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	高田 隆 TAKATA Takashi	
歯周病態学特別演習 Advanced seminar on Periodontal Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	栗原 英見 KURIHARA Hidemi	
分子口腔医学・顎顔面外科学特別演習 Advanced seminar on Molecular Oral Medicine & Maxillofacial Surgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡本 哲治 OKAMOTO Tetsuji	
粘膜免疫学特別演習 Advanced seminar on Mucosal Immunology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	高橋 一郎 TAKAHASHI Ichiro	
歯科放射線学特別演習 Advanced seminar on Oral and Maxillofacial Radiology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	柿本 直也 KAKIMOTO Naoya	

科目区分Category of Subjects / 授業科目名Subjects	履修単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes	
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year				
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall			
硬組織代謝生物学特別演習 Advanced seminar on Calcified Tissue Biology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	吉子 裕二 YOSHIKO Yuji	
歯科麻酔学特別演習 Advanced seminar on Dental Anesthesiology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	入船 正浩 IRIHUNE Masahiro	
歯髄生物学特別演習 Advanced seminar on Biological Endodontics	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	柴 秀樹 SHIBA Hideki	
口腔外科学特別演習 Advanced seminar on Oral and Maxillofacial Surgery	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(口腔外科学)	
先端歯科補綴学特別演習 Advanced seminar on Advanced Prosthodontics	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	津賀 一弘 TSUGA Kazuhiro	
歯科矯正学特別演習 Advanced seminar on Orthodontics and Craniofacial Developmental Biology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	谷本 幸太郎 TANIMOTO Kotaro	
小児歯科学特別演習 Advanced seminar on Pediatric Dentistry	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之 KOZAI Katsuyuki	
国際歯科医学・分子腫瘍学特別演習 Advanced seminar on Global Dental Medicine and Molecular Oncology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	藤井 万紀子 FUJII Makiko	
歯科医学教育学特別演習 Advanced seminar on General Dentistry	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	河口 浩之 KAWAGUCHI Hiroyuki	
障害者歯科学特別演習 Advanced seminar on Special Care Dentistry	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡田 芳幸 OKADA Yoshiyuki	
法歯学特別演習 Advanced seminar on Forensic Dentistry	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之 KOZAI Katsuyuki	
矯正歯科専門医取得支援コース Training course for orthodontic specialist	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	谷本 幸太郎 TANIMOTO Kotaro	
小児歯科専門医取得支援コース Training course for specialist of pediatric dentistry	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之 KOZAI Katsuyuki	
薬学専門科目 Specialized Subject for Program of Pharmaceutical Sciences															
生理化学特別演習 Advanced seminar on Physiological Chemistry	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(生理化学)	
生体機能分子動態学特別演習 Advanced seminar on Xenobiotic Metabolism and Molecular Toxicology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	古武 弥一郎 KOTAKE Yaichiro	
細胞分子生物学特別演習 Advanced seminar on Cellular and Molecular Biology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	田原 栄俊 TAHARA Hidetoshi	
臨床薬物治療学特別演習 Advanced seminar on Clinical Pharmacotherapy	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	森川 則文 MORIKAWA Norifumi	
治療薬効学特別演習 Advanced seminar on Pharmacotherapy	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	小澤 孝一郎 OZAWA Koichiro	
病院薬剤学特別演習 Advanced seminar on Pharmaceutical Services	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	松尾 裕彰 MATSUO Hiroaki	
核酸分析化学特別演習 Advanced seminar on Nucleic Acids Biochemistry	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	紙谷 浩之 KAMIYA Hiroyuki	
漢方診療学特別演習 Advanced seminar on Kampo Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	飯塚 徳男 IIZUKA Norio	
放射線医学専門科目 Specialized Subject for Program of Radiation Biology and Medicine															
細胞修復制御学特別演習 Advanced seminar on Cellular Biology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	田代 聡 TASHIRO Satoshi	
放射線細胞応答学特別演習 Advanced seminar on Molecular Radiobiology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(放射線細胞応答)	
疾患モデル解析学特別演習 Advanced seminar on Disease Model	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(疾患モデル解析)	
分子疫学特別演習 Advanced seminar on Epidemiology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	川上 秀史 KAWAKAMI Hideshi	
計量生物学特別演習 Advanced seminar on Environmetrics and Biometrics	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(計量生物)	
線量測定・評価学特別演習 Advanced seminar on Radiation Biophysics	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	保田 浩志 YASUDA Hiroshi	
放射線ゲノム疾患学特別演習 Advanced seminar on Genetics and Cell Biology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	松浦 伸也 MATSUURA Shinya	
ゲノム障害病理学特別演習 Advanced seminar on Human Genetics	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	東 幸仁 HIGASHI Yukihito	
がん分子病態学特別演習 Advanced seminar on Molecular Oncology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	稲葉 俊哉 INABA Toshiya	
分子発がん制御学特別演習 Advanced seminar on Experimental Oncology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(分子発がん制御)	
幹細胞機能学特別演習 Advanced seminar on Stem Cell Biology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(幹細胞機能)	
放射線医療開発学特別演習 Advanced seminar on Radiation Medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	廣橋 伸之 HIROHASHI Nobuyuki	
血液・腫瘍内科学特別演習 Advanced seminar on Hematology and Oncology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	一戸 辰夫 ICHINOHE Tatsuo	
腫瘍外科学特別演習 Advanced seminar on Surgical Oncology	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡田 守人 OKADA Morihito	
放射線誘発突然変異解析特別演習 Advanced seminar on Analysis of radiation-induced mutations	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	野田 朝男 NODA Asao 内村 有邦 UCHIMURA Arikuni	
放射線健康影響疫学特別演習 Advanced seminar on Epidemiology of Radiation Effects on Health	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	小笹 晃太郎 OZASA Kotaro 坂田 律 SAKATA Ritsu	
生体ゲノム制御機能特別演習 Advanced seminar on Functions of Biological Defence Genome	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	楠 洋一郎 KUSUNOKI Youichiro 林 春雄 HAYASHI Tomonori 伊藤 玲子 ITO Reiko	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes	
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year				
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall			
がん重粒子線治療法特別演習 Advanced seminar on heavy particle therapy for cancer	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	辻 比呂志 TSUJI Hiroshi 福村 明史 FUKUMURA Akifumi	
分子イメージング診断法特別演習 Advanced seminar on molecular imaging for diagnosis	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	西井 龍一 NISHII Ryuichi	
低線量放射線安全研究特別演習 Advanced seminar on low-dose radiation safety	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	柿沼 志津子 KAKINUMA Shizuko 仲野 高志 NAKANO Takashi	
緊急被ばく医療開発特別演習 Advanced seminar on the development of radiation emergency medicine	4		4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	立崎 英夫 TATSUZAKI Hidco	
専門科目Ⅱ Specialized SubjectⅡ															
医学専門科目 Specialized Subject for Program of Medicine															
解剖学及び発生生物学特別実験 Advanced research on Anatomy and Developmental Biology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	池上 浩司 IKEGAMI Koji	
神経生物学特別実験 Advanced research on Neurobiology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	相澤 秀紀 AIZAWA Hidenori	
心臓血管生理医学特別実験 Advanced research on Cardiovascular Physiology and Medicine	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
神経生理学特別実験 Advanced research on Neurophysiology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	橋本 浩一 HASHIMOTO Kouichi	
分子細胞情報学特別実験 Advanced research on Biochemistry	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	今泉 和則 IMAIZUMI Kazunori	
医化学特別実験 Advanced research on Biomedical Chemistry	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	浅野 知一郎 ASANO Tomoichiro	
神経薬理学特別実験 Advanced research on Molecular and pharmacological neuroscience	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	酒井 規雄 SAKAI Norio	
分子病理学特別実験 Advanced research on Molecular Pathology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	安井 弥 YASUI Wataru	
病理学特別実験 Advanced research on Pathology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	武島 幸男 TAKESHIMA Yukio	
ウイルス学特別実験 Advanced research on Virology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	坂口 剛正 SAKAGUCHI Takemasa	
疫学・疾病制御学特別実験 Advanced research on Epidemiology, Infectious Disease Control and Prevention	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	田中 純子 TANAKA Junko	
公衆衛生学特別実験 Advanced research on Public Health and Health Policy	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	烏帽子田 彰 EBOSHIDA Akira	
法医学特別実験 Advanced research on Forensic Medicine	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	長尾 正崇 NAGAO Masataka	
分子中毒学特別実験 Advanced research on forensic toxicology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	奈女良 昭 NAMERA Akira	
免疫学特別実験 Advanced research on Immunology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	菅野 雅元 KANNO Masamoto	
消化器・代謝内科学特別実験 Advanced research on Gastroenterology and Metabolism	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	茶山 一彰 CHAYAMA Kazuaki	
分子内科学特別実験 Advanced research on Molecular and Internal Medicine	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	服部 登 HATTORI Noboru	
脳神経内科学特別実験 Advanced research on Clinical Neuroscience and Therapeutics	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	丸山 博文 MARUYAMA Hirofumi	
精神神経医学特別実験 Advanced research on Psychiatry and Neurosciences	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡本 泰昌 OKAMOTO Yasumasa	
小児科学特別実験 Advanced research on Pediatrics	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	小林 正夫 KOBAYASHI Masao	
外科学特別実験 Advanced research on Surgery	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	末田 泰二郎 SUEDA Taijiro	
消化器・移植外科学特別実験 Advanced research on Gastroenterological and Transplant Surgery	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
脳神経外科学特別実験 Advanced research on Neurosurgery	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	栗栖 薫 KURISU Kaoru	
整形外科特別実験 Advanced research on Orthopaedic Surgery	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	安達 伸生 ADACHI Nobuo	
皮膚科学特別実験 Advanced research on Dermatology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	秀 道広 HIDE Michihiro	
腎泌尿器科学特別実験 Advanced research on Urology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	松原 昭昭 MATSUBARA Akio	
視覚病態学特別実験 Advanced research on Ophthalmology and Visual Science	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	木内 良明 KIUCHI Yoshiaki	
耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学特別実験 Advanced research on Otorhinolaryngology, Head and Neck Surgery	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	竹野 幸夫 TAKENO Yukio	
放射線診断学特別実験 Advanced research on Diagnostic Radiology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	粟井 和夫 AWAI Kazuo	
放射線腫瘍学特別実験 Advanced research on Radiation Oncology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	永田 靖 NAGATA Yasushi	
産科婦人科学特別実験 Advanced research on Obstetrics and Gynecology	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	工藤 美樹 KUDO Yoshiki	
麻酔蘇生学特別実験 Advanced research on Anesthesiology and Critical Care	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	河本 昌志 KAWAMOTO Masashi	
循環器内科学特別実験 Advanced research on Cardiovascular Medicine	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	木原 康樹 KIHARA Yasuki	
救急集中治療医学特別実験 Advanced research on Emergency and Critical Care Medicine	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	志馬 伸朗 SHIME Nobuaki	
内視鏡医学特別実験 Advanced research on Endoscopy and Medicine	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	田中 信治 TANAKA Shinji	
システム医療学特別実験 Advanced research on Medical Informatics and Systems Management	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	志馬 伸朗 SHIME Nobuaki	
感染症学特別実験 Advanced research on Infectious Diseases	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	大毛 宏喜 OOGI Hiroki	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes	
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year				
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall			
病理診断学特別実験 Advanced research on Anatomical Pathology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	有廣 光司 ARIHIRO Koji	
リウマチ・膠原病学特別実験 Advanced research on Clinical Immunology and Rheumatology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	杉山 英二 SUGIYAMA Eiji	
リハビリテーション学特別実験 Advanced research on Rehabilitation Medicine	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	木村 浩彰 KIMURA Hiroaki	
腎臓内科学特別実験 Advanced research on Nephrology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	正木 崇生 MASAKI Takao	
形成外科学特別実験 Advanced research on Plastic Surgery	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	横田 和典 YOKOTA Kazunori	
総合診療医学特別実験 Advanced research on General Medicine	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	田妻 進 TAZUMA Susumu	
がん化学療法科学特別実験 Advanced research on Clinical Oncology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	杉山 一彦 SUGIYAMA Kazuhiko	
生命科学特別実験 Advanced research on Life Science	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	檜山 英三 HIYAMA Eiso 外丸 祐介 SOTOMARU Yusuke	
精神病態制御学特別実験 Advanced research on Systems Medical Science	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	加藤 忠史 KATO Tadahumi	
統合バイオ特別実験 Advanced research on Integrative Bioscience	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	内匠 透 TAKUMI Toru	
がん臨床制御学特別実験 Advanced research on Clinical Control of cancer	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	谷山, 下瀬 田代, 竹林	
死因究明特別実験 Advanced research on Cause of Death Investigation	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	安井 弥 YASUI Wataru	
歯学専門科目 Specialized Subject for Program of Dental Sciences															
生体材料科学特別実験 Advanced research on Biomaterials	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	加藤 功一 KATO Koichi	
口腔生化学特別実験 Advanced research on Dental and Medical Biochemistry	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	宿南 知佐 SHUKUNAMI Chisa	
顎顔面解剖学特別実験 Advanced research on Maxillofacial Anatomy and Neuroscience	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	寺山 隆司 TERAYAMA Ryuji	
細菌学特別実験 Advanced research on Bacteriology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	菅井 基行 SUGAI Motoyuki	
口腔生理学特別実験 Advanced research on Physiology and Oral Physiology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	杉田 誠 SUGITA Makoto	
細胞分子薬理学特別実験 Advanced research on Cellular and Molecular Pharmacology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	兼松 隆 KANEMATSU Takashi	
口腔顎顔面病理病態学特別実験 Advanced research on Oral Maxillofacial Pathobiology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	高田 隆 TAKATA Takashi	
歯周病態学特別実験 Advanced research on Periodontal Medicine	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	栗原 英見 KURIHARA Hidemi	
分子口腔医学・顎顔面外科学特別実験 Advanced research on Molecular Oral Medicine & Maxillofacial Surgery	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡本 哲治 OKAMOTO Tetsuji	
粘膜免疫学特別実験 Advanced research on Mucosal Immunology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	高橋 一郎 TAKAHASHI Ichiro	
歯科放射線学特別実験 Advanced research on Oral and Maxillofacial Radiology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	柿本 直也 KAKIMOTO Naoya	
硬組織代謝生物学特別実験 Advanced research on Calcified Tissue Biology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	吉子 裕二 YOSHIKO Yuji	
歯科麻酔学特別実験 Advanced research on Dental Anesthesiology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	入船 正浩 IRIHUNE Masahiro	
歯髄生物学特別実験 Advanced research on Biological Endodontics	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	柴 秀樹 SHIBA Hideki	
口腔外科学特別実験 Advanced research on Oral and Maxillofacial Surgery	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(口腔外科学)	
先端歯科補綴学特別実験 Advanced research on Advanced Prosthodontics	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	津賀 一弘 TSUGA Kazuhiro	
歯科矯正学特別実験 Advanced research on Orthodontics and Craniofacial Developmental Biology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	谷本 幸太郎 TANIMOTO Kotaro	
小児歯科学特別実験 Advanced research on Pediatric Dentistry	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之 KOZAI Katsuyuki	
国際歯科医学・分子腫瘍学特別実験 Advanced research on Global Dental Medicine and Molecular Oncology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	藤井 万紀子 FUJII Makiko	
歯科医学教育学特別実験 Advanced research on General Dentistry	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	河口 浩之 KAWAGUCHI Hiroyuki	
障害者歯科学特別実験 Advanced research on Special Care Dentistry	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡田 芳幸 OKADA Yoshiyuki	
死因究明特別実験 Advanced research on Cause of Death Investigation	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	安井 弥 YASUI Wataru	
法歯学特別実験 Advanced research on Forensic Dentistry	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之 KOZAI Katsuyuki	
薬学専門科目 Specialized Subject for Program of Pharmaceutical Sciences															
生理化学特別実験 Advanced research on Physiological Chemistry	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(生理化学)	
生体機能分子動態学特別実験 Advanced research on Xenobiotic Metabolism and Molecular Toxicology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	古武 弥一郎 KOTAKE Yaichiro	
細胞分子生物学特別実験 Advanced research on Cellular and Molecular Biology	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	田原 栄俊 TAHARA Hidetoshi	
臨床薬物治療学特別実験 Advanced research on Clinical Pharmacotherapy	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	森川 則文 MORIKAWA Norifumi	
治療薬効学特別実験 Advanced research on Pharmacotherapy	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	小澤 孝一郎 OZAWA Koichiro	
病院薬剤学特別実験 Advanced research on Pharmaceutical Services	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	松尾 裕彰 MATSUO Hiroaki	
核酸分析化学特別実験 Advanced research on Nucleic Acids Biochemistry	12	12	12	1~3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	紙谷 浩之 KAMIYA Hiroyuki	

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes	
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year				
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall			
漢方診療学特別実験 Advanced research on Kampo Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	飯塚 徳男 IZUKA Norio	
放射線医学専門科目 Specialized Subject for Program of Radiation Biology and Medicine															
細胞修復制御学特別実験 Advanced research on Cellular Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	田代 聡 TASHIRO Satoshi	
放射線細胞応答学特別実験 Advanced research on Molecular Radiobiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(放射線細胞応答)	
疾患モデル解析学特別実験 Advanced research on Disease Model	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(疾患モデル解析)	
分子疫学特別実験 Advanced research on Epidemiology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	川上 秀史 KAWAKAMI Hideshi	
計量生物学特別実験 Advanced research on Environmetrics and Biometrics	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(計量生物)	
線量測定・評価学特別実験 Advanced research on Radiation Biophysics	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	保田 浩志 YASUDA Hiroshi	
放射線ゲノム疾患学特別実験 Advanced research on Genetics and Cell Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	松浦 伸也 MATSUURA Shinya	
ゲノム障害病理学特別実験 Advanced research on Human Genetics	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	東 幸仁 HIGASHI Yukihito	
がん分子病態学特別実験 Advanced research on Molecular Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	稲葉 俊成 INABA Toshiya	
分子発がん制御学特別実験 Advanced research on Experimental Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(分子発がん制御)	
幹細胞機能学特別実験 Advanced research on Stem Cell Biology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(幹細胞機能)	
放射線医療開発学特別実験 Advanced research on Radiation Medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	廣橋 伸之 HIROHASHI Nobuyuki	
血液・腫瘍内科学特別実験 Advanced research on Hematology and Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	一戸 辰夫 ICHIHOE Tatsuo	
腫瘍外科学特別実験 Advanced research on Surgical Oncology	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡田 守人 OKADA Morihito	
放射線誘発突然変異解析特別実験 Advanced research on Analysis of radiation-induced mutations	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	野田 朝男 NODA Asao 内村 有邦 UCHIMURA Arikuni	
放射線健康影響疫学特別実験 Advanced research on Epidemiology of Radiation Effects on Health	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	小笹 晃太郎 OZASA Kotaro 坂田 律 SAKATA Ritsu	
生体ゲノム制御機能特別実験 Advanced research on Functions of Biological Defence Genome	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	楠 洋一郎 KUSUNOKI Youichiro 林 奉権 HAYASHI Tomonori 伊藤 玲子 ITO Reiko	
がん重粒子線治療法特別実験 Advanced research on heavy particle therapy for cancer	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	辻 比呂志 TSUJI Hiroshi 福村 明史 FUKUMURA Akifumi	
分子イメージング診断法特別実験 Advanced research on molecular imaging for diagnosis	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	西井 龍一 NISHII Ryuichi	
低線量放射線安全研究特別実験 Advanced research on low-dose radiation safety	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	柿沼 志津子 KAKINUMA Shizuko 仲野 高志 NAKANO Takashi	
緊急域ばく医療開発特別実験 Advanced research on the development of radiation emergency medicine	12		12	1～3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	立崎 英夫 TATSUZAKI Hidco	
推奨科目 Recommended Subject															
English Presentation	2		2 (自由)	2前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	HAYES CLAIR NELSON	後期に履修可能
英語論文修辞学 English Rhetoric & Writing	2		2 (自由)	2前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	2	河本 健 KAWAMOTO Takeshi	後期に履修可能
バイオデザイン概論 Lecture on Biodesign	2		2 (自由)	1前	2		2		2		2		2	木原 康樹 KIHARA Yasuki	
バイオデザイン演習 I Seminar on Biodesign (I)	2		2 (自由)	1	2		2		2		2		2	木原 康樹 KIHARA Yasuki	

医歯薬学専攻（博士課程（東南アジア歯科医療高度化推進ツィニングプログラム特別コース））

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year								授業担当教員 Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year		4年次 4th Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
共通科目 Common Subject														
コース共通														
高度基礎歯学特論	2	2		1前	2		2		2		2		菅井 基行	
歯学研究概論	2	2		1前	2		2		2		2		菅井 基行	
先進歯学研究特論	2	2		1後		2		2		2		2	菅井 基行	
専門科目 Specialized Subject														
健康増進・育成歯学コース														
口腔細菌感染モニター法特別演習	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	柴 秀樹	
ペリオドンタルメディシン特別実験	6	6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	柴 秀樹	
顎顔面生体力学特別演習	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	谷本 幸太郎	
顎顔面生体力学特別実験	6	6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	谷本 幸太郎	
小児口腔成長発達科学特別演習	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之	
小児口腔成長発達科学特別実験	6	6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	香西 克之	
感染制御・組織再生・機能再建学コース														
歯周感染免疫学特別演習	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	栗原 英見	
歯周感染免疫学特別実験	6	6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	栗原 英見	
摂食嚥下再構築学特別演習	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	津賀 一弘	
摂食嚥下再構築学特別実験	6	6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	津賀 一弘	
硬組織発生・再生学特別演習	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	宿南 知佐	
硬組織発生・再生学特別実験	6	6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	宿南 知佐	
口腔顎顔面分子病態学特別演習	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	高田 隆	
口腔顎顔面分子病態学特別実験	6	6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	高田 隆	
口腔顎顔面再建外科学コース														
摂食・嚥下障害学特別演習	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	柿本 直也	
摂食・嚥下障害学特別実験	6	6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	柿本 直也	
分子診断・治療口腔医学特別演習	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	岡本 哲治	
分子診断・治療口腔医学特別実験	6	6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	岡本 哲治	
口腔機能改善・再建外科学特別演習	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(口腔外科学)	
口腔機能改善・再建外科学特別実験	6	6	1後～2		2	2	2	2	2	2	2	2	(口腔外科学)	

2 医歯薬学専攻(博士課程)の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System and Degree Application Procedures for the Doctoral Course of the Biomedical Sciences Major

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科博士課程に入学・進学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

To enhance the quality of research guidance for students enrolled in the Doctoral Course of the Biomedical Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), several academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導グループは、主指導教員1名、副指導教員2名の合計3名により構成される。

The research guidance group consists of three members in total: one chief academic supervisor and two assistant academic supervisors.

- ② 副指導教員の1名は、主指導教員と同一専攻の教員が担当する（主指導教員と同一講座に所属するか否かは問わない）。他の1名の副指導教員は、幅広い分野からの指導を可能とするために他講座の教員が担当することが望ましい。

また、必要に応じて病院籍等の准教授及び講師が副指導教員を担当することができる。

One of the assistant academic supervisors should be from the same major as the chief academic supervisor (it is not important whether the assistant academic supervisor belongs to the same department as the chief academic supervisor). The other assistant academic supervisor should be chosen from a different department, so that research guidance can be provided for a wide range of fields. Associate professors or lecturers who are working at the university hospital may serve as assistant academic supervisors as needed.

- ③ 研究科教育委員会は、研究プロジェクト、学生の希望等について十分調査し、研究の実態に合った研究指導グループを編成するよう調整する。

The Education Committee of GSBHS should organize a research guidance group that can satisfy the research requirements of students after fully examining their research projects and wishes.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, a successor should be appointed immediately so as not to prevent students from implementing their research proposals. The Education Committee of GSBHS should make the necessary arrangements for this.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員（原則として教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成、学位請求などの指導を行う。

The chief academic supervisor (who should be a professor, in principle) should provide guidance to help students prepare their course registration plan, formulate their research proposal, conduct their research, prepare an interim report on their research, write their dissertation, and apply for a doctoral degree.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students assigned to each chief academic supervisor should be determined to ensure that the supervisor can provide sufficient practical research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び学位論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

Assistant academic supervisors should provide advice to students about their research proposal, the progress of their research, and their dissertation in cooperation with the chief academic supervisor.

- ② 学生は、主指導教員と相談のうえ副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。例えば、いわゆる臨床系の教員が主指導教員である場合、基礎系の教員が副指導教員に加わることが望ましい。

Students should choose their assistant academic supervisors through consultation with their chief academic supervisor, who should instruct them to choose appropriate assistant academic supervisors to supervise their research. For instance, if the chief academic supervisor is a professor from the clinical science field, it is appropriate for faculty members from the basic science field to join the research guidance group as assistant academic supervisors.

2 研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Degree Application Procedures

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール (別表参照)

Schedule for research guidance and degree application (Refer to the appendix.)

所定の年限 (標準修業年限 4 年) で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule for research guidance and degree application that students should follow to complete their course of study within the prescribed term of study (standard term of study: four years).

- ① 第 1 年次の前期 (10 月入学者の場合は後期) 開始 4 週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員 2 名を含む 3 名の研究指導グループの編成を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。指導教員が転出等で不在となる場合は、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

Students should request their assigned chief academic supervisor to organize a research guidance group that consists of three members, including two assistant academic supervisors, and accordingly submit the Registration Form to the Education Committee of GSBHS within four weeks of the beginning of the spring semester in their first year of graduate school (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, students should promptly request their research guidance group to recommend a successor and accordingly submit the Notification of Academic Supervisor Change to the Education Committee of GSBHS.

- ② 第 1 年次の前期 (10 月入学者の場合は後期) 開始 4 週間以内に、主指導教員の指導のもとに取得しようとする学位の種類を考慮して履修計画を作成し研究科教育委員会に提出する。

Students should prepare their course registration plan, taking into account the type of degree that they plan to obtain under the guidance of their chief academic advisor, and submit the plan to the Education Committee of GSBHS within four weeks of the beginning of the spring semester in their first year of graduate school (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

- ③ 第 1 年次の後期 (10 月入学者の場合は前期) 開始 4 週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究計画を立案しその概要を 1,000 字程度にまとめ主指導教員に提出する。

Students should formulate their research proposal under the guidance of their chief academic supervisor, summarize it in approximately 1,000 characters (if written in Japanese), and submit the summary to their chief academic supervisor within four weeks of the beginning of the fall semester in their first year of graduate school (the spring semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

- ④ 研究計画の概要について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。
研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。
Students should receive advice and approval for the summary of their research proposal from their research guidance group, and conduct their research in accordance with the research proposal. Students should report any major alteration to their research proposal to their research guidance group.
- ⑤ 第3年次終了までに所定の授業科目単位を修得する。
Students should earn prescribed credits by the end of their third year of graduate school.
- ⑥ 第3年次前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究の進捗状況を図表を含めて2,000～4,000字程度にまとめ、研究指導グループに提出して指導・助言を受ける。
Students should summarize the progress of their research in approximately 2,000 to 4,000 characters (if written in Japanese) including figures and tables under the guidance of their chief academic supervisor, and submit the summary to their research guidance group to seek guidance and advice within four weeks of the beginning of the spring semester in their third year of graduate school (the fall semester in their third year of graduate school for students enrolled in October).
- ⑦ 第4年次前期（10月入学者の場合は後期）終了までに、研究成果を主指導教員の指導のもとに学位論文としてまとめる。
Students should write a dissertation based on their research findings under the guidance of their chief academic supervisor by the end of the spring semester in their fourth year of graduate school (the fall semester in their fourth year of graduate school for students enrolled in October).
- ⑧ 学位論文の内容を、研究科発表会において発表するとともに、研究指導グループにおいて論文の内容についての助言を受ける。
Students should give a presentation on their dissertation at the presentation meeting held by GSBHS and receive advice on the thesis from their research guidance group.
- ⑨ 学位請求手続きを行う。 Students should follow the necessary procedures to apply for a degree.
- i 研究科教育委員会で学位申請内容について資格審査を受ける。
Students should undergo screening by the Education Committee of GSBHS for their eligibility to apply for a degree.
 - ii 研究科教育委員会に学位申請書類を提出する。
Students should submit the documents necessary for their degree application to the Education Committee of GSBHS.
 - iii 審査委員会において、学位論文の審査とこれに関連ある科目について最終試験を受ける。
Students should have their dissertation reviewed and take the final examination conducted by the Screening Committee for the courses related to their thesis.
 - iv 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の審査に合格した者は、博士課程を修了するとともに博士の学位を取得できる。
Students who have passed the final review conducted by the Faculty Meeting of GSBHS after their dissertation has been reviewed and they have taken the final examination conducted by the Screening Committee can complete the Doctoral Course and obtain a doctoral degree.

(2) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限（標準修業年限4年）を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、国際的な学術誌に掲載（掲載の受理でも可）されるなど優れた研究内容で、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized as having demonstrated excellent scholastic achievement by the Faculty Meeting of GSBHS may complete their course of study before the prescribed period (standard term of study: four years) ends. Approval for early completion is given when students have achieved outstanding research outcomes, including publishing their research findings in international academic journals (acceptance for publication is allowed), received a strong recommendation from their research guidance group, and obtained permission from the Education Committee of GSBHS.

(3) 学位論文の形式 Requirements for Dissertation

学術誌に掲載されたあるいは掲載予定の筆頭著者の論文又は未発表の単著の論文を学位論文とする。(未発表の論文については、その内容あるいは内容の一部を1年以内に学術誌に公表しなければならない。)

The dissertation should be a first-author paper published in or accepted by an academic journal, or an unpublished single-author paper written by the relevant student. (For an unpublished paper, students must publish all or part of the content of the paper in an academic journal within one year of degree conferment.)

(4) 審査委員会 Screening Committee

研究科教授会において、本研究科の教授2名以上を含む3名以上の委員からなる審査委員会を編成する。この場合において、主指導教員及び副指導教員は審査委員にはなれない。

研究科教授会が必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

The Faculty Meeting of GSBHS should organize a Screening Committee that consists of three or more members including two or more professors of GSBHS. However, the chief academic supervisor and the assistant academic supervisor should not serve as members of the committee.

Faculty members of GSBHS and other Graduate Schools at Hiroshima University and of Graduate Schools and research institutes at other universities may be included as members of the Screening Committee if this is deemed necessary by the Faculty Meeting of GSBHS.

3 他学部から入学してきた学生に対する教育援助

Educational Support for Students from Schools/Faculties Not Related to Medical, Dental and Pharmaceutical Sciences

本研究科における学生の研究計画遂行に必要な場合は、本学医学部、歯学部あるいは薬学部の授業科目を受講させ学生の勉学を援助し容易にする制度を活用する。医学部、歯学部又は薬学部以外からの入学生はもちろん、これらの学部からの入学生であっても、医学、歯学又は薬学の基礎知識を学ぶ必要がある場合にはこの制度を利用する。

学生は主指導教員のもとに受講を希望する学部授業科目を決め、各学期の授業開始日から2週間以内に履修届に組み入れて提出し、これを受講する。

Students from schools/faculties not related to medical, dental and pharmaceutical sciences can use a system that allows them to take courses offered by the School of Medicine, the School of Dentistry, and the School of Pharmaceutical Sciences at Hiroshima University if they need assistance in conducting their research at GSBHS. Students from schools/faculties of medicine, dentistry, and pharmaceutical sciences can also use this system if they need to acquire basic knowledge in medicine, dentistry or pharmaceutical sciences.

Students should decide the undergraduate course that they will take through consultation with their chief academic supervisor, and submit the Course Registration Form for the relevant undergraduate course, so that they are ready to start the course within two weeks of the start date of the course in each semester.

医 歯 薬 学 専 攻 (博 士 課 程)
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループの編成 (3名)	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画概要に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導		
	後期	(単位修得)			
3 年 次	前期	研究中間報告 研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	
	後期	所定の単位修得 論文作成の開始	論文作成の指導		
4 年 次	前期	研究科発表会で発表 論文完成	論文作成の指導	論文作成についての助言	研究科発表会で質疑
	後期	学位請求の諸手続き 最終試験を受験 本審査の合格 課程修了・学位授与	学位請求の指導		資格要件の審査 (研究科教育委員会) 学位申請の受理 (研究科教育委員会) 審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査 (投票) (研究科教授会)

※10月入学者の場合は、「前期」は「後期」と、「後期」は「前期」と、それぞれ読み替える。

※発表会の時期に関しては、この時期に限る必要はない。

口腔健康科学専攻 博士課程後期

Oral Health Sciences Major Doctoral Course

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 113
List of Classes and Professors
- 2 口腔健康科学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き 114
Research guidance system in the doctoral course of Oral Health Sciences Major and Application procedures for
doctoral degrees

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、12単位以上修得すること。 Students should acquire 12 or more credits as follows.

①基盤的選択科目 Basic Elective Subject

2単位を修得すること。 Acquire two credits.

②共通科目 Common Subject

幅広い知識と学識を深めることを目的として、「研究方法特論」等の科目のうちから、2単位以上修得することを推奨する。

Students are encouraged to earn two or more credits for subjects such as "Advanced Lecture on Methods in Biomedical Sciences" to acquire a broad and in-depth knowledge.

③専門選択科目 I Specialized Elective Subject I

主指導教員の指定する科目を含む4単位以上を修得すること。(ただし、医歯薬学専攻(博士課程)、薬科学専攻(博士課程後期)及び保健学専攻(博士課程後期)の授業科目の履修単位を充てることができる。)

Acquire four or more credits that include credits for subjects designated by your chief academic supervisor. (Credits earned for subjects in the Biomedical Sciences Major (Doctoral Course), the Medicinal Sciences Major (Doctoral Course), and the Health Sciences Major (Doctoral Course) can be included in the required four or more credits.)

④専門選択科目 II Specialized Elective Subject II

主指導教員の指定する科目を含む、6単位以上を修得すること。

Acquire six or more credits that include credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

⑤推奨科目 Recommended Subject

研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。医療機器開発の分野において、ニーズに基づき研究成果を社会実装するために必要な方法論について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

Students are encouraged to take English-related subjects other than those necessary to earn the credits required to complete the course of study to improve their English presentation skills.

Students are encouraged to take necessary methodology (subjects) that meets the needs of utilizing research findings to the real world in the developing field of medical devices.

⑥口腔健康科学特論及び生命・医療倫理学

“Advanced Lecture on Oral Health Sciences” and “Medical Ethics”

口腔健康科学分野や高度先進医療の基礎的な研究に必要な口腔健康科学及び生命倫理に関する知識を修得していない者は、口腔健康科学専攻(博士課程前期)の口腔健康科学特論及び生命・医療倫理学を履修すること。ただし、修了要件の単位数には算入されない。

Students who have not studied oral health sciences and biomedical ethics necessary for basic research in the areas of oral health sciences and highly advanced medical treatment are required to take "Advanced Lecture on Oral Health Science" and "Medical Ethics" offered by the Oral Health Sciences Major (Master's Course). However, acquired credits will not count as credits required to complete the course of study.

⑦社会人入学者等 Students who are employed

社会人入学者等の円滑な履修を支援するため、口腔健康科学専攻(博士課程前期)の講義科目(専門選択科目 I)を履修可能とする。ただし、修了要件の単位数には算入されない。

To help students who are employed pursue their studies smoothly, they are allowed to take courses in Specialized Elective Subject I offered by the Oral Health Sciences Major (Master's Course). However, acquired credits will not count as credits required to complete the course of study.

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

口腔健康科学専攻（博士課程後期） Oral Health Sciences Major (Doctoral Course)

科目区分Category of Subjects / 授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year						授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
基盤的選択科目 Basic Elective Subject												
口腔健康科学特講Ⅰ Advanced lecture on oral health sciences (I)	2		2	1前	2		2		2		二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
口腔健康科学特講Ⅱ Advanced lecture on oral health sciences (II)	2		2	1前	2		2		2		二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
共通科目 Common Subject												
研究方法特論 Advanced Lecture on Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		2		吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
スタートアップ生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	後期に履修可能
アドバンスド生命科学コースワーク Advanced Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1後	2		2		2		茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	
バイオメディカルサイエンスの創生展開 Creation and Development of Biomedical Sciences	2		2	1後	2		2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
社会貢献推進特論 Advanced Lecture on Social Contribution	1		1	3前					1		二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
臨床腫瘍学総論 Principles of Oncology	2		2	1前	2		2		2		永田 靖 NAGATA Yasushi	
放射線統合医科学 Integrated radiation medical science	2		2	1前	2		2		2		松浦 伸也 MATSUURA Shinya	
ヘルスプロモーション研究法特論 Advanced Lecture on Health Promotion	2		2	1後	2		2		2		砂川 融 SUNAGAWA Toru	
薬物治療学特論 Advanced Lecture on pharmacotherapeutic research	2		2	1後	2		2		2		小澤 孝一郎 OZAWA Koichiro	
専門選択科目Ⅰ Specialized Elective Subject I												
応用口腔生物工学特別演習 Advanced seminar on applied oral biology and engineering	4		4	1~2	2		2		2		二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
口腔リハビリテーション工学特別演習 Advanced seminar on oral rehabilitation and engineering	4		4	1~2	2		2		2		二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
生体構造・機能修復学特別演習 Advanced seminar on anatomy and functional	4		4	1~2	2		2		2		里田 隆博 SATODA Takahiro	
医療システム・生体材料工学特別演習 Advanced seminar on medical systems and bio-material engineering	4		4	1~2	2		2		2		村山 長 MURAYAMA Takeshi	
口腔保健・衛生学特別演習 Advanced seminar on oral health	4		4	1~2	2		2		2		杉山 勝 SUGIYAMA Masaru	
口腔保健発達機能学特別演習 Advanced seminar on oral health and maxillofacial development	4		4	1~2	2		2		2		内藤 真理子 NAITO Mariko	
口腔保健管理学特別演習 Advanced seminar on oral health management	4		4	1~2	2		2		2		竹本 俊伸 TAKEMOTO Toshinobu	
口腔健康増進学特別演習 Advanced seminar on oral health promotion	4		4	1~2	2		2		2		内藤 真理子 NAITO Mariko	
専門選択科目Ⅱ Specialized Elective Subject II												
応用口腔生物・リハビリテーション工学特別研究 Advanced research on applied oral biology, oral rehabilitation and engineering	6		6	1~3	2		2		2		二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
生体構造・機能修復学特別研究 Advanced research on anatomy and functional	6		6	1~3	2		2		2		里田 隆博 SATODA Takahiro	
医療システム・生体材料工学特別研究 Advanced research on medical systems and bio-material engineering	6		6	1~3	2		2		2		村山 長 MURAYAMA Takeshi	
口腔保健・衛生学特別研究 Advanced research on oral health	6		6	1~3	2		2		2		杉山 勝 SUGIYAMA Masaru	
口腔保健発達・健康増進学特別研究 Advanced research on oral health and developing health promotion	6		6	1~3	2		2		2		内藤 真理子 NAITO Mariko	
口腔保健管理学特別研究 Advanced research on oral health management	6		6	1~3	2		2		2		竹本 俊伸 TAKEMOTO Toshinobu	
推奨科目 Recommended Subject												
English Presentation	2		2 (自由)	2前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	HAYES CLAIR NELSON	後期に履修可能
英語論文修辭学 English Rhetoric & Writing	2		2 (自由)	2前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	河本 健 KAWAMOTO Takeshi	後期に履修可能
バイオデザイン概論 Lecture on Biodesign	2		2 (自由)	1前	2		2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	
バイオデザイン演習Ⅰ Seminar on Biodesign (Ⅰ)	2		2 (自由)	1	2		2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	

2 口腔健康科学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System and Degree Application Procedures for the Doctoral Course of the Oral Health Sciences Major

1 履修指導，研究指導のための指導体制 Academic and Research Guidance System

本研究科口腔健康科学専攻（博士課程後期）に入学・進学した学生の履修指導，研究指導の充実を図るために，複数教員による指導を行う。

To enhance the quality of academic and research guidance for students enrolled in the Doctoral Course of the Oral Health Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), several academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 指導グループ Research Guidance Group

- ① 指導グループは，主指導教員1名及び副指導教員2名並びに研究指導補助教員3～5名により構成される。

The research guidance group consists of one chief academic supervisor, two assistant academic supervisors, and three to five assistant research advisors.

- ② 主指導教員及び副指導教員は，教授（研究指導教員）とする。

The chief academic supervisor and the assistant academic supervisors should be professors (research advisors).

- ③ 主指導教員は，配属された研究室の教授とする。

The chief academic supervisor should be a professor in the laboratory to which students have been assigned.

- ④ 主指導教員は，学生が研究計画を遂行する上で適切な教授2名（口腔健康科学専攻（博士課程後期））を副指導教員として選ぶ。

The chief academic supervisor should choose two appropriate professors (from the Doctoral Course of the Oral Health Sciences Major) as assistant academic supervisors to help students implement their research proposals.

- ⑤ 指導教員が転出等で不在となったときは，速やかに後任者を定める。

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, a successor should be appointed immediately.

- ⑥ 研究指導補助教員は，主指導教員及び副指導教員の研究室に所属する准教授，講師又は助教とする。

A research advisor should be an associate professor, a lecturer, or an assistant professor in the laboratory of the chief academic supervisor and the assistant academic supervisor.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

主指導教員は，履修計画の作成，研究計画の立案，研究の遂行，研究中間報告の作成，学位論文の作成，学位請求などの指導を行う。なお，研究指導する学生数は，実質的かつ十分な指導が可能であることを考慮する。

The chief academic supervisor should provide guidance to help students prepare their course registration plan, formulate their research proposal, conduct their research, prepare an interim report on their research, write their dissertation, and apply for a doctoral degree. The number of students assigned to each chief academic supervisor should be determined to ensure that the supervisor can provide sufficient practical research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

副指導教員は，各学生の研究のより発展的な展開を図ることを目的に，学生の研究テーマに隣接する分野の研究室の教授が担当することとし，主指導教員とは異なる観点から履修計画の作成，研究計画の立案，研究の遂行，研究中間報告の作成，学位論文の作成などの指導を，主指導教員と協力して行う。

To promote the development of research by individual students, professors from research fields close to the research

theme of the relevant students should serve as assistant academic supervisors, who should provide guidance in cooperation with, but from a different perspective from the chief academic supervisor, to help students prepare their course registration plan, formulate their research proposal, conduct their research, prepare an interim report on their research, and write their dissertation.

(4) 研究指導補助教員 Research Advisor

研究指導補助教員は、主指導教員又は副指導教員の指導補助を行い、研究遂行上必要な知識・技術の習得を支援することを目的とし、具体的には、主指導教員又は副指導教員の指示に基づき、学生に対し研究遂行上必要な機器の使用法、薬剤・試薬の調整、分析・評価方法等の指導を行う。

A research advisor should assist the chief academic supervisor and the assistant academic supervisors in providing research guidance to students. The assistant research advisor should teach students how to use equipment necessary for their research, prepare medicines and reagents, and analyze and evaluate research data based on instructions from the chief academic supervisor and the assistant academic supervisors, aiming to help students acquire the knowledge and skills necessary to conduct their research.

2 履修指導、研究指導及び学位請求手続き Academic and Research Guidance and Degree Application Procedures

(1) 履修指導、研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

Schedule for academic and research guidance and degree application (Refer to the appendix.)

所定の年限（標準修業年限3年）で修了するための履修指導、研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule for academic and research guidance and degree application that students should follow to complete their course of study within the prescribed term of study (standard term of study: three years).

① 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員2名を含む3名の指導グループの編成を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。

主指導教員が転出等で不在となる場合は、速やかに指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

Students should request their expected chief academic supervisor to organize a research guidance group that consists of three members including two assistant academic supervisors, and accordingly submit the Registration Form to the Education Committee of GSBHS within four weeks of the beginning of the spring semester in their first year (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

If a vacancy occurs in the post of chief academic supervisor due to a transfer or for other reasons, students should promptly request their research guidance group to recommend a successor and accordingly submit the Notification of Academic Supervisor Change to the Education Committee of GSBHS.

② 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員の指導の下に授業科目履修計画を作成して、研究科教育委員会に提出する。

Students should prepare their course registration plan under the guidance of their chief academic supervisor and submit the Course Registration Plan to the Education Committee of GSBHS within four weeks of the beginning of the spring semester in their first year (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

③ 主指導教員の指導の下に研究計画を立案し、その概要を1,000字程度にまとめ、第1年次の後期開始4週間以内に、指導グループに提出する。

Students should formulate their research proposal under the guidance of their chief academic supervisor, summarize it in approximately 1,000 characters (if written in Japanese), and submit the summary to their research guidance group

within four weeks of the beginning of the fall semester in their first year (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

- ④ 研究計画の概要について指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、指導グループに報告する。

Students should receive advice and approval for the summary of their research proposal from their research guidance group, and conduct their research in accordance with the research proposal. Students should report any major alteration to their research proposal to their research guidance group.

- ⑤ 第2年次後期に指導グループで研究中間報告を行い、研究の進捗状況に対し助言を得る。

Students should present an interim report on their research in their research guidance group and seek advice on the progress of their research in the fall semester in their second year (the fall semester in their second year of graduate school for students enrolled in October).

- ⑥ 第3年次後期開始までに研究成果を主指導教員の指導の下に学位論文としてまとめる。

Students should write a dissertation based on their research findings under the guidance of their chief academic supervisor by the start of the fall semester in their third year (the fall semester in their third year of graduate school for students enrolled in October).

- ⑦ 作成した学位論文の内容は、指導グループにおいて論文の査読及び修正等の予備審査を受ける。

The research guidance group should conduct a preliminary review of the dissertation written by the student, including reviewing the thesis and indicating necessary modifications.

- ⑧ 研究科教育委員会で、学位申請内容について資格要件を審査する。

The Education Committee of GSBHS should conduct a screening for their eligibility to apply for a degree.

- ⑨ 研究科教育委員会は資格要件を満たしている場合は、学位申請を受理する。

The Education Committee of GSBHS should accept the degree applications of students who meet the eligibility criteria.

- ⑩ 教授2名以上からなる審査委員会（3名）を編成する。

A Screening Committee should be organized, consisting of three members including two or more professors.

- ⑪ 論文は研究科発表会で公開で発表する。

Students should give a presentation on their dissertation at the presentation meeting open to the public held by GSBHS.

- ⑫ 審査委員会において学位論文の審査とこれに関連のある科目について最終試験を行う。

Students should have their dissertation reviewed and take the final examination conducted by the Screening Committee for the courses related to their thesis.

- ⑬ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て、研究科教授会の審査に合格した者は博士課程後期を修了するとともに、博士の学位を取得できる。

Students who have passed the final review conducted by the Faculty Meeting of GSBHS after their dissertation has been reviewed and they have taken the final examination conducted by the Screening Committee can complete the Doctoral Course and obtain a doctoral degree.

(2) 学位論文の形式 Requirements for Dissertation

単著の論文を学位論文とする。

The dissertation should be a single-author paper.

(3) 審査委員会 Screening Committee

研究科教授会において、審査委員会を編成する。審査委員会は、3名以上の委員をもって組織し、そのうち2名以上は医歯薬保健学研究科の教授とする。この場合、主指導教員及び副指導教員は審査委員になることが

できない。

研究科教授会において必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

The Faculty Meeting of GSBHS should organize a Screening Committee that consists of three or more members including two or more professors of GSBHS. However, the chief academic supervisor and the assistant academic supervisor should not serve as members of the committee.

Faculty members of GSBHS and other Graduate Schools at Hiroshima University and of Graduate Schools and research institutes at other universities may be included as members of the Screening Committee if this is deemed necessary by the Faculty Meeting of GSBHS.

口腔健康科学専攻（博士課程後期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学年	学期	大学院学生	主指導教員	指導グループ	審議機関
1年次	前期	指導教員願の提出 (前期履修届の提出) 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループ編成(3名)	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画に対する助言・承認	
2年次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導		
	後期	研究中間報告 (単位修得)		研究進捗状況の確認・助言	
3年次	前期	論文作成の開始 (単位修得)	論文作成の指導	論文作成についての助言	
	後期	論文完成 研究科発表会で発表 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 (所定の単位修得) 本審査の合格 課程修了・学位授与	学位請求の指導	予備審査 (論文査読・修正指導)	資格要件の審査 (研究科教育委員会) 学位申請の受理 (研究科教育委員会) 審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査(投票) (研究科教授会)

※研究中間報告の時期に関しては、この時期に限る必要はない。

薬科学専攻

博士課程後期

Medicinal Sciences Major

Doctoral Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	119
	List of Classes and Professors	
2	薬科学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き	120
	Research guidance system in the doctoral course of Medicinal Sciences Major and Application procedures for doctoral degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、12単位以上修得すること。 Students should acquire 12 or more credits as follows.

①基盤的科目 Basic Subject

2単位修得すること。 Acquire two credits.

②共通科目 Common Subject

幅広い知識と学識を深めることを目的として、「研究方法特論」等の科目のうちから、2単位以上修得することを推奨する。

Students are encouraged to earn two or more credits for subjects such as “Advanced Lecture on Methods in Biomedical Sciences” to acquire a broad and in-depth knowledge.

③専門選択科目 I Specialized Elective Subject I

主指導教員の指定する科目を含む、4単位以上を修得すること。

Acquire four or more credits that include credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

④専門選択科目 II Specialized Elective Subject II

主指導教員の指定する科目を含む、6単位以上を修得すること。

Acquire six or more credits that include credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

⑤推奨科目 Recommended Subject

研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。医療機器開発の分野において、ニーズに基づき研究成果を社会実装するために必要な方法論について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

Students are encouraged to take English-related subjects other than those necessary to earn the credits required to complete the course of study to improve their English presentation skills.

Students are encouraged to take necessary methodology (subjects) that meets the needs of utilizing research findings to the real world in the developing field of medical devices.

⑥薬科学特論及び生命・医療倫理学

"Advanced Lecture on Medicinal Science" and "Medical Ethics"

薬科学分野や高度先進医療の基礎的な研究に必要な薬科学及び生命倫理に関する知識を修得していない者は、薬科学専攻（博士課程前期）の薬科学特論及び生命・医療倫理学を履修する。ただし、修了要件の単位数には算入されない。

Students who have not studied medicinal sciences and biomedical ethics necessary for basic research in the areas of medicinal sciences and highly advanced medical treatment are required to take "Advanced Lecture on Medicinal Science" and "Medical Ethics" offered by the Medicinal Sciences Major (Master's Course). However, acquired credits will not count as credits required to complete the course of study.

⑦社会人入学者等 Students who are employed

社会人入学者等の円滑な履修を支援するため、薬科学専攻（博士課程前期）の講義科目（専門選択科目 I）を履修可能とする。ただし、修了要件の単位数には算入されない。

To help students who are employed pursue their studies smoothly, they are allowed to take courses in Specialized Elective Subject I offered by the Medicinal Sciences Major (Master's Course). However, acquired credits will not count as credits required to complete the course of study.

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

薬科学専攻（博士課程後期） Medicinal Sciences Major (Doctoral Course)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year						授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
基礎的科目 Basic Subject												
薬科学特講 Advanced lecture on medicinal science	2	2		1前	2		2		2		紙谷 浩之 KAMIYA Hiroyuki	
共通科目 Common Subject												
研究方法特論 Advanced Lecture on Methods in biomedical sciences	2	2		1前	2		2		2		吉瀬 正生 YOSHIZUMI Masao	
スタートアップ生命科学コースワーク Start-Coursework of Biomedical Sciences	2	2		1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	後期に履修可能
アドバンスド生命科学コースワーク Advanced Coursework of Biomedical Sciences	2	2		1後		2		2		2	茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	
バイオメディカルサイエンスの創生展開 Creation and Development of Biomedical Sciences	2	2		1後		2		2		2	大段 秀樹 OHDAN Hideki	
社会貢献推進特論 Advanced Lecture on Social Contribution	1	1		3前						1	二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
臨床腫瘍学総論 Principles of Oncology	2	2		1前	2		2		2		永田 靖 NAGATA Yasushi	
放射線統合医科学 Integrated radiation medical science	2	2		1前	2		2		2		松浦 伸也 MATSUURA Shinya	
ヘルスプロモーション研究法特論 Advanced Lecture on Health Promotion	2	2		1後		2		2		2	砂川 融 SUNAGAWA Toru	
薬物治療学特論 Advanced Lecture on pharmacotherapeutic research	2	2		1後		2		2		2	小澤 孝一郎 OZAWA Koichiro	
専門選択科目Ⅰ Specialized Elective SubjectⅠ												
生薬学特別演習 Advanced seminar on pharmacognosy	4	4		1～2	2		2		2		松浪 勝義 MATSUNAMI Katsuyoshi	
創薬合成化学特別演習 Advanced seminar on synthetic organic chemistry	4	4		1～2	2		2		2		熊本 卓哉 KUMAMOTO Takuya	
医薬分子機能科学特別演習 Advanced seminar on functional molecular science	4	4		1～2	2		2		2		小池 透 KOIKE Tohru	
微生物医薬品開発学特別演習 Advanced seminar on microbiology	4	4		1～2	2		2		2		黒田 照夫 KURODA Teruo	
薬効解析科学特別演習 Advanced seminar on pharmacology	4	4		1～2	2		2		2		森岡 徳光 MORIOKA Norimitsu	
薬物動態解析・制御科学特別演習 Advanced seminar on biopharmaceutics	4	4		1～2	2		2		2		高野 幹久 TAKANO Mikihisa	
未病・予防医学特別演習 Advanced seminar on probioteec science for preventive medicine	4	4		1～2	2		2		2		杉山 政則 SUGIYAMA Masanori	
専門選択科目Ⅱ Specialized Elective SubjectⅡ												
生薬学特別実験 Advanced research on pharmacognosy	6	6		1～3	2		2		2		松浪 勝義 MATSUNAMI Katsuyoshi	
創薬合成化学特別実験 Advanced research on synthetic organic chemistry	6	6		1～3	2		2		2		熊本 卓哉 KUMAMOTO Takuya	
医薬分子機能科学特別実験 Advanced research on functional molecular science	6	6		1～3	2		2		2		小池 透 KOIKE Tohru	
微生物医薬品開発学特別実験 Advanced research on microbiology	6	6		1～3	2		2		2		黒田 照夫 KURODA Teruo	
薬効解析科学特別実験 Advanced research on pharmacology	6	6		1～3	2		2		2		森岡 徳光 MORIOKA Norimitsu	
薬物動態解析・制御科学特別実験 Advanced research on biopharmaceutics	6	6		1～3	2		2		2		高野 幹久 TAKANO Mikihisa	
未病・予防医学特別実験 Advanced research on probioteec science for preventive medicine	6	6		1～3	2		2		2		杉山 政則 SUGIYAMA Masanori	
推奨科目 Recommended Subject												
English Presentation	2		2 (自由)	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	HAYES CLAIR NELSON	後期に履修可能
英語論文修辞学 English Rhetoric & Writing	2		2 (自由)	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	河本 健 KAWAMOTO Takeshi	後期に履修可能
バイオデザイン概論 Lecture on Biodesign	2		2 (自由)	1前	2		2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	
バイオデザイン演習Ⅰ Seminar on Biodesign (1)	2		2 (自由)	1	2		2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	

2 薬科学専攻(博士課程後期)の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System and Degree Application Procedures for the Doctoral Course of the Medicinal Sciences Major

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科博士課程後期に入学・進学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。To enhance the quality of research guidance for students enrolled in the Doctoral Course of the Medicinal Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), several academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導グループは、主指導教員 1 名、副指導教員 2 名の合計 3 名により構成される。

The research guidance group consists of three members in total: one chief academic supervisor and two assistant academic supervisors.

- ② 副指導教員の 1 名は、主指導教員と同一専攻の教員が担当する（主指導教員と同一講座に所属するか否かは問わない）。他の 1 名の副指導教員は、幅広い分野からの指導を可能とするために他講座の教員が担当することが望ましい。

また、必要に応じて病院籍の准教授及び講師が副指導教員を担当することができる。

One of the assistant academic supervisors should be from the same major as the chief academic supervisor (it is not important whether the assistant academic supervisor belongs to the same department as the chief academic supervisor). The other assistant academic supervisor should be chosen from a different department, so that research guidance can be provided for a wide range of fields. Associate professors or lecturers who are working at the university hospital may serve as assistant academic supervisors as needed.

- ③ 研究科教育委員会は、研究プロジェクト、学生の希望等について十分調査し、研究の実態に合った研究指導グループを編成するよう調整する。

The Education Committee of GSBHS should organize a research guidance group that can satisfy the research requirements of students after fully examining their research projects and wishes.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, a successor should be appointed immediately so as not to prevent students from implementing their research proposals. The Education Committee of GSBHS should make the necessary arrangements for this.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員（原則として教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成、学位請求などの指導を行う。

The chief academic supervisor (who should be a professor, in principle) should provide guidance to help students prepare their course registration plan, formulate their research proposal, conduct their research, prepare an interim report on their research, write their dissertation, and apply for a doctoral degree.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students assigned to each chief academic supervisor should be determined to ensure that the supervisor can provide sufficient practical research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び学位論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

Assistant academic supervisors should provide advice to students about their research proposal, the progress of their research, and their dissertation in cooperation with the chief academic supervisor.

- ② 学生は、主指導教員と相談のうえ副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。例えば、いわゆる臨床系の教員が主指導教員である場合、基礎系の教員が副指導教員に加わることが望ましい。

Students should choose their assistant academic supervisors through consultation with their chief academic supervisor, who should instruct them to choose appropriate assistant academic supervisors to supervise their research. For instance, if the chief academic supervisor is a professor from the clinical science field, it is appropriate for faculty members from the basic science field to join the research guidance group as assistant academic supervisors.

2 研究指導及び学位請求手続き Research Guidance and Degree Application Procedures

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール (別表参照)

Schedule for research guidance and degree application (Refer to the appendix.)

所定の年限 (標準修業年限 3 年) で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule for research guidance and degree application that students should follow to complete their course of study within the prescribed term of study (standard term of study: three years).

- ① 第 1 年次の前期 (10 月入学者の場合は後期) 開始 4 週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員 2 名を含む 3 名の研究指導グループの編成を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。指導教員が転出等で不在となるときは、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

Students should request their expected chief academic supervisor to organize a research guidance group that consists of three members including two assistant academic supervisors, and accordingly submit the Request for Academic Supervisor to the Education Committee of GSBHS within four weeks of the beginning of the spring semester in their first year of graduate school (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, students should promptly request their research guidance group to recommend a successor and accordingly submit the Notification of Academic Supervisor Change to the Education Committee of GSBHS.

- ② 第 1 年次の前期 (10 月入学者の場合は後期) 開始 4 週間以内に、主指導教員の指導のもとに取得しようとする学位の種類を考慮して履修計画を作成し研究科教育委員会に提出する。

Students should prepare their course registration plan, taking into account the type of degree that they plan to obtain, under the guidance of their chief academic supervisor, and submit the plan to the Education Committee of GSBHS within four weeks of the beginning of the spring semester in their first year of graduate school (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

- ③ 第 1 年次の後期 (10 月入学者の場合は前期) 開始 4 週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究計画を立案しその概要を 1,000 字程度にまとめ主指導教員に提出する。

Students should formulate their research proposal under the guidance of their chief academic supervisor, summarize it in approximately 1,000 characters (if written in Japanese), and submit the summary to their chief academic supervisor within four weeks of the beginning of the fall semester in their first year (the spring semester in their first year for students enrolled in October).

- ④ 研究計画の概要について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。
研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

Students should receive advice and approval for the summary of their research proposal from their research guidance group, and conduct their research in accordance with the research proposal. Students should report any major alteration to their research proposal to their research guidance group.

- ⑤ 第1年次終了までに所定の授業科目単位を修得する。

Students should earn prescribed credits by the end of their first year.

- ⑥ 第2年次前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究の進捗状況を図表を含めて2,000～4,000字程度にまとめ、研究指導グループに提出して指導・助言を受ける。

Students should summarize the progress of their research in approximately 2,000 to 4,000 characters (if written in Japanese) including figures and tables under the guidance of their chief academic supervisor, and submit the summary to their research guidance group to seek guidance and advice within four weeks of the beginning of the spring semester in their second year (the fall semester in their second year for students enrolled in October).

- ⑦ 第3年次前期（10月入学者の場合は後期）終了までに、研究成果を主指導教員の指導のもとに学位論文としてまとめる。

Students should write a dissertation based on their research findings under the guidance of their chief academic supervisor by the end of the spring semester in their third year (the fall semester in their third year for students enrolled in October).

- ⑧ 学位論文の内容を、研究科発表会において発表するとともに、研究指導グループにおいて論文の内容についての助言を受ける。

Students should give a presentation on their dissertation at the presentation meeting held by GSBHS and receive advice on the thesis from their research guidance group.

- ⑨ 学位請求手続きを行う。 Students should follow the necessary procedures to apply for a degree.

- i 研究科教育委員会で学位申請内容について資格審査を受ける。

Students should undergo screening by the Education Committee of GSBHS for their eligibility to apply for a degree.

- ii 研究科教育委員会に学位申請書類を提出する。

Students should submit the documents necessary for their degree application to the Education Committee of GSBHS.

- iii 審査委員会において、学位論文の審査とこれに関連ある科目について最終試験を受ける。

Students should have their dissertation reviewed and take the final examination conducted by the Screening Committee for the courses related to their thesis.

- iv 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の審査に合格した者は、博士課程を修了するとともに博士の学位を取得できる。

Students who have passed the final review conducted by the Faculty Meeting of GSBHS after their dissertation has been reviewed and they have taken the final examination conducted by the Screening Committee can complete the Doctoral Course and obtain a doctoral degree.

(2) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限（標準修業年限は3年）を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、国際的な学術誌に掲載（掲載の受理でも可）されるなど優れた研究内容で、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized as having demonstrated excellent scholastic achievement by the Faculty Meeting of GSBHS may complete their course of study before the prescribed period (standard term of study: three years) ends. Approval for early

completion is given when students have achieved outstanding research outcomes, including publishing their research findings in international academic journals (acceptance for publication is allowed), received a strong recommendation from their research guidance group, and obtained permission from the Education Committee of GSBHS.

(3) 学位論文の形式 Requirements for Dissertation

学術誌に掲載されたあるいは掲載予定の筆頭著者の論文又は未発表の単著の論文を学位論文とする。(未発表の論文については、その内容あるいは内容の一部を1年以内に学術誌に公表しなければならない。)

The dissertation should be a first-author paper published in or accepted by an academic journal, or an unpublished single-author paper written by the relevant student. (For an unpublished paper, students must publish all or part of the content of the paper in an academic journal within one year of degree conferment.)

(4) 審査委員会 Screening Committee

研究科教授会において、本研究科の教授2名以上を含む3名以上の委員からなる審査委員会を編成する。この場合において、主指導教員及び副指導教員は審査委員にはなれない。

研究科教授会が必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

The Faculty Meeting of GSBHS should organize a Screening Committee that consists of three or more members including two or more professors of GSBHS. However, the chief academic supervisor and the assistant academic supervisors should not serve as members of the committee.

Faculty members of GSBHS and other Graduate Schools at Hiroshima University and of Graduate Schools and research institutes at other universities may be included as members of the Screening Committee if this is deemed necessary by the Faculty Meeting of GSBHS.

3 他学部から入学してきた学生に対する教育援助

Educational Support for Students from Schools/Faculties Not Related to Medical, Dental and Pharmaceutical Sciences

本研究科における学生の研究計画遂行に必要な場合は、本学医学部、歯学部あるいは薬学部の授業科目を受講させ学生の勉学を援助し容易にする制度を活用する。医学部、歯学部又は薬学部以外からの入学生はもちろん、これらの学部からの入学生であっても、医学、歯学又は薬学の基礎知識を学ぶ必要がある場合にはこの制度を利用する。

学生は主指導教員のもとに受講を希望する学部授業科目を決め、各学期の授業開始日から2週間以内に履修届に組み入れて提出し、これを受講する。

Students from schools/faculties that are not related to medical, dental and pharmaceutical sciences can use a system that allows them to take courses offered by the School of Medicine, the School of Dentistry, and the School of Pharmaceutical Sciences at Hiroshima University if they need assistance in conducting their research at GSBHS. Students from schools/faculties of medicine, dentistry, and pharmaceutical sciences can also use this system if they need to acquire basic knowledge in medicine, dentistry or pharmaceutical sciences.

Students should decide the undergraduate course that they will take through consultation with their chief academic supervisor and submit the Course Registration Form for the relevant undergraduate course, so that they are ready to start the course within two weeks of the start dates of the course in each semester.

薬科学専攻（博士課程後期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループの編成（3名）	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画概要に対する助言	
2 年次	前期	研究中間報告 研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	
	後期	(単位修得) 論文作成の開始	論文作成の指導		
3 年次	前期	研究科発表会で発表 (単位修得) 論文完成	論文作成の指導	論文作成についての助言	研究科発表会で質疑
	後期	学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	学位請求の指導		資格要件の審査 (研究科教育委員会) 学位申請の受理 (研究科教育委員会) 審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査 (投票) (研究科教授会)

※10月入学者の場合は、「前期」は「後期」と、「後期」は「前期」と、それぞれ読み替える。

※発表会の時期に関しては、この時期に限る必要はない。

保健学専攻 博士課程後期 Health Sciences Major Doctoral Course

1	履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧	125
	List of Classes and Professors	
2	保健学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き	127
	Research guidance system in the doctoral course of Health Sciences Major and Application procedures for doctoral degrees	

○履修方法 Completion Requirements

以下のとおり、12単位以上修得すること。 Students should acquire 12 or more credits as follows.

①共通科目 Common Subject

2単位（ヘルスプロモーション研究法特論）を修得すること。

Acquire two credits for "Advanced Lecture on Health Promotion."

②専門科目Ⅰ Specialized Subject I

主指導教員の指定する科目2単位修得すること。

Acquire two credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

③専門科目Ⅱ Specialized Subject II

主指導教員の指定する科目2単位修得すること。

Acquire two credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

④専門科目Ⅲ Specialized Subject III

主指導教員の指定する科目4単位修得すること。

Acquire four credits for subjects designated by your chief academic supervisor.

- ⑤主指導教員と相談の上、共通科目又は専門科目Ⅰから2単位以上修得すること。（ただし、(1)及び(2)で履修した科目以外の科目とする。なお、幅広い知識と学識を深めることを目的として、共通科目を2単位以上修得することを推奨する。）

Acquire two or more credits in the Common Subject or Specialized Subject I through consultation with your chief academic supervisor. (The credits must be earned for subjects other than those taken to meet the requirements described in ① and ②. Students are encouraged to acquire two or more credits in the Common Subject to acquire a broad and in-depth knowledge.)

⑥推奨科目 Recommended Subject

研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。医療機器開発の分野において、ニーズに基づき研究成果を社会実装するために必要な方法論について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

Students are encouraged to take English-related subjects other than those necessary to earn the credits required to complete the course of study to improve their English presentation skills.

Students are encouraged to take necessary methodology (subjects) that meets the needs of utilizing research findings to the real world in the developing field of medical devices.

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 List of Classes and Professors

保健学専攻（博士課程後期） Health Sciences Major (Doctoral Course)

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year						授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes	
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year				
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall			
共通科目 Common Subject													
ヘルスプロモーション研究法特論 Advanced Lecture on Health Promotion	2	2		1後		2		2		2		砂川 融 SUNAGAWA Toru	
Environment and Health	2		2	1前	2		2		2			ラフマン, 森山 RAHMAN, MORIYAMA	
Research Methodology and Health System Management	2		2	1後		2		2		2		ラフマン, 森山 RAHMAN, MORIYAMA	
Advanced Research Methodology in Health Science	2		2	1前	2		2		2			森山, ラフマン MORIYAMA, RAHMAN	
Advanced Statistics in Health Science	2		2	1後		2		2		2		梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	
Global Health Challenges and Solutions II	2		2	1後		2		2		2		ラフマン, 森山 RAHMAN, MORIYAMA	
研究方法特論 Advanced Lecture on Methods in biomedical sciences	2		2	1前	2		2		2			吉栖 正生 YOSHIZUMI Masao	
スタートアップ生命科学コースワーク Start-Up Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)		茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	後期に 履修可能
アドバンスド生命科学コースワーク Advanced Coursework of Biomedical Sciences	2		2	1後		2		2		2		茶山 弘美 CHAYAMA Hiromi	
バイオメディカルサイエンスの創生展開 Creation and Development of Biomedical Sciences	2		2	1後		2		2		2		大段 秀樹 OHDAN Hideki	
社会貢献推進特論 Advanced Lecture on Social Contribution	1		1	3前						1		二川 浩樹 NIKAWA Hiroki	
臨床腫瘍学総論 Principles of Oncology	2		2	1前	2		2		2			永田 靖 NAGATA Yasushi	
放射線統合医科学 Integrated radiation medical science	2		2	1前	2		2		2			松浦 伸也 MATSUURA Shinya	
薬物治療学特論 Advanced Lecture on pharmacotherapeutic research	2		2	1後		2		2		2		小澤 孝一郎 OZAWA Koichiro	
専門科目 I Specialized Subject I													
健康推進科学特講 Advanced Lecture on Health Promotion Sciences	2		2	1前	2		2		2			小林 敏生 KOBAYASHI Toshio	
健康情報学特講 Advanced Lecture on Health Informatics	2		2	1前	2		2		2			梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	
基礎看護技術開発学特講 Advanced Lecture on Technical Development for the Principle of Nursing	2		2	1前	2		2		2			折山 早苗 ORIYAMA Sanae	
助産・母性看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Midwifery and Maternal-child Nursing	2		2	1前	2		2		2			大平 光子 OOHIRA Mitsuko	
小児看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Pediatric Nursing	2		2	1前	2		2		2			祖父江 育子 SOBUE Ikuko	
成人看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Chronic care & Family Nursing	2		2	1前	2		2		2			森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
成人健康学特講 Advanced Lecture on Health Care for Adults	2		2	1前	2		2		2			片岡 健 KATAOKA Tsuyoshi	
老年・がん看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Gerontological and Oncology Nursing	2		2	1前	2		2		2			宮下 美香 MIYASHITA Mika	
精神保健看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Mental Health and Psychiatric Nursing	2		2	1前	2		2		2			國生 拓子 KOKUSHO Hiroko	
地域・在宅看護方法開発学特講 Advanced Lecture on Home Care and Community Nursing	2		2	1前	2		2		2			中谷 久恵 NAKATANI Hisae	
地域・学校看護方法開発学特講 Advanced Lecture on School and Community Nursing	2		2	1前	2		2		2			川崎 裕美 KAWASAKI Hiromi	
生体構造学特講 Advanced Lecture on Anatomy and Histology	2		2	1前	2		2		2			(生体構造学)	
スポーツリハビリテーション学特講 Advanced Lecture on Sports Rehabilitation	2		2	1前	2		2		2			浦邊 幸夫 URABE Yukio	
生体運動・動作解析学特講 Advanced Lecture on Biomechanics	2		2	1前	2		2		2			新小田 幸一 SHINKODA Koichi	
生体機能解析制御科学特講 Advanced Lecture on Physical Analysis and Therapeutic Sciences	2		2	1前	2		2		2			濱田 泰伸 HAMADA Hironobu	
運動器機能医科学特講 Advanced Lecture on Musculoskeletal Functional research and regeneration	2		2	1前	2		2		2			浦川 将 URAKAWA Susumu	
生体環境適応科学特講 Advanced Lecture on Bio-Environmental Adaptation Sciences	2		2	1前	2		2		2			弓削 類 YUGE Louis	
生理機能情報科学特講 Advanced Lecture on Integrative Physiology	2		2	1前	2		2		2			松川 寛二 MATSUKAWA Kanji	
作業行動探索科学特講 Advanced Lecture on Human Behavior Science of Occupational Therapy	2		2	1前	2		2		2			宮口 英樹 MIYAGUCHI Hideki	
作業機能制御科学特講 Advanced Lecture on Applied Sciences of Occupational Therapy	2		2	1前	2		2		2			花岡 秀明 HANAOKA Hideaki	
上肢機能解析制御科学特講 Advanced Lecture on Locomotor System Dysfunction	2		2	1前	2		2		2			砂川 融 SUNAGAWA Toru	
精神機能制御科学特講 Advanced Lecture on Psychosocial Rehabilitation	2		2	1前	2		2		2			岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	

科目区分Category of Subjects / 授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	履修年次 Subject-Conducted Year						授業担当教員Teachers in charge of Subjects	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		1年次 1st Year		2年次 2nd Year		3年次 3rd Year			
					前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall	前期 Spring	後期 Fall		
感覚運動神経科学特講 Advanced Lecture on Control Science for Sensorimotor Neuroscience	2		2	1前	2		2		2		桐本 光 KIRIMOTO Hikari	
専門科目Ⅱ Specialized II												
健康推進科学特講演習 Advanced Seminar on Health Promotion Sciences	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	小林 敏生 KOBAYASHI Toshio	
健康情報学特講演習 Advanced Seminar on Health Informatics	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	梯 正之 KAKEHASHI Masayuki	
基礎看護技術開発学特講演習 Advanced Seminar on Technical Development for the Principle of Nursing	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	折山 早苗 ORIYAMA Sanae	
助産・母性看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Midwifery and Maternal-child Nursing	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	大平 光子 OOHIRA Mitsuko	
小児看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Pediatric Nursing	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	祖父江 育子 SOBUE Ikuko	
成人看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Chronic care & Family Nursing	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	森山 美知子 MORIYAMA Michiko	
成人健康学特講演習 Advanced Seminar on Health Care for Adults	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	片岡 健 KATAOKA Tsuyoshi	
老年・がん看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Gerontological and Oncology Nursing	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	宮下 美香 MIYASHITA Mika	
精神保健看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Mental Health and Psychiatric Nursing	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	國生 拓子 KOKUSHO Hiroko	
地域・在宅看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on Home Care and Community Nursing	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	中谷 久恵 NAKATANI Hisae	
地域・学校看護方法開発学特講演習 Advanced Seminar on School and Community Nursing	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	川崎 裕美 KAWASAKI Hiromi	
生体構造学特講演習 Advanced Seminar on Anatomy and Histology	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	(生体構造学)	
スポーツリハビリテーション学特講演習 Advanced Seminar on Sports Rehabilitation	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	浦邊 幸夫 URABE Yukio	
生体運動・動作解析学特講演習 Advanced Seminar on Biomechanics	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	新小田 幸一 SHINKODA Koichi	
生体機能解析制御科学特講演習 Advanced Seminar on Physical Analysis and Therapeutic Sciences	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	濱田 泰伸 HAMADA Hironobu	
運動器機能医学科学特講演習 Advanced Seminar on Musculoskeletal Functional research and regeneration	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	浦川 将 URAKAWA Susumu	
生体環境適応科学特講演習 Advanced Seminar on Bio-Environmental Adaptation Sciences	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	弓削 類 YUGE Louis	
生理機能情報科学特講演習 Advanced Seminar on Integrative Physiology	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	松川 寛二 MATSUKAWA Kanji	
作業行動探索科学特講演習 Advanced Seminar on Human Behavior Science of Occupational Therapy	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	宮口 英樹 MIYAGUCHI Hideki	
作業機能制御科学特講演習 Advanced Seminar on Applied Sciences of Occupational Therapy	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	花岡 秀明 HANAOKA Hideaki	
上肢機能解析制御科学特講演習 Advanced Seminar on Locomotor System Dysfunction	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	砂川 融 SUNAGAWA Toru	
精神機能制御科学特講演習 Advanced Seminar on Psychosocial Rehabilitation	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	岡村 仁 OKAMURA Hitoshi	
感覚運動神経科学特講演習 Advanced Seminar on Control Science for Sensorimotor Neuroscience	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	桐本 光 KIRIMOTO Hikari	
専門科目Ⅲ Specialized Subject III												
看護開発科学特別研究 Advanced Research on Development of Nursing Science	4	4	1~2		2		2		2		関係教員	
心身機能生活制御科学特別研究 Advanced Research on Development of Physical Therapy and Occupational Therapy Sciences	4	4	1~2		2		2		2		関係教員	
推奨科目 Recommended Subject												
English Presentation	2		2 (自由)	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	HAYES CLAIR NELSON	後期に履修可能
英語論文修辞学 English Rhetoric & Writing	2		2 (自由)	1前(後)	2	(2)	2	(2)	2	(2)	河本 健 KAWAMOTO Takeshi	後期に履修可能
バイオデザイン概論 Lecture on Biodesign	2		2 (自由)	1前	2		2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	
バイオデザイン演習Ⅰ Seminar on Biodesign (Ⅰ)	2		2 (自由)	1	2		2		2		木原 康樹 KIHARA Yasuki	

2 保健学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き Research Guidance System and Degree Application Procedures for the Doctoral Course of the Health Sciences Major

1 研究指導体制 Research Guidance System

本研究科博士課程後期に入学・進学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。To enhance the quality of research guidance for students enrolled in the Doctoral Course of the Health Sciences Major at the Graduate School of Biomedical & Health Sciences (GSBHS), several academic supervisors provide research guidance as follows.

(1) 研究指導グループ Research Guidance Group

- ① 研究指導グループは、主指導教員 1 名、副指導教員 2 名の合計 3 名により構成される。

The research guidance group consists of three members in total: one chief academic supervisor and two assistant academic supervisors.

- ② 副指導教員の 1 名は、主指導教員と同一講座の教員が担当する。他の 1 名の副指導教員は、幅広い分野からの指導を可能とするために他の領域の教員が担当する。

One of the assistant academic supervisors should be from the same department as the chief academic supervisor. The other assistant academic supervisor should be chosen from a different research area, so that research guidance can be provided for a wide range of fields.

- ③ 研究科教育委員会は、研究プロジェクト、学生の希望等について十分調査し、研究の実態に合った研究指導グループを編成するよう調整する。

The Education Committee of GSBHS should organize a research guidance group that can satisfy the research requirements of students after fully examining their research projects and wishes.

- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, a successor should be appointed immediately so as not to prevent students from implementing their research proposals. The Education Committee of GSBHS should make the necessary arrangements for this.

(2) 主指導教員 Chief Academic Supervisor

- ① 主指導教員（教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成、学位請求などの指導を行う。

The chief academic supervisor (professor) should provide guidance to help students prepare their course registration plan, formulate their research proposal, conduct their research, prepare an interim report on their research, write their dissertation, and apply for a doctoral degree.

- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

The number of students assigned to each chief academic supervisor should be determined to ensure that the supervisor can provide sufficient practical research guidance.

(3) 副指導教員 Assistant Academic Supervisor

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び学位論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。

Assistant academic supervisors should provide advice to students about their research proposal, the progress of their research, and their dissertation in cooperation with the chief academic supervisor.

- ② 学生は、主指導教員と相談のうえ副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

Students should choose their assistant academic supervisors through consultation with their chief academic supervisor, who should instruct them to choose appropriate assistant academic supervisors to supervise their research.

2 研究指導及び学位請求手続き（別表参照）

Research Guidance and Degree Application Procedures (Refer to the appendix.)

(1) 研究指導 Research Guidance

所定の年限（標準修業年限3年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

The following is the schedule for research guidance and degree application that students should follow to complete their course of study within the prescribed term of study (standard term of study: three years).

- ① 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員2名を含む3名の研究指導グループの編成を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。指導教員が転出等で不在となるときは、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

Students should request their assigned chief academic supervisor to organize a research guidance group that consists of three members including two assistant academic supervisors, and accordingly submit the Registration Form to the Education Committee of GSBHS within four weeks of the beginning of the spring semester in their first year (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

If a vacancy occurs in the post of academic supervisor due to a transfer or for other reasons, students should promptly request their research guidance group to recommend a successor and accordingly submit the Notification of Academic Supervisor Change to the Education Committee of GSBHS.

- ② 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに授業科目履修計画を作成して、研究科教育委員会に提出する。

Students should prepare their course registration plan under the guidance of their chief academic supervisor, and submit the plan to the Education Committee of GSBHS within four weeks of the beginning of the spring semester in their first year (the fall semester in their first year of graduate school for students enrolled in October).

- ③ 第2年次終了までに所定の授業科目単位を修得する。

Students should earn prescribed credits by the end of their second year of graduate school.

- ④ 研究計画の概要について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

Students should receive advice and approval for the summary of their research proposal from their research guidance group, and conduct their research in accordance with the research proposal. Students should report any major alteration to their research proposal to their research guidance group.

- ⑤ 第2年次後期に研究指導グループで研究中間報告を行い、研究の進捗状況に対し助言を得る。その結果を学生支援グループに報告する。

Students should present an interim report on their research in their research guidance group and seek advice on the progress of their research, and accordingly report the results to the student support group in the fall semester in their second year (the fall semester in their second year of graduate school for students enrolled in October).

(2) 学位請求 Degree Application

- ① 第3年次後期開始までに研究成果を主指導教員の指導のもとに学位論文としてまとめる。

Students should write a dissertation based on their research findings under the guidance of their chief academic supervisor by the start of the fall semester in their third year (the fall semester in their third year of graduate school for students enrolled in October).

- ② 研究科教育委員会に学位申請のため、下記の書類を提出する。

Students should submit the following documents to the Education Committee of GSBHS to apply for a doctoral degree.

- i 学位論文審査願 Application for Dissertation Review
 - ii 論文目録 Catalog of Dissertation
 - iii 論文 Dissertation
 - iv 副論文 Sub-Thesis of Dissertation
 - v 論文内容要旨 (A4 サイズ 2,000 字以内) Abstract (within 2,000 characters (if written in Japanese) on A4 paper)
 - vi 履歴書 Personal History
- ③ 研究科教育委員会で、学位申請内容について資格条件を審査する。

The Education Committee of GSBHS should conduct screening for their eligibility to apply for a degree.

- ④ 資格要件を満たしている場合は、学位申請を受理する。

The Education Committee of GSBHS should accept the degree applications of students who meet the eligibility criteria.

- ⑤ 教授3名以上からなる審査委員会(3名以上)を編成する。

A Screening Committee should be organized, consisting of three or more members including three or more professors.

- ⑥ 論文は保健学集談会で発表するものとし、発表20分、質疑応答10分を基準とする。

Students should give a presentation on their dissertation at the presentation meeting held by the Health Sciences Major, basically spending 20 minutes for the presentation and 10 minutes for questions and answers.

- ⑦ 学位申請が研究科教育委員会で受理された後に、審査委員会において論文審査と最終試験を行う。

Students should have their dissertation reviewed and take the final examination conducted by the Screening Committee after their degree application is accepted by the Education Committee of GSBHS.

- ⑧ 審査委員会の試験を経て、研究科教授会の審査に合格した者は、博士課程後期を修了するとともに所定の博士の学位を取得できる。

Students who have passed the final review conducted by the Faculty Meeting of GSBHS after taking their final examination conducted by the Screening Committee can complete the Doctoral Course and obtain a doctoral degree.

(3) 早期修了 Early Completion

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

Students who are recognized as having demonstrated excellent scholastic achievement by the Faculty Meeting of GSBHS may complete their course of study before the prescribed period ends. Approval for early completion is given when students have achieved outstanding research outcomes, received a strong recommendation from their research guidance group, and obtained permission from the Education Committee of GSBHS.

(4) 学位論文の形式 Requirements for Dissertation

単著の論文を学位論文とする。

The dissertation should be a single-author paper.

(5) 審査委員会 Screening Committee

研究科教授会において、本研究科の教授2名以上を含む3名以上の委員からなる審査委員会を編成する。この場合において、主指導教員及び副指導教員は審査委員にはなれない。

研究科教授会が必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

The Faculty Meeting of GSBHS should organize a Screening Committee that consists of three or more members including two or more professors of GSBHS. However, the chief academic supervisor and the assistant academic supervisors should not serve as members of the committee.

Faculty members of GSBHS and other Graduate Schools at Hiroshima University and of Graduate Schools and research institutes at other universities may be included as members of the Screening Committee if this is deemed necessary by the Faculty Meeting of GSBHS.

保健学専攻（博士課程後期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 官	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループ編成 (3名)	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画に対する審査・助言	
2 年 次	前期		研究指導		
	後期	研究中間報告 研究の実施 (所定の単位修得)		研究進捗状況の確認・助言	
3 年 次	前期	論文作成の開始	論文作成の指導	論文作成についての助言	資格要件の審査 (研究科教育委員会) 学位申請の受理 (研究科教育委員会) 審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査 (投票) (研究科教授会)
	後期	論文完成		論文査読・修正指導	
		学位請求の諸手続き 保健学集談会で発表 最終試験を受験 本審査の合格 課程修了・学位授与	学位請求の指導		

広島大学大学院博士課程
リーダー育成プログラム
Program for Leading Graduate Schools

放射線災害復興を推進する
フェニックスリーダー育成プログラム
関連科目

Phoenix Leader Education Program for
Renaissance from Radiation Disaster

広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」（以下「フェニックスリーダー育成プログラム」という。）の履修を許可された学生は、以下のとおり所属する専攻の修了要件単位に算入することができる。

1 医歯薬学専攻（博士課程）

（*1），（*2）印の授業科目については，別表第10における専門科目Ⅰとして履修することができる。

2 保健学専攻（博士課程前期）

（*1）印の授業科目については，別表第6における「履修方法1の⑥」の単位として履修することができる。

医歯薬保健学研究科細則別表第12（第8条, 第17条, 第18条, 第19条関係）
 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」

科目区分Category of Subjects ／授業科目名Subjects	開設単位 Acquired Credits	単位数 Number of Credits		配当年次 Subject- Assigned Year	備考 Notes
		必修 Required	選択必修 Elective		
フェニックスリーダー基礎科目 Phoenix Leader Foundation Subjects					
放射線生物学入門 An Introduction to Radiation Biology	2		2	1	
ヒロシマ復興史 History of Hiroshima Restration	2		2	1	
フェニックスリーダー共通コースワーク Phoenix Leader Common Coursework					
初期被ばく・内部被ばく・疫学演習 Initial Radiation Exposure, Internal Exposure, Epidemiology	2	2		1～2	(*1)
フェニックスリーダー専門科目 Phoenix Leader Special Subjects					
放射線災害医療学 Radiological Disaster Medicine	2		2	1～2	(*2), 放射線災害医療コース
ゲノム障害科学 Radiation Genome Science	2		2	1～2	放射線災害医療コース
放射線災害復興学 Radioactivity Social Recovery Course	2		2	4	
フィールドワーク/インターンシップ Fieldwork/Internship					
短期フィールドワーク Short-term Fieldwork	1	1		1	
長期フィールドワーク/長期インターンシップ Long-term Fieldwork/Long-term Internship	3	3		2	

Ⅲ 諸規則

Regulations

1	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	135
	Hiroshima University Regulations Regarding Harassment Prevention	
2	広島大学学生交流規則	137
	Hiroshima University Student Exchange Regulations	
3	広島大学研究生規則	141
	Hiroshima University Regulations Regarding Foreign Research Students	
4	広島大学外国人研究生規則	144
	Hiroshima University Regulations Regarding Foreign Research Students	
5	広島大学科目等履修生規則	147
	Hiroshima University Regulations Regarding Credited Auditors	
6	広島大学学生生活に関する規則	149
	Hiroshima University Regulations Regarding Student Life	
7	広島大学授業料等免除及び猶予規則	151
	Hiroshima University Regulations on Tuition Exemption and Postponement	
8	広島大学学生表彰規則	155
	Hiroshima University Regulations Regarding Student Commendation	
9	広島大学学生表彰基準	156
10	広島大学学生懲戒規則	158
	Hiroshima University Student Disciplinary Regulations	
11	広島大学霞地区体育館使用細則	162

※上記規則（英語版）は、広島大学 HP にて確認してください。

Please see the regulations (English version) mentioned above in Hiroshima University HP.

1 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成16年4月1日規則第111号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成16年4月1日規則第1号)第28条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第2項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第3条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第4条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の配属又は所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めるときは、これを行う。

6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

(略)

附 則(平成28年3月31日規則第63号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条—第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条—第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

- 2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。
- 3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
 - (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
 - (3) 国際連合大学
- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第 2 章 派遣学生

(取扱いの要件)

第 3 条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願ひ出なければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願ひ出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めるときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めるときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(国際・平和・基金担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者(広島大学森戸高等教育学院3+1プログラムに志願する者を除く。)は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第17条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校(以下「短期大学等」という。)の学生であるときは、本学での授業料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。
 - (1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
 - (2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が広島大学森戸高等教育学院3+1プログラムの大学間交流協定に基づき受入れる学生であるときは、履修する期間に応じ次の各号に掲げる授業料を所定の期日までに納付しなければならない。
 - (1) 3ターム 399,600円
 - (2) 4ターム 532,800円
- 5 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第18条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章 雑則

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

2 この規則に定めるもののほか、広島大学森戸高等教育学院3+1プログラムの特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成28年9月21日規則第217号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

3 広島大学研究生規則

(平成16年4月1日規則第10号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

第3条 研究生を志願する者は、学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第4条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第5条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(様式略)

広島大学研究生規則医歯薬保健学研究科取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学研究生規則第5条の規定に基づき、医歯薬保健学研究科における研究生の研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

(研究期間の特例)

第2条 研究期間は、1月以上とし、毎月1日に始まり、研究終了日は研究開始日の属する学期の末日又は学年の末日とする。

(願い出期限の特例)

第3条 願い出期限の特例は、研究を開始しようとする日の15日前までとする。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。))を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第2条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

第3条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の30日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として4月前までに、次に掲げる書類に検定料9,800円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあつては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

- (1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学金は、徴収しない。

(入学金)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学金 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認められた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学金及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学金及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学金及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する特別聴講学生(広島大学学生交流規則(平成16年4月1日規則第7号)第2条第2項に規定する特別聴講学生をいう。)が、履修期間終了後から当該学期末まで、外国人の研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同利用施設に入学を希望し、受入れを許可された場合は、当該者に係る検定料、入学金及び研究料は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

(1) 履修期間が終了するまでに本学大学院に入学するために入学試験を受験し、学生として本学大学院に入学が認められた者又は試験の結果が出ていない者

(2) 履修期間終了後から当該学期末までに学生として本学大学院に入学するために入学試験を受験する者

- (3) 履修期間を終了した次学期から外国人の研究生として本学大学院に入学する者(研究期間終了後、本学大学院に学生として入学を希望する者に限る。)
- 2 前項の外国人の研究生が次のいずれかに該当するに至ったときは、研究の許可を取り消す。
- (1) 本学大学院の入学出願手続又は研究の願い出を期日までに行わなかったとき。
 - (2) 本学大学院の入学試験を受験しなかったとき。
 - (3) 本学大学院の入学試験の結果が不合格となったとき。
 - (4) 本学大学院への入学手続を期日までに行わなかったとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項第3号に該当するに至った者が次学期から外国人の研究生として大学院に入学を希望するときは、研究許可の取消しは行わない。
- (雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成29年2月27日規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

5 広島大学科目等履修生規則

(平成16年4月1日規則第12号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。)第52条の2第2項及び広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)第54条第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第2条 科目等履修生の履修の期間は、1学年又は1学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第11条各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第15条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認められたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならぬ。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第5条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料28,200円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

- 2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

- 2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年8月30日規則第119号)

この規則は、平成24年8月30日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成24年7月9日から適用する。

(様式略)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則2号)第56条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第3条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第4条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第5条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年5月末日までに、第1項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前3項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 連絡先
- (4) 代表責任者の氏名
- (5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第6条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として3日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示，立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については，次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内，立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず，配付責任者において回収し，その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が，学内において，拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は，授業，研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この規則は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は，この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は，この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は，この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 4 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 5 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
 - (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者
- 2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
 - (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認められる者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。
- 3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- (1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日
 - (2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日
- 4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。
- 5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予並びに光り輝く奨学生に係る入学料の免除)

第 3 条の 2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学

料の免除及び徴収猶予並びに広島大学光り輝く奨学制度による奨学生(以下「光り輝く奨学生」という。)に係る入学料の免除については、広島大学奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であつて、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレントスチューデントスカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生及び光り輝く奨学生の授業料免除については、広島大学奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(入学前奨学制度による奨学生に対する授業料免除)

第5条の4 広島大学入学前奨学制度による奨学生の授業料免除については、広島大学入学前奨学制度規則(平成29年2月21日規則第6号)の定めるところによる。

(給付奨学金制度による給付奨学生に対する授業料免除)

第5条の5 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度による給付奨学生の授業料については、全額免除とする。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以

内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成30年3月19日規則第24号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

8 広島大学学生表彰規則

(平成16年4月1日規則第14号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第39条第2項(広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成19年3月20日規則第44号)第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 理事(教育・東千田担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第4条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

- 2 審査会の構成員は、別に定める。
- 3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

- 2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第7条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第8条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成28年4月1日規則第86号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

9 広島大学学生表彰基準

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生表彰基準

1 表彰の対象者について

表彰の時点において、死亡、卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行った行為が死亡、卒業等の後に高く評価されたときは、広島大学学生表彰規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号。以下「規則」という。)第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

2 表彰候補者の推薦方法について

規則第 3 条に規定する表彰候補者の推薦は、所定の書面により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3 審査会について

規則第 4 条に規定する審査会は、教育研究評議会の構成員を中心に、学長が指名する者若干人をもって組織するものとする。

4 重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

5 表彰の方法について

(1) 規則第 5 条の規定により授与される表彰状の様式は、別に定める。

(2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする(例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)

6 表彰の公表について

規則第 7 条の規定により表彰を受けた者の公表は、学報等に掲載することにより行うものとする。

7 表彰の基準について

(1) 学術研究活動に関する表彰について

ア 学部生

「成績優秀者」

①

各学部は、各年度において卒業する学生の中から、原則として 1 人の「成績優秀者」を選定し、推薦するものとする。

その他

②

上記の「成績優秀者」とはならなかったが、所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績をあげた者については、別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

イ 大学院生等

各研究科等は、研究論文、研究業績等が国内外の学界において特に高い評価(学会賞の受賞又は評価の高い学術誌への発表等)を受け、本学の名誉を高めた者がいる場合に表彰の対象として考慮するものとし、推薦は原則として 1 人とする。

(2) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以

上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

(3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動，人命救助，犯罪防止，災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお，国内外の公的機関等による表彰の有無，新聞等による報道の有無は，あくまでも参考にとどめ，表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され，本学学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附 則

この基準は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 30 年 3 月 14 日 一部改正)

この基準は，平成 30 年 3 月 14 日から施行する。

広島大学学生懲戒規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 41 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させること。

イ 有期の停学 3 月未満の停学で、確定期限を付すもの

ロ 無期の停学 3 月以上の停学で、確定期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの

(3) 退学 学生としての身分を失わせること。

(懲戒の要否等の決定)

第 3 条 懲戒に相当する行為の存否及び懲戒の処分量定は、学生による事件事故に係る原因行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとする。

2 原因行為の悪質性の認否に当たっては、学生の主観的態様、行為の性質、当該行為に至る動機及び事後の対応等を勘案して判断するものとする。この場合において、過去に懲戒を受けた者又は次条に規定する学部等の長の指導を受けた者による事件事故である場合は、より悪質性が高いものとみなす。

3 結果の重大性の認否に当たっては、精神的損害を含めた人身損害の有無及びその程度、物的損害の有無及びその程度、当該行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(学部等の長の指導)

第 4 条 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、学部又は研究科(以下「学部等」という。)の長は、学生に対し、厳重注意その他の指導(以下「学部等の長の指導」という。)を行うことができる。

(懲戒の処分量定の標準例)

第 5 条 懲戒の処分量定の標準例は、別表のとおりとする。

(事件事故の報告)

第 6 条 学生による事件事故(ハラスメント及び不正受験を除く。)が発生した場合は、当該学生が所属する学部等の長は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査を行い、その調査の結果を学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第 7 条 学部等の長は、事実関係の調査並びに事件事故に係る事実の存否及び周辺事情の認定に当たっては、原則として、学生から事情聴取を行わなければならない。

2 学生が刑事法上の身柄拘束等をしていることにより、事情聴取を行うことができない場合で、かつ、学部等の長が事情聴取の必要性を認めるときは、事情聴取が可能となるまでの間、前条の調査結果の報告を留保することができるものとする。

3 事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ、学生が異議を述べている場合は、当該学生の供述よりも

信用するに足るべき他者の供述が得られた場合など、特別な状況があるときに限り、当該事実があったと認定できるものとする。

(審査会)

第8条 学長は、第6条の規定により報告があった事件事故について、懲戒を検討する必要があると認めるとき(ハラスメントにあつては、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日規則第111号)第6条第2項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議した事案において、評議会が学生の懲戒が相当と判断したとき)は、学生懲戒審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

- 2 審査会は、副学長(学生支援担当)、当該学生が所属する学部等の長及び他の学部等の長若干人で組織するものとし、事件事故の内容に応じて学長が必要と認める者を加えることができる。
- 3 審査会は、第6条の報告(次項の規定により追加の調査を行った場合は、当該調査の結果の報告を含む。)に基づき、学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容について審査する。この場合において、審査会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- 4 審査会は、必要に応じて、学部等の長に対して、当該学部等が行った事実関係の調査及び調査の結果について説明を求め、又は追加の調査を求めることができる。
- 5 審査会は、審査の結果を文書で学長に報告するものとする。

(審査の結果の通知)

第9条 学長は、前条第5項の報告を受けたときは、審査会の審査の結果を当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(学部等における審議)

第10条 学部等の長は、前条の通知があつたときは、学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

(評議会への諮問)

第11条 学長は、審査会の審査の結果及び学部等の教授会の意見の双方又はいずれか一方が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(懲戒の決定)

第12条 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(不正受験の取扱い)

第13条 学部等の長は、学生による不正受験が発覚した場合は、学長に通報するとともに、当該学生の懲戒について教授会の審議に付すものとする。この場合において、教授会は、当該学生の懲戒について学長に意見を述べるものとする。

- 2 学長は、前項の教授会の意見が学生の懲戒を提案するものであるときは、学生の懲戒について評議会に諮問する。この場合において、評議会は、当該学生に対して、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- 3 学長は、評議会の審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(懲戒の手続)

第14条 懲戒処分は、学生に処分通知書(別記様式第1号)を交付し、又は口頭により通知して行わなければならない。

- 2 処分通知書の交付を行う際に、これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合は、当該学生の最

後の住所地を管轄する簡易裁判所に対し民法(明治29年法律第89号)に定める公示の手続を行い、公示された日から2週間を経過したときに処分通知書の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の効力)

第15条 懲戒処分の効力は、処分通知書を学生に交付したとき、又は口頭により通知した時点で発生するものとする。

(停学期間)

第16条 停学の期間の計算は、暦に従って計算するものとし、懲戒処分の効力発生日の翌日から起算する。

(無期の停学の解除)

第17条 無期の停学の解除は、学生が所属する学部等の長からの申出により、学長が評議会に諮問して行う。

(停学中の学生指導)

第18条 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等が行うものとする。

(停学中の期末試験及び履修登録)

第19条 停学の期間中における期末試験の受験及び履修手続の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 停学を開始したターム又は学期の期末試験の受験を認める。ただし、受験資格を満たしていないときは、この限りでない。

(2) 停学の期間中の全ての履修登録を認める。

(告示)

第20条 学長は、学生の懲戒を行ったときは、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式第2号)により学内に告示するものとする。

(証明書類等への記載の禁止)

第21条 本学が作成する成績証明書その他の証明書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒の有無及び学部等の長の指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第22条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 広島大学学生懲戒指針(平成16年4月1日学長決裁)及び広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)(平成22年9月21日学長決裁)は、廃止する。

3 この規則の施行前に発生した学生による事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

懲戒の処分量定の標準例

種類	事件事故	処分量定
犯罪行為等	殺人, 強盗, 強姦性交等, 誘拐, 放火等の凶悪な犯罪行為	退学
	暴行, 傷害, 万引きその他の窃盗, 横領, 恐喝又は詐欺行為	退学, 停学又は訓告
	麻薬, 覚せい剤等の薬物犯罪行為(栽培, 売買, 不正所持又は使用)	退学又は停学(無期)
	賭博行為	停学又は訓告
	性的な迷惑行為(痴漢行為, のぞき見, 盗撮行為等), わいせつ行為(公然わいせつ, わいせつ物頒布等), 性暴力行為(強制わいせつ等)又はストーカー行為	退学, 停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正利用による犯罪行為	退学又は停学
交通事故等	飲酒運転若しくは暴走運転により相手を死亡させ, 又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	飲酒運転又は暴走運転により人身事故(高度後遺障害等を負わせる人身事故を除く。)を起こした場合	退学又は停学(無期)
	無免許運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ, 又は人身事故を起こした場合	退学又は停学(無期)
	飲酒運転, 暴走運転又は無免許運転	停学
不正受験	替え玉受験等の悪質な不正行為	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓告
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
研究活動上の不正行為	研究活動におけるねつ造, 改ざん又は盗用	退学又は停学
	研究費等の不正使用	停学又は訓告
ハラスメント	セクシュアル・ハラスメント行為, アカデミック・ハラスメント行為, パワー・ハラスメント行為又はモラル・ハラスメント行為	退学, 停学又は訓告
非違行為等	本学の知的財産を故意に喪失させる行為	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは損壊若しくは失火(結果が重大なものに限る。)	退学, 停学又は訓告
	本学の構成員に対する暴力行為, 威嚇, 拘禁又は拘束	退学, 停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学, 停学又は訓告
	本学が管理する器物の損壊, 汚損又は失火(結果が重大なものに限る。)	停学又は訓告
	飲酒を強要し, 死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し, 急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	未成年者に対する飲酒若しくは喫煙を強要又は助長する行為	停学又は訓告
	授業, 実習, 研修等で知り得た個人情報の漏えい, 紛失等の不適切な取扱い	停学又は訓告
	人を教唆して事件事故を実行させた場合又は人の事件事故を幫助した場合	退学, 停学又は訓告
	その他, 本学の信用を著しく失墜させる行為	退学, 停学又は訓告

11 広島大学霞地区体育館使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学霞地区体育館及び広島大学霞地区課外活動等共用施設内規第6条の規定に基づき、広島大学霞地区体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 体育館は、次の用途に使用するものとする。

- (1) 霞地区に所在する部局が承認する体育系学生団体が行う課外体育活動
- (2) 霞地区に所在する部局の学生及び職員のスポーツ活動
- (3) 医学部長が適当と認めた行事等

(使用日時)

第3条 体育館を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。
- (2) 使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、月曜日から金曜日の午後5時以降及び土曜日の午後3時以降は、体育活動以外には使用できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用手続)

第4条 体育館を使用しようとするときは、別紙様式により使用しようとする3日前までに所属部局の事務部を経て医学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第5条 使用責任者は、使用を中止しようとするときは、直ちに医学部長に届け出るものとする。

(遵守事項)

第6条 体育館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 他の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用時間を遵守し、土足での出入りはしないこと。
- (4) 火気は使用しないこと。
- (5) 指定の場所以外では喫煙をしないこと。
- (6) 飲食物の持込はしないこと。
- (7) 指定の場所以外に掲示や貼り紙をしないこと。
- (8) 使用許可を受けた場所、備品又は用具以外のものを無断で使用しないこと。
- (9) 施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、速やかに係員に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 使用後は、清掃をするとともに、使用物品を整理整頓し、消灯及び戸締りを行うこと。
- (11) 係員の指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第7条 医学部長は、使用者が第6条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消すことがある。

2 医学部長は、前項に規定する場合のほか、公務上必要があると認めた場合は、使用条件を変更し、又は体育館の全部若しくは一部の使用を取り消すことができる。

(損害賠償)

第8条 使用者が、故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 体育館に関する事務は、学生支援室において処理する。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は、医学部長が定める。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

IV その他

Others

組織及び職員	165
Organization and Faculty Staff	

組織及び職員

平成30年4月1日現在

担当専攻, プログラム, 講座, 教員組織, 区分/研究室名 (病院, センター等は, 研究科で使用する学問・研究分野名称)	教授 Professor	准教授 Associate professor	講師 Instructor
医歯薬学専攻：医学専門プログラム			
医学講座			
医歯薬保健学研究院：基幹講座			
解剖学及び発生生物学 Anatomy and Developmental Biology	池上 浩司		
神経生物学 Neurobiology	相澤 秀紀		
心臓血管生理医学 Cardiovascular Physiology and Medicine	吉栖 正生	石田 万里	小久保 博樹
神経生理学 Neurophysiology	橋本 浩一		竹本 裕美
分子細胞情報学 Biochemistry	今泉 和則	金子 雅幸	金本 聡自
医化学 Biomedical Chemistry	浅野 知一郎	鎌田 英明	中津 祐介
神経薬理学 Molecular and pharmacological neuroscience	酒井 規雄		田中 茂
分子病理学 Molecular Pathology	安井 弥	大上 直秀	仙谷 和弘
病理学 Pathology	武島 幸男		AMATYA VISHWA JEET
ウイルス学 Virology	坂口 剛正	入江 崇	
疫学・疾病制御学 Epidemiology, Infectious Disease Control and Prevention	田中 純子		
公衆衛生学 Public Health and Health Policy	鳥帽子田 彰		
法医学 Forensic Medicine	長尾 正崇	奈女良 昭	
免疫学 Immunology	菅野 雅元		
消化器・代謝内科学 Gastroenterology and Metabolism	茶山 一彰	伊藤 公訓 HAYES CLAIR NELSON	三木 大樹
分子内科学 Molecular and Internal Medicine	服部 登		藤高 一慶 岩本 博志
脳神経内科学 Clinical Neuroscience and Therapeutics	丸山 博文	細見 直永	
精神神経医学 Psychiatry and Neurosciences	岡本 泰昌	山下 英尚	岡田 剛
小児科学 Pediatrics	小林 正夫		岡田 賢
外科学 Surgery	末田 泰二郎	村上 義昭	上村 健一郎
消化器・移植外科学 Gastroenterological and Transplant Surgery	大段 秀樹	田中 友加 田邊 和照	
脳神経外科学 Neurosurgery	栗栖 薫	飯田 幸治	
整形外科 Orthopaedic Surgery	安達 伸生	久保 忠彦	
皮膚科学 Dermatology	秀 道広	田中 暁生	
腎泌尿器科学 Urology	松原 昭郎	亭島 淳	
視覚病態学 Ophthalmology and Visual Science	木内 良明	近間 泰一郎 高 知愛	
耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学 Otorhinolaryngology, Head and Neck Surgery	竹野 幸夫		
放射線診断学 Diagnostic Radiology	栗井 和夫	馬場 康貴	
放射線腫瘍学 Radiation Oncology	永田 靖		村上 祐司
産科婦人科学 Obstetrics and Gynecology	工藤 美樹		
麻酔蘇生学 Anesthesiology and Critical Care	河本 昌志	濱田 宏	
循環器内科学 Cardiovascular Medicine	木原 康樹	山本 秀也 中野 由紀子	
救急集中治療医学 Emergency and Critical Care Medicine	志馬 伸朗	大下 慎一郎	
病院（医）：協力講座			
総合診療医学 General Medicine	田妻 進	溝岡 雅文	菅野 啓司
システム医療学 Endoscopy and Medicine	志馬 伸朗	津久間 秀彦	
内視鏡医学 Endoscopy and Medicine	田中 信治		
リウマチ・膠原病学 Clinical Immunology and Rheumatology	杉山 英二		平田 信太郎
感染症学 Infectious Diseases	大毛 宏喜		
リハビリテーション学 Rehabilitation Medicine	木村 浩彰		
病理診断学 Anatomical Pathology	有廣 光司		
腎臓内科学 Nephrology	正木 崇生		
形成外科学 Plastic Surgery	横田 和典		
がん化学療法科学 Clinical Oncology	杉山 一彦		
自然科学研究支援開発センター：協力講座			
生命科学 Natural Science Center for Basic Research and Development	檜山 英三 外丸 祐介		
学外研究所等：連携講座			
(国研) 理化学研究所 神経・精神病態制御学 【脳科学総合研究センター】	加藤 忠史 内匠 透		
マツダ (株) 技術研究所 感性脳工学	農澤 隆秀 高見 明秀	西川 一男	
(独)国立病院機構 呉医療センター・中国がんセンター がん臨床制御学	竹林 実 谷山 清己 田代 裕尊 下瀬 省二		
学外研究所等：連携教員			
臨床情報医工学プログラム及びCOI STREAM関係	乾 敏郎		

担当専攻, プログラム, 講座, 教員組織, 区分/研究室名 (病院, センター等は, 研究科で使用する学問・研究分野名称)	教授 Professor	准教授 Associate professor	講師 Instructor
共同研究講座			
幹細胞応用医科学 Stem Cell Biology and Medicine	中島 歩		
運動器超音波医学 Musculoskeletal Ultrasound in Medicine		中島 祐子	
先進画像診断開発 Advanced Diagnostic Imaging Development		檜垣 徹	
先端生体機能画像開発 Advanced Bio-functional Imaging Development		中村 優子	
寄附講座			
人工関節・生体材料学 Artificial Joints and Biomaterials		山崎 琢磨	
ストレス分子動態学 Stress Protein Processing		齋藤 敦	
糖尿病・生活習慣病予防医学 Preventive Medicine for Diabetes and Lifestyle-related Diseases	米田 真康		
医歯薬学専攻：歯学専門プログラム			
歯学講座			
医歯薬保健学研究院：基幹講座			
硬組織代謝生物学 Calcified Tissue Biology	吉子 裕二		
顎顔面解剖学 Maxillofacial Anatomy and Neuroscience	寺山 隆司		
口腔生理学 Physiology and Oral Physiology	杉田 誠		
生体分子機能学 Molecular Biology and Biochemistry	宿南 知佐		
口腔顎顔面病理病態学 Oral and Maxillofacial Pathobiology	高田 隆	宮内 睦美	
細菌学 Bacteriology	(未 定)		
細胞分子薬理学 Cellular and Molecular Pharmacology	兼松 隆		
生体材料学 Biomaterials	加藤 功一		
粘膜免疫学 Mucosal Immunology	高橋 一郎	飛梅 圭	
歯周病態学 Periodontal Medicine	栗原 英見	藤田 剛	
分子口腔医学・顎顔面外科学 Molecular Oral Medicine & Maxillofacial Surgery	岡本 哲治	虎谷 茂昭	
口腔外科学 Oral Surgery	(未 定)	武知 正晃	
先端歯科補綴学 Advanced Prosthodontics	津賀 一弘	吉川 峰加 阿部 泰彦 吉田 光由	
歯科矯正学 Orthodontics and Craniofacial Developmental Biology	谷本 幸太郎	上田 宏	
歯科放射線学 Oral and Maxillofacial Radiology	柿本 直也		
歯髄生物学 Biological Endodontics	柴 秀樹		
小児歯科学 Pediatric Dentistry	香西 克之	光畑 智恵子	
歯科麻酔学 Dental Anesthesiology	入船 正浩		
国際歯科医学・分子腫瘍学 Global Dental Medicine and Molecular Oncology	藤井 万紀子		
病院（歯）：協力講座			
歯科医学教育学 Dental Education	河口 浩之		
障害者歯科学 Special Care Dentistry	岡田 芳幸		
学外研究所等：連携講座			
国立感染症研究所 薬剤耐性学	菅井 基行 柴山 恵吾		
医歯薬学専攻：薬学専門プログラム			
薬学講座			
医歯薬保健学研究院：基幹講座			
細胞分子生物学 Xenobiotic Metabolism and Molecular Toxicology	田原 栄俊	高橋 陵宇	
生理化学 Physiological Chemistry	(未 定)	樫木 薫	
核酸分析化学 Nucleic Acids Biochemistry	紙谷 浩之	河合 秀彦	
生体機能分子動態学 Xenobiotic Metabolism and Molecular Toxicology	古武 弥一郎		
治療薬効学 Pharmacotherapy	小澤 孝一郎	細井 徹	
漢方診療学 Kampo Medicine	飯塚 徳男	横大路 智治	
臨床薬物治療学 Clinical Pharmacotherapy	森川 則文	猪川 和朗	
病院：協力講座			
病院薬剤学 Pharmaceutical Services	松尾 裕彰		
医歯薬学専攻：放射線医科学プログラム			
放射線医科学講座			
原爆放射線医科学研究所：協力講座			
細胞修復制御 Cellular Biology	田代 聡		孫 継英
放射線細胞応答 Molecular Radiobiology	(未 定)		
疾患モデル解析 Disease Model	(未 定)	藤本 成明	
放射線ゲノム疾患 Genetics and Cell Biology	松浦 伸也		宮本 達雄
ゲノム障害病理 Human Genetics	東 幸仁		
がん分子病態 Molecular Oncology	稲葉 俊哉		
分子発がん制御 Experimental Oncology	(未 定)	笹谷 めぐみ	
幹細胞機能学 Stem Cell Biology	(未 定)	仲 一仁	
放射線医療開発 Radiation Medicine	廣橋 伸之		
血液・腫瘍内科 Hematology and Oncology	一戸 辰夫	福島 伯泰	本庶 仁子
腫瘍外科 Surgical Oncology	岡田 守人	宮田 義浩	角舎 学行
分子疫学 Epidemiology	川上 秀史	森野 豊之	
計量生物 Environmetrics and Biometrics	(未 定)	佐藤 健一	
線量測定・評価 Radiation Biophysics	保田 浩志		

担当専攻, プログラム, 講座, 教員組織, 区分/研究室名 (病院, センター等は, 研究科で使用する学問・研究分野名称)	教授 Professor	准教授 Associate professor	講師 Instructor
学外研究所等: 連携講座			
(公財)放射線影響研究所生体防御ゲノム機能研究室	楠 洋一郎 林 奉権	伊藤 玲子	
(公財)放射線影響研究所放射線健康影響疫学研究室	小笹 晃太郎	坂田 律	
(公財)放射線影響研究所放射線誘発突然変異解析研究室	野田 朝男	内村 有邦	
(国研)放射線医学総合研究所 重粒子医科学・分子イメージング	辻 比呂志 福村 明史	西井 龍一	
(国研)放射線医学総合研究所放射線防護・緊急被ばく医療	仲野 高志 立崎 英夫 柿沼 志津子		
口腔健康科学専攻			
口腔健康科学講座			
医歯薬保健学研究院: 基幹講座			
公衆口腔保健学 Public Oral Health	杉山 勝		野宗 万喜 重石 英生
口腔発達機能学 Maxillofacial Functional Development	内藤 真理子		
口腔保健管理学 Oral Health Management	竹本 俊伸		松本 厚枝
生体構造・機能修復学 Anatomy and Functional Restorations	里田 隆博	下江 宰司	
医療システム・生体材料工学 Medical System and Biomaterial Engineering	村山 長		峯 裕一
口腔生物工学 Oral Biology & Engineering	二川 浩樹	田地 豪	笹原 妃佐子
薬科学専攻			
薬科学講座			
医歯薬保健学研究院: 基幹講座			
医薬分子機能科学 Functional Molecular Science	小池 透	木下 英司	
医療薬剤学 Pharmaceutics and Therapeutics	高野 幹久	湯元 良子	
創薬合成化学 Synthetic Organic Chemistry	熊本 卓哉		
生薬学 Pharmacognosy	松浪 勝義		
微生物医薬品開発学 Microbiology	黒田 照夫	熊谷 孝則	
薬効解析科学 Pharmacology	森岡 徳光		
共同研究講座			
未病・予防医学 Probiotic Science for Preventive Medicine	杉山 政則		
保健学専攻			
看護開発科学講座			
医歯薬保健学研究院: 基幹講座			
健康開発科学 Health Promotion and Developmental Sciences	小林 敏生		
健康情報学 Health Informatics	梯 正之		
基礎看護開発学 Fundamental Nursing	折山 早苗		恒松 美輪子
助産・母性看護開発学 Midwifery and Maternal-Child Nursing	大平 光子	小澤 未緒	藤本 紗央里
成人看護開発学 Chronic Care & Family Nursing	森山 美知子		
小児看護開発学 Pediatric Nursing	祖父江 育子		竹中 和子
精神保健看護開発学 Mental Health and Psychiatric Nursing	國生 拓子		
成人健康学 Health Care for Adult	片岡 健		二井谷 真由美
地域・在宅看護開発学 Home Health Care and Public Health Nursing	中谷 久恵		大塚 美樹
地域・学校看護開発学 School and Public Health Nursing	川崎 裕美		
老年・がん看護開発学 Gerontological and Oncology Nursing	宮下 美香		
心身機能生活制御科学講座			
医歯薬保健学研究院: 基幹講座			
スポーツリハビリテーション学 Sports Rehabilitation	浦邊 幸夫 (未定)		前田 慶明
生体構造学 Anatomy and Histology			
生体運動・動作解析学 Biomechanics	新小田 幸一		高橋 真
生体機能解析制御科学 Physical Analysis and Therapeutic Sciences	濱田 泰伸	関川 清一	
生体環境適応科学 Bio-Environmental Adaptation Sciences	弓削 類		
運動器機能医科学 Musculoskeletal Functional research and regeneration	浦川 将		藤田 直人
生理機能情報科学 Integrative Physiology	松川 寛二		
作業行動探索科学 Human Behavior Science of Occupational Therapy	宮口 英樹		石附 智奈美
感覚運動神経科学 Sensorimotor Neuroscience	桐本 光		
精神機能制御科学 Psychosocial Rehabilitation	岡村 仁		金子 史子
上肢機能解析制御科学 Analysis and Control of Upper Extremity Function	砂川 融		車谷 洋
老年・地域作業機能制御科学 Gerontological and Community-Based Occupational Therapy	花岡 秀明		

